

三田の保健福祉

令和 2 年度 版

三 田 市

目 次

健 康

【母子保健】

1. 乳幼児健康診査	2
2. 乳幼児等・こども医療費助成	2
3. 未熟児養育医療費の給付	3
4. 妊婦健康診査費助成事業	3
5. 母子健康手帳の交付	4
6. プレ・パパママ教室	4
7. 乳幼児健診事後指導教室	4
8. 離乳食教室	4
9. 妊産婦・新生児・乳児・未熟児訪問	4
10. ブックスタート事業	5
11. 乳幼児健康相談	5
12. 5歳児発達相談	5
13. 特定不妊治療費助成事業	5
14. 新生児聴覚検査費助成事業	6

【チャッピーサポートセンター

(子育て世代包括支援センター)】

【中・高齢者保健】

1. 健康教育	7
2. 健康相談	7
3. 健康診査	7

【結核・感染症予防対策】

1. 感染症予防	11
2. 定期の予防接種事業	12

【地域医療】

1. 健康医療相談ダイヤル	14
2. 休日診療	14
3. 小児救急輪番制	15

【献血推進】

【健康づくり】

児童福祉

1. 家庭児童相談室	18
2. こども家庭センター	18
3. 子育て家庭ショートステイ	19
4. 里親	19
5. 児童手当	19
6. 児童扶養手当	20
7. 特別児童扶養手当	20
8. 児童福祉施設	21
9. 保育所・認定こども園・ 小規模保育(2号・3号認定)	22

10. 病児・病後児保育事業 さんだ「ワラビーズ」	22
11. 地域子育て支援センター事業	22
12. 地域子育てステーション事業	23
13. 養育支援訪問事業	23
14. こんにちは赤ちゃん事業	23
15. ファミリーサポートセンター	23
16. 多世代交流館 ふらっと	24
17. 駅前子育て交流ひろば	24
18. 駒ヶ谷運動公園子育て交流ひろば	24
19. 子育て応援メール配信事業 「SUNだっこメール」	25
20. 池尻児童館	25
21. 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	25
22. 家庭教育充実事業 (家庭教育学級)	25
23. 青少年育成センター	26

母子(寡婦)・父子福祉

1. ひとり親家庭自立支援 教育訓練給付金事業	28
2. ひとり親家庭高等職業訓練 促進給付金等事業	28
3. ひとり親等ファミリーサポートセンター 援助活動利用料助成事業	28
4. JR定期券の割引	28
5. 母子家庭等特別相談	28
6. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	28
7. 母子生活支援施設	28
8. 遺族年金(遺族基礎年金・ 遺族厚生年金・遺族共済年金)	29
9. 母子・父子・遺児医療費助成	29
10. ハローワーク(公共職業安定所)	30

障害者(児)福祉

1. 障害者相談員	32
2. 身体障害者更生相談所	32
3. 知的障害者更生相談所	32
4. 補聴器相談	32
5. 身体障害者	33
6. 身体障害者手帳	33
7. 知的障害者	33
8. 療育手帳	33
9. 精神障害者	34
10. 精神障害者保健福祉手帳	34
11. 障害児の支援	35
12. 自立支援医療(更生医療・育成医療)	35
13. 自立支援医療(精神通院)	36
14. 重度障害者(児)医療費助成	36

15. 高齢重度障害者医療費助成	37
16. 日常生活用具	37
17. 補装具	37
18. 障害者のスポーツ	38
19. 重度心身障害者(児)介護手当	38
20. 特別障害者手当等	39
21. 心身障害者扶養共済	39
22. 意思疎通支援者派遣事業	40
23. 手話通訳者の配置	40
24. 身体障害者更生資金特別貸付事業	40
25. 在宅重度障害者(児)生活環境改善 資金貸付事業	41
26. 声の広報	41
27. タクシー料金助成利用券	42
28. 緊急通報ファクス事業	42
29. NET119緊急通報システム	42
30. 緊急通報システム機器設置サービス	42
31. 障害福祉サービスの利用について	43
32. 高額障害福祉サービス費等	47
33. 障害児通所支援の多子軽減措置	48
34. 児童発達支援等の利用者負担の無償化	48

介護保険制度

1. 被保険者	50
2. 保険料	51
3. 要介護認定	54
4. 保険給付	55
5. 市内のサービス事業者一覧	57
6. 利用料負担	62
7. 介護保険に関する相談・苦情窓口	66
8. 地域包括支援センター	66

高齢者福祉

【健康・生きがいをづくりのためのサービス】

1. 健康教室事業 (地域包括支援センター・高齢者支援 センター事業)	69
2. 食生活改善支援サービス	69
3. 高齢者つどいの日	69
4. 食の自立支援サービス	70

【介護予防・日常生活支援総合事業のサービス】

5. 通所型サービスB (高齢者ふれあいデイサービス)	70
6. 訪問型サービスB (生活支援型サービス)	70

【家庭で介護している人へのサービス】

7. 家族介護用品支給サービス	71
-----------------	----

8. 徘徊高齢者家族支援サービス	71
------------------	----

【安心して生活を送るためのサービス】

9. 緊急通報システム機器 設置サービス	71
10. 住宅改造費助成サービス	72
11. 高齢者住宅等安心確保事業 (シルバーハウジング)	72

【高齢者に関する総合相談窓口】

12. いきがい応援プラザ～HOT～	73
13. 三田市地域包括支援センター・ フラワー地域包括支援センター・ ウッディ地域包括支援センター	73
14. 高齢者支援センター運営事業	74
15. 成年後見制度利用支援事業 (市長申立て)	75

【その他の制度やサービス・活動など】

16. 老人ホーム	75
17. 老人クラブ	76
18. 公益社団法人 三田市シルバー人材センター	76
19. 高齢者運賃助成	77
20. 認知症サポーター養成講座	77
21. もの忘れ相談	78
22. 三田市雇用・生活支援相談所	78
23. 後期高齢者医療制度	78
24. 高齢期移行助成 (旧老人医療費助成)	81
25. さんだ生涯学習カレッジ	81

生活保護

1. 生活保護	84
---------	----

地域福祉

1. 総合福祉保健センター	87
2. 日本赤十字社活動	88
3. ふれあい福祉バス助成事業	88
4. ふれあい活動推進事業	89
5. 民生委員・児童委員	90
6. 民生・児童協力委員	90

その他の福祉

1. 戦没者の遺族に関する援護	94
2. 戦傷病者に関する援護	94
3. 戦没者の慰霊	94
4. 精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律に基づく市長の同意	95
5. 行旅病人・行旅死亡人	95

6. 災害見舞金	95
7. 外国籍高齢者・重度障害者等 特別給付金	95
8. 中国残留邦人等に対する 支援給付制度	96
9. AED（自動体外式除細動器）設置	96
10. 救急医療情報キットの配布を通じた 地域見守り事業	97
11. 避難行動要支援者名簿の作成	98
12. 権利擁護支援事業	98
13. 生活困窮者自立支援事業	98
14. 住居確保給付事業	98
15. 一時生活支援事業	98

民間の社会福祉活動

1. 社会福祉法人 三田市社会福祉協議会	100
2. ボランティアグループ	106
3. 市内の福祉関係施設	108
4. 社会福祉関係団体・関係機関	112
5. 福祉関係法人	113

資料編	115～
-----	------

健 康

本事業の窓口は「福祉共生部健康推進室健康増進課」

☎ 5 5 9 - 6 1 5 5 F A X 5 5 9 - 5 7 0 5

他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

【母子保健】

1. 乳幼児健康診査

乳幼児の発育・栄養状態・運動機能・精神発達の状況を観察することで、疾病の早期発見に努め、児の健やかな発達と保護者の育児を支援することを目的に次の健診を実施しています。

健康診査名	健診項目
4か月児健康診査	R2.05.18より市内の実施医療機関にて 問診、身体計測、内科診察、育児相談で個別健診
9か月児健康診査	問診、身体計測、内科診察、離乳食のお話、育児相談、 栄養相談・歯のお話・ブックスタート
1歳6か月児健康診査	問診、身体計測、内科診察、歯科診察、歯科保健相談、 育児相談、栄養相談
3歳児健康診査	
3歳児視聴覚健診	耳鼻科健診、眼科健診

〔窓 口〕

すくすく子育て課（保健センター）TEL 559-5701 FAX 559-5705

2. 乳幼児等・こども医療費助成

診療時の健康保険適用後の自己負担分を公費で助成する制度です。

平成30年7月～令和2年6月

	未就学児	小学生・中学生
低所得者以外	通院 0円 入院 0円	通院 2割 1医療機関※あたり1日上限 400円（月2日まで） 入院：0円
低所得者	通院：0円 入院：0円	

令和2年7月～

所得区分	未就学児	小学生・中学生
所得制限額以上 （市民税所得割額 23万5千円以上世帯）	通院 0円	通院 3割 1医療機関※あたり1日上限 800円（月2日まで） 入院：0円
所得制限額未満 （市民税所得割額 23万5千円未満世帯）	入院 0円	通院 2割 1医療機関※あたり1日上限 400円（月2日まで） 入院：0円
低所得者 （市民税非課税 で一定基準を満た す世帯）	通院：0円 入院：0円	

※同一医療機関で3日目以降の受診は一部負担金が0円となります。

低所得者の要件は市民税非課税世帯でかつ、世帯全員の年金収入と他の所得との合計が80万円以下の世帯の方

〔申請に必要なもの〕

健康保険証、印鑑、所得・課税証明書（1歳児以上の扶養義務者がその年の1月2日以降に転入したとき等）

〔窓 口〕

国保医療課 給付係 TEL 559-5049 FAX 559-2636

3. 未熟児養育医療費の給付

未熟児に係る入院医療費のうち、医療保険適用後の自己負担額及び入院時の食費自己負担額を公費負担する制度です。

〔対象者〕

次のいずれかの症状があり、医師が入院養育を必要と認めた市内に住所を有する人

- ①出生時の体重が2000グラム以下の人
- ②生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - (1) 一般状態
 - (ア) 運動不安、痙れんがあるもの
 - (イ) 運動が異常に少ないもの
 - (2) 体温が摂氏34度以下のもの
 - (3) 呼吸器、循環器系
 - (ア) 強度のチアノーゼが持続するもの、又はチアノーゼ発作を繰り返すもの
 - (イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
 - (ウ) 出血傾向の強いもの
 - (4) 消化器系
 - (ア) 生後24時間以上排便のないもの
 - (イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
 - (ウ) 血性吐物、血性便のあるもの
 - (5) 黄疸
生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

〔有効期間〕

医療意見書の診療予定期間内で、満1歳の誕生日の前々日を限度とします。

〔申請に必要なもの〕

養育医療給付申請書、養育医療意見書、世帯調書、お子様の保険証の写し（まだ、発行されていない場合、扶養する保護者のものでも可。）、市民税の証明書類（賦課期日に三田市に住所がある人で、申請時に課税状況確認に同意される場合は不要です。）

〔窓 口〕

すくすく子育て課（保健センター）TEL 559-5701 FAX 559-5705

4. 妊婦健康診査費助成事業

三田市に住民登録がある方が妊婦健康診査を受けた場合、健診費用の一部助成を行います。平成27年4月1日から、妊婦1人につき8万5千円を上限に助成券を交付します。

助成券を使用できない県外等の医療機関については、償還払いによる助成を行っています。

〔窓 口〕

すくすく子育て課（本庁舎） TEL 559-5093 FAX 563-3611
すくすく子育て課（保健センター） TEL 559-5701 FAX 559-5705

5. 母子健康手帳の交付

妊娠・出産・育児を通じたお母さんとお子さんの健康記録です。乳幼児健診や予防接種の結果等を記録していくことを目的として、妊娠届出時に交付します。

〔窓 口〕

すくすく子育て課（本庁舎） TEL 559-5093 FAX 563-3611

すくすく子育て課（保健センター） TEL 559-5701 FAX 559-5705

6. プレ・パパママ教室

これから親となる妊婦とそのパートナーが、妊娠の経過や出産、育児について正しく学び、正しい知識を得ることで、2人で「子育て」について考え、妊娠中や出産後の育児を不安なく取り組んでいけるように援助することを目的として実施します。

〔窓 口〕

すくすく子育て課（保健センター） TEL 559-5701 FAX 559-5705

7. 乳幼児健診事後指導教室

親と子の遊びを通じて、親自身が子どもへの接し方を学び、子どもの健全な発育・発達を支援する教室です。また、親同士の交流を図り、育児不安を解消できる場づくりをしています。

ふれあい教室	対象者 1歳6か月から3歳までの児とその保護者
なかよし教室	対象者 3歳から就学前までの児とその保護者

〔窓 口〕

すくすく子育て課（保健センター） TEL 559-5701 FAX 559-5705

8. 離乳食教室

月齢にあった離乳食の進め方や、むし歯予防のための口腔ケアの方法を知り、食に対する不安を解消することを目的とした教室です。

R2年8月よりオンラインで実施しています。また、R2年6月より4か月以上の未就学児を対象とした、離乳食・幼児食相談会も実施しており、栄養士や歯科衛生士による個別相談を行います。

もぐもぐ教室	対象者 4～6か月児の親子
かみかみ教室	対象者 9～11か月児の親子

〔窓 口〕

すくすく子育て課（保健センター） TEL 559-5701 FAX 559-5705

9. 妊産婦・新生児・乳児・未熟児訪問

訪問を希望する妊産婦又は新生児・乳児・未熟児の保護者、あるいは乳幼児健診の結果必要な人

等の訪問をし、生活に即した相談・助言を行うことで、子どもの健やかな発育と母親の育児に対する不安等の解消を図ることを目的として実施しています。

〔窓 口〕

すくすく子育て課（保健センター）TEL 559-5701 FAX 559-5705

10. ブックスタート事業

9か月児健康診査時に、絵本のプレゼントやボランティアによる絵本の読み聞かせを行うとともに、市子育て支援サービスの情報提供等を行います。

乳児とその家族に絵本を配布し、子どもの心と言葉の発達やコミュニケーション能力を育むことを支援し、本との出会いや親しむ機会、子育てに役立つ情報等の提供を行い、親子のふれあいのひとときを応援することにより、子どもがすこやかに育ち、保護者が安心して子育てができる環境づくりを推進することを目的としています。

〔窓 口〕

すくすく子育て課（本庁舎） TEL 559-5093 FAX 563-3611

11. 乳幼児健康相談

乳幼児の心身ともに健康な発育を支援するため、育児等に不安を持つ保護者を対象に、保健師・栄養士による乳幼児の身体測定や育児・離乳食相談（栄養）を行っています。

〔窓 口〕

すくすく子育て課（保健センター）TEL 559-5701 FAX 559-5705

12. 5歳児発達相談

発達には個人差があり、5歳ごろになると生活場面によってみせる行動も様々になってくることから、子育てに悩みを持つ保護者を対象に子どもの特性を理解し、児に応じた子育てができるよう支援しています。当該年度内に5歳になる児の保護者を対象に案内を送っています。

〔窓 口〕

すくすく子育て課（保健センター）TEL 559-5701 FAX 559-5705

13. 特定不妊治療費助成事業

市では、平成27年度から特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部について、兵庫県の助成額に上乗せして助成を行い、不妊に悩む夫婦の経済的な負担を図り、次世代育成を支援します。平成30年度からは対象と助成額を変更して実施しています。

〔助成要件〕

- ① 該当する治療期間及び申請日に三田市に住民登録があり、法律上の婚姻をしている夫婦
- ② 平成27年4月1日以降に兵庫県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく助成決定を受けていること。ただし、兵庫県独自の追加助成（5万円）のみの県助成決定は助成対象外とし、平成30年4月1日以降に開始した治療については、採卵を伴う治療の2回目以降または男

性不妊治療を助成対象とする。

③ 夫婦とも国民健康保険その他の医療保険に加入していること。

〔助成額〕

平成30年度以降は県の1回当たりの助成額（15万円）を控除した治療費について5万円を上限に助成。ただし、平成30年3月31日までに開始した治療に対する申請は、経過措置として平成29年度制度の対象と助成額で取り扱う。

〔窓口〕

すくすく子育て課（保健センター）TEL 559-5701 FAX 559-5705

14. 新生児聴覚検査費助成事業

平成31年4月1日から、先天性の聴覚障害を早期発見し、適切な医療に繋ぐため、新生児聴覚検査の目的・必要性を周知するとともに、市民税非課税世帯を対象とした受検費用の補助を実施しています。

〔助成対象者〕 以下のすべてを満たす者

- ① 平成31年4月1日以降に出生した者
- ② 生後6か月以内に新生児聴覚検査を受検した者
- ③ 本人を含む世帯が市民税非課税世帯または生活保護世帯である者（検査日時点）
- ④ 新生児聴覚検査当日及び申請日において、三田市に住民登録がある者

〔助成内容〕

助成の対象となる新生児聴覚検査は、自動聴性脳幹反応検査「AABR」、聴性脳幹反応検査「ABR」又は耳音響放射検査「OAE」とし、これらの検査に係る費用を助成する。

〔申請期間〕 出生日から満1歳の誕生日の前日まで

〔助成額〕 3,000円（三田市民病院の検査費用）又は新生児聴覚検査費のいずれかの低い額

〔窓口〕

すくすく子育て課（保健センター）TEL 559-5701 FAX 559-5705

【チャッピーサポートセンター（子育て世代包括支援センター）】

妊娠・出産期から子育て期（就学前まで）に至る各ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援を行い、安心して出産・育児ができる環境整備を行うことを目的として、平成28年10月より、子育て世代包括支援センターを開設しました。

専用相談ダイヤルを設置するなど、相談者の悩みや相談について専任の保健師が対応する総合相談窓口として、親子カルテの作成や、必要時には他部署や他機関等とも連携しながら親子に寄り添った切れ目のない支援に努めています。

〔窓口〕

市役所本庁舎2階	TEL 559-5093	FAX 563-3611
総合福祉保健センター2階	TEL 559-6288	FAX 559-5705

【中・高齢者保健】

1. 健康教育

健康の保持、増進には「自分の健康は自分で守り、つくる」という認識と自覚を高め、規則正しい生活を実践することが大切です。健康教育事業は、生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識について体験等を通じて学べるよう、次のような教室を実施しています。

(1) 集団健康教育

健康運動教室

生活習慣病の予防を目的として、メタボリックシンドロームを改善したい方などを対象に、効果的な運動とバランスのよい食事の方法について、体験を通じて学ぶことにより、よりよい生活習慣の実践を推進しています。

(2) 健康推進員健康教室

地域に密着した住民が主体となり自主的な健康づくりを推進するため、区長・自治会長の推薦により選出された健康推進員が各地域において健康教室（健康体操、料理教室等）、健康づくり講演会の開催や体力づくりとしてウォーキング等を実施しています。

(3) 健康料理教室

ヘルシークッキング

近年の健診結果において自身もしくは家族の「体格」「脂質」「血圧」「糖尿病」の項目が「要指導」から「要医療」の判定であった30歳以上の人を対象に栄養講話と調理実習を行い、食に関する様々な知識と食を選択する判断力を正しく身につけ、望ましい食習慣の確立によって健康を維持・増進することを目的とした教室です。

2. 健康相談

(1) 健康づくり相談会

市民が、健康について気軽に相談できる窓口として、健康相談を実施しています。また、健康診査受診者に対し、自らが主体的に健康の保持・増進と生活習慣の見直しができるよう、保健師による健診結果の見方や、栄養士によるバランスの良い食事についての相談等も実施しています。

また、禁煙を希望する方には、保健師による個別禁煙支援を実施しています。

(2) その他の相談

各健康教室等において、保健相談・栄養相談を実施しています。

3. 健康診査

生涯にわたる市民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するために、各種の健康診査を実施しています。

【三田市の成人の健康診査】

集団健診

特定健診・後期高齢者基本健診・30歳代基本健診
肺がん検診（結核・アスベスト検診を含む）
胃がん検診 / 大腸がん検診
前立腺がん検診 / 肝炎ウイルス検診 / 骨粗しょう症検診
胃の健康度チェック（ABC検診）
乳がんセット検診（マンモグラフィ・視触診）
乳がん検診（マンモグラフィのみ） / 乳房超音波（エコー）検査
子宮頸がん検診

個別健診

特定健診・後期高齢者基本健診・30歳代等基本健診
前立腺がん検診
肝炎ウイルス検診
乳がんセット検診（マンモグラフィ・視触診）
乳がん検診（マンモグラフィのみ） / 乳がん検診（視触診）
子宮頸がん検診
歯科口腔健診

(1) 特定健康診査・特定保健指導

増え続ける国民医療費を抑制し、国民皆保険制度の持続と国民の健康寿命を延ばすため医療制度改革のひとつとして、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導の実施が各医療保険者に義務づけられました。それを受け、糖尿病等の生活習慣病の発症と重症化の抑止を図ることを目標に、40～75歳未満の三田市国民健康保険加入者に対し以下の健康診査・保健指導を実施しています。

【特定健康診査】

「内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）」に着目して腹囲を測定し、身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査などと合わせて、生活習慣病予防のための保健指導を必要とする人を早期に発見することを目的に健康診査を行っています。

<検査項目>

- ①問診票（食事、運動習慣、服薬歴、喫煙歴など）、②身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、③理学的所見（身体診察）、④血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧）、⑤脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、⑥血糖検査（空腹時血糖、ヘモグロビン A1c）、⑦肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））、⑧腎機能検査（血清クレアチニン eGFR）、⑨尿酸（血清尿酸）、⑩尿検査（尿糖、尿たんぱく）

※詳細な健診項目（対象となる人のみ）

- ⑪貧血検査、⑫心電図検査、⑬眼底検査

<検査の実施>

◇集団健診 三田市総合福祉保健センターにて全26回実施します

（令和2年度、新型コロナウイルス感染症の感染対策の徹底のため定員数を減らし、総合福祉保健センターでのみの実施とします）

◇個別健診 市内の指定医療機関

【特定保健指導】

特定健診の結果、内臓脂肪蓄積の程度と、高血圧・高血糖・脂質異常・喫煙などのリスク要因の数などから、生活習慣病の予防が期待できる人を選び出し、必要性に応じて「動機付け支援」「積極的支援」などの生活習慣の改善を支援する特定保健指導を実施しています。対象となる人には、市から特定保健指導の利用勧奨を行います。

(2) 30歳代等基本健診

40歳代の健診からでは既に生活習慣病の症状が出てきているケースが多く、30歳代からの健診受診の習慣化と、生活習慣病早期予防への取組みのため、30～39歳の人を対象に、平成22年度から特定健診とあわせて実施しています。健診内容は、問診・身体測定・尿検査・血圧測定・生化学検査（特定健診と同じ健診項目）・理学的検査です。

(3) 後期高齢者基本健診

75歳以上の人及び65歳以上74歳以下で後期高齢医療受給資格のある人を対象に、特定健診とあわせて実施しています。健診内容は、問診・身体測定・尿検査・血圧測定・生化学検査（特定健診と同じ健診項目）・理学的検査です。

(4) 肝炎ウイルス検診

ウイルスが原因で起こる肝臓の炎症をウイルス性肝炎といい、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスが大半を占めます。ウイルス性肝炎になると急性肝炎として、一時的に発症し自然に治るものと、自覚症状がないまま進行し、急性肝炎から慢性肝炎、肝硬変、肝がんへ移行するものがあります。感染者の早期発見・早期治療のため、今まで肝炎ウイルス検診を受けたことがない40歳以上の人を対象に、集団健診および個別健診で肝炎ウイルス検診を実施しています。検査の方法は、血液検査で行います。

また、平成27年度から特定年齢の未受診者に配布していた肝炎ウイルス無料クーポン券を令和元年度で廃止しました。令和2年度は、受診機会の確保のために、年度末年齢41歳の対象者は引き続き料金を無料とし、さらに肝炎ウイルス検診対象者全員が市内の指定医療機関（個別健診）で受診できるよう受診環境の整備を行いました。

(5) がん検診

肺（結核検診を含む）がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん検診は、集団健診で実施しています。また、肺がん検診の希望者にはアスベスト検診も実施しています。

乳がん検診（視触診）は三田市内個別医療機関でのみ実施しており、平成30年度より30歳代の女性市民のみが対象となりました。また、乳がんセット検診（マンモグラフィ＋視触診）、乳がん検診（マンモグラフィのみ）、子宮頸がん検診は個別・集団健診で実施しています。

令和元年度より、40歳以上の方のマンモグラフィとの併用による検査精度の向上及び40歳未満の若年層の乳がん早期発見を目指し、集団健診において乳房超音波検査を導入しました。

【がん検診の内容】

	肺がん検診 (結核・アスベスト検診)	胃がん検診	大腸がん検診	前立腺がん検診
対象	30歳以上 (結核は検診65歳以上)	35歳以上	40歳以上	50歳以上男性
方式	集団健診	集団健診	集団健診	集団健診 個別健診
実施方法	胸部エックス線撮影 ※喀痰検査は問診により必要な人のみ	胃部エックス線撮影	便潜血反応検査 (2日法) ※検査容器は事前に郵送	血清P S A測定
実施場所	保健センター	保健センター	保健センター	保健センター、市内の指定医療機関

	乳がん検診 (視触診)	乳がんセット検診 (マンモ+視触診)	乳がん検診 (マンモのみ)	乳房超音波 (エコー) 検査	子宮頸がん検診
対象	30歳代女性	40歳以上女性		20歳以上女性	20歳以上女性
方式	個別健診	集団健診 個別健診		集団健診	集団健診 個別健診
実施方法	視診・触診	視診・触診 乳房エックス線 撮影	乳房エックス線 撮影	乳房超音波検査	子宮頸部細胞診
実施場所	市内の指定 医療機関	保健センター、える むプラザ、三田市内 医療機関	保健センター、三 田市内/神戸市内 指定医療機関	保健センター	保健センター、三 田市内/神戸市内 指定医療機関

【アスベスト健康管理支援事業】

市の集団健診で実施しているアスベスト関連疾患検診(肺がん検診時に併せて実施)などで、「要精密検査」と判定され、指定医療機関で精密検査を受診した結果、「アスベスト関連疾患で経過観察が必要」と医師から診断された人を対象に、健康管理手帳を交付し、経過観察にかかる検査費用(胸部レントゲン、CT検査に限る)の自己負担分を1年度に2回を限度に助成します。

(6) 骨粗しょう症検診

寝たきりの原因として多い骨折を予防するため、30歳以上の女性を対象に超音波法によるかかとの骨密度測定を集団健診で実施しています。

(7) 胃の健康度チェック (ABC検診)

血液検査でピロリ菌の感染と胃粘膜の状態(胃の老化)を判定し、胃の健康状態をチェックします。

30歳以上の市民を対象に集団健診で実施しています。

(8) 歯科口腔健診

歯周疾患の早期発見と保健指導を行うことで、歯周疾患を予防し、高齢期における口腔衛生状態の改善と日常生活の質の向上を目指すことを目的に、20・25・30・35・40・45・

50・55・60・65・70・75・80歳の節目年齢の人と妊婦を対象に、市内の指定歯科医院において個別健診で実施しています。

健診の内容は、問診・お口の健康（むし歯や歯ぐき、顎の状態など）および口腔がんのチェックを行います。

対象者については、平成23年度より妊婦、平成24年度より20・25歳、さらに平成26年度より75・80歳の方も受診できるよう、対象年齢等の拡大を行っています。

なお、健診名称は平成22年度に「歯周疾患検診」から「歯科口腔健診」に変更したものです。

(9) 人間ドック受診費用の助成

40歳以上の国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者の健康づくり意識の高揚及び生活習慣病の予防と早期発見を図り、健康の保持増進に寄与するため、一定の要件を満たす場合に人間ドック受診費用の助成をおこなっています。

〔窓口〕

国保医療課 給付係 TEL 559-5049 FAX 559-2636

【結核・感染症予防対策】

1. 感染症予防

感染症予防事業は、平成11年4月に伝染病予防法が感染症予防法に改正されてからは、県事業として、総合的な推進体制が整備されています。

市では平成15年12月に三田市感染症警戒本部を設置し、O157などの感染症の予防や健康被害の拡大防止対策に取り組んでいます。

また、結核予防については、結核予防法による予防対策の推進により、結核のまん延状況は大きく改善され、死亡率も年々減少したものの、この数年結核り患率の減少速度に鈍化の傾向がみられるほか、結核患者の高齢化、集団感染事例の増加等、決して軽視することができない疾患です。

結核予防法は平成19年4月1日に廃止され、感染症予防法に改正されましたが、市では、65歳以上の市民を対象に、結核検診（胸部X線検査）を肺がん検診とあわせて実施し結核予防に努めています。

その他にも、病原性が高い新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、国民生活に及ぼす影響を最小限とすることを目的に、平成25年4月に新型インフルエンザ等特別措置法が施行されたことに基づき、三田市インフルエンザ等対策行動計画を平成27年3月に改正し、新型インフルエンザ等発生時の基本方針を定めています。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策にも取り組んでおり、広報紙やホームページ、防災ネット等を通じて感染症に関する相談窓口や感染症予防策、受診や相談の目安などの情報をわかりやすくタイムリーに発信し、感染症法にかかる指導や助言を行う立場にある宝塚健康福祉事務所（保健所）や関係機関等との連携強化を図っています。

2. 定期の予防接種事業

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防と、個人の発病またはその重症化を防止するため、予防接種法に基づいて各種の予防接種を市内の予防接種実施医療機関において、次のとおり実施しています。

	予防接種名	対 象 及 び 回 数 等	接種時期	
乳 幼 児	B C G	1歳に至るまでの間（1回）	通年	
	B型肝炎	1歳に至るまでの間（1回目と2回目は27日以上、1回目と3回目は139日以上の間隔で3回）		
	ヒブ（Hib）	生後2か月～5歳に至るまでの間 ○ 接種開始年齢により接種回数異なります 生後2か月～6か月 初回3回・追加1回 生後7か月～11か月 初回2回・追加1回 1歳～5歳 1回		
	小児肺炎球菌	生後2か月～5歳に至るまでの間 ○ 接種開始年齢により接種回数異なります 生後2か月～6か月 初回3回・追加1回 生後7か月～11か月 初回2回・追加1回 1歳～2歳に至るまで 2回 2歳～5歳に至るまで 1回		
	水痘	生後12か月～36か月に至るまでの間 （標準：3か月以上、概ね6か月の間隔で2回）		
	4種混合 （3種混合及び 不活化ポリオ）	1期 初回		生後3か月～90か月に至るまでの間 （標準：20日以上、56日までの間隔で3回）
		1期 追加	生後90か月に至るまでの間 （標準：1期初回3回終了後6か月以上、概ね12か月後～18か月後までの間に1回）	
	麻しん風しん混 合 （麻しん単独） （風しん単独）	1期	生後12か月～24か月に至るまでの間（1回）	4 / 1 ～ 3 / 31
		2期	5歳から7歳未満の者であり小学校就学前1年の間にある人：幼稚園、保育所の年長児相当（1回）	
	日本脳炎	1期 初回	生後6か月（標準は3歳）～90か月に至るまでの間（標準：6日以上、28日までの間隔で2回）	通年
1期 追加		生後90か月に至るまでの間 （標準：1期初回2回終了後6か月以上、概ね1年後に1回）		
ロタウイルス（R2.10.1～）	ロタリックス 生後6週から24週までに27日以上の間隔をあけて2回経口摂取 （初回接種は14週6日にまでに）		通年	
	ロタテック 生後6週から32週までに27日以上の間隔をあけて3回経口摂取 （初回接種は14週6日までに）			
児 童	2種混合	2期	11歳以上13歳未満（1回）	通年
	日本脳炎	2期	9歳以上13歳未満（1回）	

生徒	ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん予防ワクチン)	小学6年生～高校1年生相当の女性 ○ 3回接種 (標準は中学1年生の間に接種。接種間隔はワクチン毎に異なる)	通年
成人	麻しん風しん混合 (風しんの第5期)	・昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性 ・予防接種を受ける前に、抗体検査を受けた結果、十分な抗体がない場合のみ定期接種の対象となる。 ・対象者には、抗体検査及び予防接種の無料クーポン券を配布	平成31年 4月1日～ 令和4年 3月31日
高齢者	高齢者肺炎球菌 (23価)	・令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳または100歳の人 ・60歳～65歳未満であって、心臓・じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人〔これらの疾患で身体障害者手帳1級をお持ちの人及び1級相当の人〕 (対象年度に1回：自己負担あり) ※過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン (商品名：ニューモバックス) を接種したことがある人は対象外	4 / 1 ～ 3 / 31
	インフルエンザ (季節性)	・65歳以上の人 (接種日当日) ・60歳～65歳未満であって、心臓・じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人〔これらの疾患で身体障害者手帳1級をお持ちの人及び1級相当の人〕 (期間中1回：自己負担あり)	10月中旬～翌年の1月末ごろまで (予定)

※ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん予防) ワクチンは厚生労働省の勧告通知により、平成25年6月14日から、副反応の発生頻度が明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、積極的勧奨が差し控えられています。

※4種混合ワクチンが平成24年11月から導入され、4種混合ワクチンの供給量が確保されていることから、平成26年3月に3種混合ワクチンの製造が中止となり、3種混合とポリオで接種を開始した人で、ポリオの接種のみが未完了の場合は不活化ポリオワクチン接種していました。また3種混合ワクチンまたは3種混合ワクチンとポリオのどちらも接種が未完了の場合は、4種混合ワクチンを接種することで対応していました。しかし平成30年1月末より3種混合ワクチンの販売が再開となり、乳幼児の定期予防接種において実施可能となりました。

※麻しん風しん混合予防接種は、これまでに麻しんまたは風疹どちらかに罹患したことが明らかな児についても、混合ワクチンで接種を行いません。また、保護者が特に希望する場合は、混合ワクチンのかわりに単独ワクチンで接種できます。

※日本脳炎ワクチンの接種については、厚生労働省の勧告通知により、平成17年5月から接種を差し控えていましたが、現在は通常通り接種できます。平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は、20歳未満の間、定期予防接種4回のうち、不足回数分の接種ができます。

また、平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人は、9歳～13歳未満（第2期の対象期間）の間、定期予防接種4回のうち、不足回数分の接種ができます。

※平成28年10月1日より、B型肝炎予防接種が定期接種に導入されました。

※風しんの第5期の抗体検査及び予防接種については、平成31年4月1日～令和4年3月31日までの3年間にわたり定期接種化され、実施しています。

※ロタウイルスワクチンについては、令和2年10月1日より（令和2年8月1日生まれから対象）定期予防接種として実施しています。

【窓 口】

健康増進課 TEL 559-6155 FAX 559-5705

すくすく子育て課（保健センター）TEL 559-5701 FAX 559-5705

【地域医療】

1. 健康医療相談ダイヤル

平成27年7月1日より、24時間365日いつでも電話（携帯電話可）で相談できる「さんだ健康医療相談ダイヤル24」を開設しています。この相談ダイヤルでは、医師や保健師などが病気やケガの症状・相談内容に応じ、家庭での対処方法・医療機関へのかかり方などについてわかりやすくアドバイスし、また必要に応じて診療可能な医療機関の案内も行っています。相談・通話にかかる費用は無料です。

さんだ健康医療相談ダイヤル24 TEL 0120-310-328

2. 休日診療

三田市では、休日における初期救急体制として、三田市医師会、三田市薬剤師会の協力を得て平成22年3月7日より内科、小児科を中心とした1次医療施設「三田市休日応急診療センター」を開院しました。

また、歯科においては、三田市歯科医師会の協力を得て日曜・祝日・年末年始に在宅当番医制による診療を行っています。

診療科	実施主体	診療体制
内科、小児科	三田市 (三田市休日応急診療センター) TEL 556-5005 FAX 556-5013	診療日・・・日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3) 診療時間・・・9時～12時、13時～17時 受付時間・・・8時45分～11時30分、13時～16時30分 診療体制・・・原則2診 所在地・・・三田市天神1丁目10-14(兵庫県阪神北県民局三田庁舎内) 担当医師・・・三田市医師会より派遣 担当薬剤師・・・三田市薬剤師会より派遣 ※来院の際は、お薬の袋をお持ちください。
歯科	三田市歯科医師会	日曜・祝日・・・9時～15時(1医療機関) 年末(12/29～31)・・・9時～15時(2医療機関) 年始(1/1～3)・・・9時～15時(1医療機関) ※歯科休日診療は平成14年4月より実施され、平成21年4月より受付を午前9時から午後3時まで延長して診療を行っています。

3. 小児救急輪番制

休日・夜間における小児二次救急医療に対応するため済生会兵庫県病院・神戸中央病院で輪番制にて実施しています。

【献血推進】

市役所、総合福祉保健センター、商業施設、企業、学校、団体等の施設でおこなわれている献血活動で血液の確保を図っています。

◇献血の種類 ①200ml 献血 ②400ml 献血 ③成分献血

【健康づくり】

健康推進員

住民が主体となり、地域に密着した自主的な健康づくりを推進するため、区長・自治会長の推薦により選出された健康推進員約200名が各地域において活動しています。

◇活動内容◇

- ①健康推進員自身が知識を習得するために研修会に参加し、学習したことを地区に持ち帰って健康づくりの普及啓発に努める。
- ②自らが積極的に各種健康診査を受診し健康管理を行うとともに、地域住民に健診などのPRを行い広く受診を勧める。
- ③介護予防、健康増進、日常の身体活動量の増加等を目指した生活習慣をつくるための各種健康づくり事業(ウォーキング、健康体操、健康料理、身体と心の健康講座など)を開催し、地域住民の積極的な参加を促す。
- ④市の行う健康づくり事業などを地域で紹介する。
- ⑤地域のふれあい活動等に参画する。

三田いきいきマイレージ

市民が楽しみながら健康づくりに取り組むことへの『きっかけ』とし、そうした活動継続への『励み』に繋げることを目的に、ポイントを貯め、貯めたポイントを様々な特典に交換できる制度として創設しました。

◇事業内容◇

健（検）診の受診、市が実施する健康事業やスポーツイベントへの参加、自主的な日々の健康への取り組みなどによりポイントを貯め、100ポイントを達成したら「お米券」または「協賛企業サービスクーポン」と交換する。第1期については、平成30年9月30日より開始し、令和2年2月29日で終了。今後は、より魅力的な事業を目指して新たな取り組みを進めていく。

児 童 福 祉

本事業の窓口は、

「子ども・未来部子ども未来室子ども家庭課」

☎ 5 5 9 - 5 0 7 2

F A X 5 6 3 - 3 6 1 1

他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

1. 家庭児童相談室 (TEL 079-559-5076 FAX 079-563-3611)

近年の少子高齢化や核家族化の進行等に伴い、家庭をはじめ子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、家庭・地域の養育機能の低下が懸念される中、児童虐待や非行、不登校など様々な問題行動が出現しています。

家庭児童相談室は、子ども家庭総合支援拠点として、特に家庭において子どもを養育していくうえでさまざまな悩み、心配ごとについて、気軽に相談に応じることができる窓口として、市の福祉事務所に設置しています。

(1) 相談について

- ① 児童の福祉について、家庭児童相談員が相談にあたります。
- ② こども家庭センターやその他の関係機関との連携をとります。
- ③ 相談に関する秘密は法律で固く守られています。
- ④ 費用は一切無料です。
- ⑤ 来室できない場合は電話又は訪問して相談に応じます。

(2) 相談の種類

0歳から18歳未満の子どもに関する主に次のような相談に応じます。

- ① 養護相談……………養育困難、虐待などに関する相談
 - ② 育児・しつけ相談……………家庭内における幼児のしつけなどに関する相談
- その他の相談も必要に応じ、他の関係機関と連携し、相談に応じます。

(3) 関係機関との連携

- ① 川西こども家庭センター、三田警察署、民生委員児童委員協議会等
- ② 教育委員会、青少年育成センター、まちづくり協働センター（男女共同参画担当）等
- ③ 保育園（所）、小規模保育事業所、認定こども園、幼稚園、小・中学校等

(4) 子育てほっとラインさんだ

夜間・休日を含めた24時間対応可能な電話による相談体制として、「子育てほっとラインさんだ」を設置しています。

夜間・休日の相談業務につきましては、市が委託する児童養護施設の専門の相談員が対応し、緊急の場合は川西こども家庭センターや警察等の関係機関との連携を図るなど、相談支援体制の充実を図り、児童虐待等の未然防止と早期発見・早期対応に期しています。

① 受付日時

平日の17時～翌日9時・土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

② 「子育てほっとラインさんだ」ダイヤル

079-559-5076（三田市家庭児童相談室と同番号）

※ 平日の9時から17時までは家庭児童相談室が対応します。

※ 夜間・休日は「子育てほっとラインさんだ」につながります。

2. こども家庭センター

こども家庭センターは兵庫県の児童福祉行政の専門機関で、県下に5か所（神戸市・明石市は独自に設置）設置されています。三田市を担当するのが川西こども家庭センターで、次のような相談業務を行っています。

- (1) 児童に関するあらゆる問題について家庭、学校その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じています。
- (2) 児童及び家庭についての必要な調査並びに、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定をおこなっています。
- (3) 情緒障害児、心身障害児等の相談、指導をおこなっています。
- (4) 児童の一時保護をしています。
- (5) 要保護児童については、児童福祉施設への入所措置をおこなっています。

・相談所名 兵庫県川西こども家庭センター

所在地 〒666-0017 川西市火打1丁目12番16号

TEL 072-756-6633 FAX 072-756-6006

・児童虐待防止24時間ホットライン

TEL 072-759-7799

3. 子育て家庭ショートステイ

家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設において一定期間養育するものです。

保護に要する費用		2歳児未満・慢性疾患児	2歳以上児
事業費単価		10,700円	5,500円
利用者負担	生活保護世帯	0円	0円
	市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
	その他の世帯	5,350円	2,750円

4. 里親

この制度は、保護者のいない児童又は保護者に監護されることが不相当であると認められる児童を、都道府県知事が適当と認める者に委託して保護者に代わって養育するものです。

(1) 里親の登録

里親になることを希望する人は、こども家庭センターに相談し、里親としての認定を受け、登録が必要です。

(2) 費用

里親に対し、里親手当、児童の日常生活に必要な一般生活費、教育費等が支給されます。

5. 児童手当

この手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

(1) 支給の対象

児童手当は、中学校修了までの児童を養育している人に支給されます。

(2) 児童手当の額（月額）

対象児童一人につき 3歳未満 15,000円
3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降は 15,000円)
中学生 10,000円

※所得制限以上の方は、対象児童一人につき 5,000円(平成24年6月分から)

(3) 児童手当の支給

児童手当の支給は認定請求をした日の属する月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

なお、支給は、毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

6. 児童扶養手当

この手当は、父または母と生活をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の父や母またはその児童を養育している人に支給されます。父または母に重度の障害がある場合にも支給されます。

(1) 対象となる児童

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障害のある場合は20歳未満）で次のいずれかに該当する児童であり、手当の支給される父または母などに公的な年金が支給されていない場合に限られます。（ただし、国民年金の老齢福祉年金を受けている人は対象となります。）

- ① 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活していない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害の状態にある児童（重度の障害には基準があります）
- ④ 1年以上にわたり父または母が法律により拘禁されたり、生死が不明であったり、または遺棄されている児童
- ⑤ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑥ 婚姻によらないで生まれた児童

(2) 手当の額

所得に応じて全部支給または一部支給あるいは支給停止があります。

全部支給の場合は、月額 43,160円、一部支給の場合は、所得に応じて月額 43,150円から10,180円まで10円きざみの額です。児童2人の場合は月額10,180円～5,100円が加算、3人目以降の場合は1人につき月額6,100円～3,060円が加算されます。

(3) 支給月

奇数月に年6回、5月・7月・9月・11月・1月・3月に、それぞれの前月分までが支給されます。

7. 特別児童扶養手当

この手当は、身体または精神に障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

(1) 受けられる人

手当の対象となる児童は、20歳未満で身体または精神に重度、中度の障害のある児童です。ただし、肢体不自由児施設、知的障害児施設などの施設に入所している場合や障害に伴い公的年金を受けることができる児童は対象となりません。

(重度・中度の障害には基準があります。おおむね、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B(1)が該当します)

(2) 手当の額

特別児童扶養手当は、児童1人につき重度障害児は、月額52,500円、中度障害児は月額34,970円が支給されます。

(所得制限を超過しているときは、支給停止になります)

(3) 支給月

支給は、毎年4月・8月にそれぞれの前月分まで、11月にその当月分までが支給されます。

8. 児童福祉施設

主な児童福祉施設は次のとおりです。

種 類	内 容
保育所	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて、保育を行うことを目的とする施設
幼保連携型認定こども園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育、並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う施設
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる施設
乳児院	保護者のいない乳児、虐待されている乳児等を入所させ養育する施設
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの人を保護する施設
児童養護施設	乳児を除く、保護者のいない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を必要とする子どもを入所させて養護し、併せてその自立を支援する施設
障害児入所施設	障害児を入所させて、日常生活の指導や独立生活に必要な知識技能を与える施設
児童心理治療施設	環境上の理由により、社会生活の適応が困難となった子どもを短期間入所させ、又は保護者のもとから通わせて、心理治療及び生活指導・学校教育を行う施設
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導等を要する子どもを入所させ、又は保護者のもとから通わせて、個々の子どもに状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設

9. 保育所・認定こども園・小規模保育（2号・3号認定）

保育所・認定こども園・小規模保育での保育を希望する場合（2号・3号認定）は、児童が乳児または幼児であってその児童の保護者（父母）のいずれもが次の「保育の必要な事由」に該当することが必要となります。

- (1) 就労（1ヶ月あたり64時間以上）
- (2) 妊娠、出産（出産（予定）日の前後各8週間）
- (3) 保護者の疾病、障害
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含む）
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (8) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- (9) その他（条例に基づいて市が認める場合）

なお日々の保育業務以外にも、子育てに関する相談業務、地域の児童や高齢者との交流事業、一時預かり事業、地域子育てステーション事業等子育て支援事業も実施しています。

[窓口]

保育振興課 TEL 559-5073 FAX 563-3611

10. 病児・病後児保育事業 さんだ「ワラビーズ」

保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全な育成を図ることを目的として、病気やけがの治療中や回復期などに、家庭や集団での保育が困難なお子さんを一時的にお預かりする事業です。

三田市では、実施施設（田場医院）への円滑な受入れを行うため、市内医療機関の協力を得ながら事業を実施しています。

[窓口]

保育振興課 TEL 559-5073 FAX 563-3611

11. 地域子育て支援センター事業

主に在宅で子育て中の親子に対する育児支援を行うため、地域での拠点施設として、湊川短期大学内に「地域子育て支援センター みな・とっちひろば」を開設しています。

センターでは、親子での活動を通じて、専門のスタッフが子育てについての不安や疑問などに応えています。主な事業内容として、〈みな・とっちひろば〉の開設、電話・来所相談、子育て応援団（活動や遊びを通じた子育て仲間づくり支援）、子育てグループ「ふたば」、あいあい講座（湊川短期大学の教員による講習会）等を実施しています。

ひろば開設日時：月・火・水・木・金曜日 10：00～16：00
土曜日 9：30～14：30

※電話・来所相談は、月～金曜日 9：30～16：30／土曜日 9：30～14：30

[窓口]

地域子育て支援センター TEL 560-7109 FAX 560-7204

12. 地域子育てステーション事業

在宅で子育て中の親子が一緒に遊んだり、気軽に子育てについての相談ができる場所を市内の保育施設と認定こども園、幼稚園で提供しています。

【窓口】

すくすく子育て課 TEL 559-5079 FAX 563-3611

13. 養育支援訪問事業

出産後間もない時期や家庭の事情などにより、育児や家事が困難な家庭に対して、「さんだっ子幸せ・夢サポーター」を派遣し、育児や洗濯・料理・掃除などの日常欠かせない家事などを手伝えることにより、地域での子育て支援活動を進めます。

【窓口】

多世代交流館 シニア・ユースひろば TEL 562-8423 FAX 562-8424

14. こんにちは赤ちゃん事業

赤ちゃんの健やかな成長と保護者の皆さんの子育てを応援するために、おおむね4か月までの赤ちゃんがいる家庭を対象に、平成20年10月より実施しています。赤ちゃんサポーター（研修を積んだ先輩ママ）が各家庭を訪問し、子育てに役立つ情報の提供や赤ちゃん誕生記念グッズの贈呈、また、保護者に対して子育ての不安や悩みなどを聞き、楽しく子育てができるようアドバイスし、希望する支援につなげます。

【窓口】

すくすく子育て課 TEL 559-5079 FAX 563-3611

15. ファミリーサポートセンター

「子育ての応援をしてほしい人」と「子育ての応援をしたい人」が依頼・協力・両方のいずれかの会員に登録し、お互いに助け合いながら、地域の中で、育児の相互援助活動を行う会員制の子育てネットワークです。援助を受けた依頼会員は、協力会員に規定の報酬と実費を払います。

- ・対象年齢 概ね0歳～小学6年生

○援助できる内容○

- ・保育所、幼稚園、放課後児童クラブ終了後の預かりや送迎
- ・買い物等、外出の際の子どもの預かり
- ・保護者の病気や急用時の子どもの預かり
- ・子どもの習い事等への送迎
- ・その他

【窓口】

さんだファミリーサポートセンター（多世代交流館 シニア・ユースひろば）

TEL 559-8996 FAX 562-8424

16. 多世代交流館 ふらっと

多世代交流館は、世代や分野を超えたさまざまな人との出会い、ふれあいを通じて、市民が協働して子どもを育む環境づくりを進める交流の拠点として、平成16年10月、フラワータウンにオープンしました。就学前の子どもとその家族などを対象とした「子育て交流ひろば」、小学生から中高生など若い世代、シニア世代などを対象とした「シニア・ユースひろば」、子育て情報の収集・発信と子育て活動を支援する「子育て情報ひろば」の3つのひろばがあります。

「子育て交流ひろば」では、子育て中の親子が気軽に立ち寄ることができ、遊具や絵本などで自由に遊べるスペースのほか、子育て講演会、親子遊び、親子クッキングなどの講座を開催し、子育てについての相談や情報提供、子育てグループの育成や支援、マタニティサロンやベビーサロンなども実施しています。また、市内の公共施設等での子育て交流ひろば「おでかけふらっと」や「おでかけベビーサロン」も開催しています。

「シニア・ユースひろば」のフリースペースは、サークル活動や打ち合わせ、食事、休憩、読書、学習など自由に使える居場所として、囲碁、将棋やゲームあそびなど多くの世代の市民が思い思いの形で交流しています。多目的フロアはダンスやコーラス、講習会や卓球などができます。また音楽スタジオも備えています。

「子育て情報ひろば」の情報コーナーは、子育てグループの打ち合わせや交流の場として利用できます。小さな子どもがくつをぬいであそべるチャイルドスペースもあります。

[窓口]

多世代交流館 子育て交流ひろば TEL 562-8421 FAX 562-8422

多世代交流館 シニア・ユースひろば TEL 562-8423 FAX 562-8424

17. 駅前子育て交流ひろば

子育て支援の拠点施設として、平成23年11月1日から三田駅前キッピーモール6階（まちづくり協働センター内）に開設しています。子育て中の親子が気軽に立ち寄り、自由に遊ぶことができるスペースです。保護者同士の交流や各種講座、絵本の読み聞かせなどの催しも定期的に行っています。

開設日：火・水・木・日曜日

開設時間：10:00～17:30

[窓口]

駅前子育て交流ひろば TEL 556-5230 FAX 556-5231

18. 駒ヶ谷運動公園子育て交流ひろば

駒ヶ谷運動公園体育館の講座室で平日週3回程度、子育て中の親子が気軽に立ち寄り、自由に遊ぶことができる子育て交流ひろばを開設しています。ひろばは、さまざまな子育て関連の活動団体が運営しており、子育てに関する講座やイベントのほか、相談、情報提供などを行っています。

開設日：週3日

開設時間：9:30～12:30、13:30～15:30

[窓口]

19. 三田市子育て支援アプリ配信事業 SUNだっこアプリ

子育てに対する不安や孤立感を感じる保護者に対し、きめ細やかな情報をアプリを通じて配信することにより、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、令和元年11月から子育て支援アプリ「SUNだっこアプリ」を配信しています。

対象者の範囲：就学前の児童を持つ保護者及び妊娠中の方

配信内容：妊娠期から小学校入学までの月齢や年齢に応じた子育て情報など

[窓口]

すくすく子育て課 TEL 559-5079 FAX 563-3611

20. 池尻児童館

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、明日の時代を担う児童が心身ともに健やかに育つため、健全な遊びの機会や場所を与え、児童の運動の機会の減少、運動嫌い等による体力のたちおくれを解消し、健康の増進と、情操を豊かにすることを目的とした施設です。

21. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後に家庭や地域社会において、適切な保護をうけることができない児童に対し、家庭機能の補完や仲間づくり、生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的に開設しています。

1 入所対象児童

- (1)市内の小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校をいう。)又はこれに準ずる学校に在学していること。
- (2)保護者が就労、疾病その他の理由により、月曜日から金曜日の間に週4日以上、放課後家庭や地域社会において、適切な育成を受けることができないこと。
- (3)保護者の責任において、自主的な登下校が可能であり、児童クラブにおける集団での保育が可能であること。

2 活動内容

- (1)遊びを通じた生活指導に関すること。
- (2)日常の自主学習に関すること。
- (3)その他児童の健全育成を図るため市が必要と認める事業。

[窓口]

健やか育成課 TEL 559-5046 FAX 563-3611

22. 家庭教育充実事業（家庭教育学級）

各小学校単位で保護者が学びの場を企画・運営して、家庭の役割を見つめ直す機会となるよう、いろいろな角度から学習しています。また、学び考え合う中で、人と人がつながり合う交流の輪が

広がる取組みを進めています。

23. 青少年育成センター

青少年の非行の未然防止と早期発見のため、市青少年補導員が各地域の状況に応じた街頭補導を展開し、青少年の問題行動等の発生に対して適切な指導や注意を行い、速やかな措置を講じるため、警察・学校・PTA 等関係機関・団体と連携を密にしながら、非行防止のネットワークづくりを行っています。

また、青少年が日頃いだいている、友だち関係・学校生活・家庭家族・進路・性の問題などの悩みに関する相談活動を行っています。専門の相談員が、本人や家族などから電話や面談による相談を受け、共に考えながら悩みの解決に向けてのアドバイスをします。必要に応じて学校や関係機関と連絡をとりながら、問題解決のお手伝いをしています。

【窓口】

青少年育成センター TEL 559-5117 FAX 563-3611

<青少年相談専用電話 TEL 563-1110>

母子（寡婦）・父子福祉

本事業の窓口は「子ども・未来部子ども未来室子ども家庭課」

☎ 559-5072 FAX 563-3611です。

他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

1. ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父が就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定されている教育訓練講座を受講した場合、受講した経費の60%を支給します。(所得制限等支給条件があります。)

2. ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母または父子家庭の父が就職や転職に有利な資格を取得するため、養成機関で訓練を受ける場合に、修業機関の安定した生活の支援のため職業訓練給付金を支給します。(所得制限等支給条件があります。)

3. ひとり親等ファミリーサポートセンター援助活動利用料助成事業

ひとり親または養育者がファミリーサポートセンターを利用した時、利用料の半額を助成します。(所得制限等支給条件があります。)

4. JR定期券の割引

児童扶養手当を受けておられる世帯の方がJR通勤定期乗車券を購入する場合、3割引で購入できる証明書を発行します。

5. 母子家庭等特別相談

母子家庭等の抱える問題が複雑多岐にわたり、法律的な相談が増加していることから、県が専門相談員(女性弁護士)1名を委嘱し、相談に応じています。(窓口は市)

常設相談と巡回相談があります。

6. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援と児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行う制度です。

(1) 対象者

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、父母のいない児童等

(2) 貸付内容

生活資金・修学資金等10種類あります。貸付には条件があります。

7. 母子生活支援施設

母と子の生活指導をしながら、1日も早く母子世帯が自立できるよう設置された児童福祉施設です。

8. 遺族年金（遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金）

遺族年金は、被保険者や受給権者が死亡した場合にその人に生計維持されていた一定の遺族が受けられるものです。遺族年金には、遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金があり、加入していた制度や受給していた年金の種類により、受けられる遺族年金の種類が異なります。

国民年金加入中の死亡又は老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた「子の配偶者」又は「子」に支給されるのが遺族基礎年金です。

厚生年金保険の場合は、被保険者の死亡のほかに被保険者期間中の初診のある傷病で5年以内の死亡の場合や、障害厚生年金1・2級の受給権者、老齢厚生年金の受給権者と受給資格を満たしている人が死亡した時、生計維持されていた遺族に遺族厚生年金が支給されます。

遺族の範囲は、配偶者・子・父母・孫・祖父母ですが、夫・父母・祖父母は、一定の年齢要件があります。

遺族共済年金についても、ほぼ同様な要件が必要になります。

遺族年金は、老齢給付を既に受けているか受給資格を満たしている人を除き、納付要件を満たしていなければ遺族年金は支給されません。

※ ここでいう子とは、18歳に達する以後の最初の3月31日までの子あるいは20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にある子を指します。

〔窓口〕

遺族厚生年金 西宮年金事務所 TEL 0798-33-2944

遺族基礎年金 市民課証明登録係 TEL 559-5067

FAX 560-2101

遺族共済年金 各共済組合にお問い合わせください。

9. 母子・父子・遺児医療費助成

診療時の健康保険適用後の自己負担分を公費で助成する制度です。

受診の際には下記の一部負担金が必要です。

負担区分	① 一般	②一般以外	説 明
入院時	月3,200円まで	月1,600円まで	連続して4ヶ月以上入院した場合、4ヶ月目以降の一部負担金は0円
外来時	1日800円まで	1日400円まで	同一保険医療機関で月3日以上受診した場合、3日目以降の一部負担金は0円

②は判定対象者全員が住民税非課税で年金収入と他の所得を加えた額が80万円以下の方

①は②以外の世帯。所得制限あり。

〔対象者〕

18歳に達する日以降の3月31日までの間（高校等に在学中の場合は20歳に達する日の属する月末まで）にある母子・父子家庭の児童とその児童を監護する母、もしくは父及び父母のない児童

〔申請に必要なもの〕

健康保険証、印鑑、所得証明書（1月2日以降に転入された人等）、母子家庭等であることを証明する書類（児童扶養手当証書、遺族年金証書、戸籍謄本）

〔窓口〕

国保医療課 給付係

TEL 559-5049

FAX 559-2636

10. ハローワーク（公共職業安定所）

求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図るため、職業紹介や職業指導等を行います。

〔窓口〕

神戸公共職業安定所 三田出張所

TEL 563-8609

FAX 563-8607

障 害 者 (児) 福 祉

本事業の窓口は「福祉共生部共生社会推進室障害福祉課」

☎ 5 5 9 - 5 0 7 5 F A X 5 6 2 - 1 2 9 4 です。

他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

1. 障害者相談員

障害者又はその保護者等の相談に応じ、必要に応じた援護・指導をしています。相談には、同じ障害のある障害者や保護者等が相談員として相談に応じています。

身体障害者相談員 7名

知的障害者相談員 2名

精神障害者相談員 5名

2. 身体障害者更生相談所

市町（神戸市を除く）からの依頼を受けて、身体障害者の自立と社会参加を支援するための専門的な相談・判定を行っています。主な業務は以下の2つです。

- ①補装具（義肢、装具、車いす、座位保持装置、補聴器等）の要否判定と処方、及び適合判定
※定期的に市町を巡回し、補装具（義肢、装具、車いす）に係る判定・相談も行っています。
- ②自立支援医療（更生医療）の要否判定

〒651-2134 神戸市西区曙町 1070 番地

（兵庫県立総合リハビリテーションセンター内）

TEL 078-927-2727（代表） FAX 078-927-2745

3. 知的障害者更生相談所

知的障害者福祉法第12条に基づき、主に次の業務を行っています。

- ①知的障害者に関する問題につき、家庭やその他からの相談に応じること
- ②18歳以上の知的障害者の医学的・心理学的・職能的判定と、必要な指導を行うこと
※必要に応じて巡回指導や相談も行っています。

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1番地1号

（兵庫県福祉センター内）

TEL 078-242-0737 FAX 078-242-0736

4. 補聴器相談

これから補聴器を使おうという方、現在使用されている方の簡単な修理など「聞こえ」に関する相談を行っています。

(1) 相談日

原則第2・4水曜日の10:00～12:00

*さんだ社協だよりや三田市社会福祉協議会総合受付（TEL 559-5700
FAX 559-5704）等でご確認ください。

(2) 場 所 総合福祉保健センター 1階相談室

(3) 相談員 認定補聴器専門店相談員

5. 身体障害者

目や耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障害のある人で、身体障害者福祉法に基づき県知事から身体障害者手帳を交付された人をいいます。

6. 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に一定以上の障害（視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能・肝臓）が認められる場合に交付される手帳で、さまざまな身体障害者の福祉サービスを利用するときが必要となります。

身体障害者手帳の等級は、障害の程度により1級から6級までの区分があります。

(1) 初めて手帳の交付を申請しようとする人は、次のものをご用意の上、障害福祉課の窓口までご提出ください。

- ① 身体障害者手帳交付申請書（所定用紙は障害福祉課にあります）
- ② 身体障害者指定医師の診断書・意見書（所定用紙は障害福祉課にあります）
- ③ 顔写真（たて4cm×よこ3cmの大きさと脱帽・上半身、6カ月以内に撮影したもの）
- ④ 印鑑（認め印）

(2) 手帳を所持している人は、一例ですが、次のような制度が必要に応じて受けられます。

- ① 障害福祉サービス（ホームヘルプ・デイサービス・短期入所・グループホーム等）
- ② 補装具・日常生活用具の交付・修理
- ③ バス・電車・航空運賃の割引
- ④ NHK放送受信料の減免
- ⑤ 有料道路通行料金の割引
- ⑥ タクシー料金の割引
- ⑦ 税金の控除・減免（所得税・住民税・自動車税等）
- ⑧ 運転免許取得費助成・自動車改造費助成
- ⑨ 医療費の助成（重度障害者医療費助成制度、更生医療）
- ⑩ その他

7. 知的障害者

知的障害者とは、いろいろな原因によって脳の発達がうまくいかなかったか、発達途上（おおむね18歳未満）において、脳に障害を受けたために、主として知能の働きが弱く、自己の身のこたがらの処理及び、社会生活への適応が困難な状態にある人をいいます。

8. 療育手帳

療育手帳は、知的障害のある方（児童を含む）に対して、一貫した指導・助言・相談や、福祉の援護を受けやすくするために交付されます。

療育手帳は、心理判定・医学判定・調査結果・IQ(知能指数)などを総合して、川西こども家庭センター(基本的に18歳未満が対象)または知的障害者更生相談所(基本的に18歳以上が対象)で判定された後に交付されます。

初めて療育手帳の交付を申請しようとする人は、障害福祉課にご相談ください。

(1) 手帳を所持している人には、一例ですが、次のような制度が必要に応じて受けられます。

- ① 障害福祉サービス(ホームヘルプ・デイサービス・短期入所・グループホーム等)
- ② バス・電車・航空運賃の割引
- ③ NHK放送受信料の減免
- ④ 有料道路通行料金の割引
- ⑤ タクシー料金の割引
- ⑥ 税金の控除・減免(所得税・住民税・自動車税等)
- ⑦ 医療費の助成(重度障害者医療)
- ⑧ その他

9. 精神障害者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他精神疾患を有する人をいいます。

精神障害者の住み慣れた地域でのくらしを支援するため、相談窓口を設けています。

〔相談窓口〕

- 三田市障害福祉課
 - ・自立支援医療(精神通院)について
 - ・精神障害者保健福祉手帳について
 - ・福祉サービスや社会復帰施設の利用について
- 三田市精神障害者支援センター
 - ・福祉サービスや社会復帰施設の利用について
 - ・精神障害者や介護者を対象とした生活相談
- 宝塚健康福祉事務所
 - ・心の健康、社会復帰
 - ・アルコール、思春期、青年期等の健康医療、社会福祉に関する相談

10. 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神状態にあることを証明するもので、この手帳を取得することにより、福祉的サービスが受けやすくなり、精神障害者の自立と社会参加を促進するための手助けとなります。

精神障害のため日常生活や社会生活に障害がある人が対象となり、1～3級までの等級があります。

(1) はじめて手帳の交付を受けようとする人は、次のものを用意してください。

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書(所定用紙は障害福祉課にあります)

- ② 医師の診断書（所定用紙は障害福祉課にあります）または、精神障害を受給理由とされている障害年金証書の写し及び直近の年金振込通知書の写し及び同意書（所定用紙は障害福祉課にあります）
 - ③ 顔写真（たて4cm×よこ3cmの大きさとで肩上・脱帽、1年以内に撮影したもの）
- (2) 手帳を所持している人には等級により、次の制度が、必要に応じて受けられます。
- ① 障害福祉サービス（ホームヘルプ・デイサービス・短期入所・グループホーム等）
 - ② 税金の控除・減免（所得税・住民税・自動車税等）
 - ③ NHK放送受信料の減免
 - ④ タクシー料金の割引
 - ⑤ 医療費の助成（重度障害者医療）
 - ⑥ その他

11. 障害児の支援

支援の種類	内 容	相 談	
通所支援	児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う	障害福祉課
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行う	
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う	
	保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む保育所等の施設を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行う	
入所支援	福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の支援を行うことを目的とする施設	川西こども家庭センター
	医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の支援及び治療を行うことを目的とする施設	

12. 自立支援医療(更生医療・育成医療)

障害の程度を軽減・除去したり、障害の進行を防止して、日常生活を容易にするための医療給付を受ける制度です。次のような手術や医療を県知事が指定した医療機関で手術や医療を受ける場合に適用されます。

- ◇肢体不自由…人工関節置換術等
- ◇心臓…弁形成術、ペースメーカー植込み等
- ◇肝臓…肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫治療法(免疫抑制療法)
- ◇腎臓…血液透析療法等
- ◇免疫…免疫機能障害に対する医療等

13. 自立支援医療(精神通院)

在宅精神障害者の適正な医療を普及させることを目的としています。

〔対象者〕 統合失調症、気分障害、てんかん、器質性精神障害、認知症などを患い、精神科や心療内科に通院している人

〔手続方法〕 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書・診断書（所定用紙は障害福祉課にあります）

健康保険証の写し・市民税課税額が確認できるもの（非課税の場合は、年金額等、収入の額がわかるもの）

14. 重度障害者（児）医療費助成

診療時の健康保険適用後の自己負担分を公費で助成する制度です。

受診の際には下記の一部負担金が必要です。

負担区分	①一般	②一般以外	説 明
入院時	月 2,400 円まで	月 1,600 円まで	連続して 4 ヶ月以上入院した場合、4 ヶ月目以降の一部負担金は 0 円
外来時	1 日 600 円まで	1 日 400 円まで	同一保険医療機関で月 3 日以上受診した場合、3 日目以降の一部負担金は 0 円

①は本人・配偶者・扶養義務者それぞれの住民税所得割税額が 235,000 円未満の人

②は本人・配偶者・扶養義務者全員が住民税非課税で、年金収入と他の所得を加えた額が 80 万円以下の人

※ 自立支援医療等が利用できる場合は、当制度は利用できません。

〔対象者〕 後期高齢者医療に加入していない人で

- ① 身体障害者手帳 1～3 級の人
- ② 療 育 手 帳 A（重度）の人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の人（ただし、精神疾患に関する治療は助成対象外）

〔申請に必要なもの〕

健康保険証、印鑑、手帳（身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、所得・課税証明書（1 月 2 日以降に転入した人）

〔窓 口〕

国保医療課 給付係 TEL 559-5049 FAX 559-2636

15. 高齢重度障害者医療費助成

診療時の健康保険適用後の自己負担分を公費で助成する制度です。

受診の際には下記の一部負担金が必要です。

負担区分	①一般	②一般以外	説明
入院時	月 2,400 円まで	月 1,600 円まで	連続して 4 ヶ月以上入院した場合、4 ヶ月目以降の一部負担金は 0 円
外来時	1 日 600 円まで	1 日 400 円まで	同一保険医療機関で月 3 日以上受診した場合、3 日目以降の一部負担金は 0 円

①は本人・配偶者・扶養義務者それぞれの住民税所得割税額が 235,000 円未満の人

②は本人・配偶者・扶養義務者全員が住民税非課税で、年金収入と他の所得を加えた額が 80 万円以下の人

※ 自立支援医療等が利用できる場合は、当制度は利用できません。

〔対象者〕 後期高齢者医療に加入している人で

- ① 身体障害者手帳 1～3 級の人
- ② 療育手帳 A（重度）の人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の人（ただし、精神疾患に関する治療は助成対象外）

〔申請に必要なもの〕

健康保険証、印鑑、手帳（身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、所得・課税証明書（1 月 2 日以降に転入した人）

〔窓口〕

国保医療課 給付係 TEL 559-5049 FAX 559-2636

16. 日常生活用具

重度の障害者、難病患者等に対し、日常生活をおこなう上で不自由・不便がある場合、自力での生活を容易にするために必要な用具を給付しています。原則 1 割の自己負担が必要ですが、世帯の課税、収入状況に応じて自己負担の上限があります。

(1) 種目

特殊マット・特殊寝台・住宅用火災警報器・盲人用時計・ストマ用装具などの給付

(2) 対象者

障害の程度や等級などの条件により給付できる品目が異なります。

17. 補装具

体の失われた部分や思うように動かすことのできないような障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための用具に要する費用を支給しています。原則 1 割の自己負担が必要ですが、世帯の課税、収入状況に応じて自己負担の上限があります。

(1) 種目

- ① 視覚障害
盲人安全杖・眼鏡等
- ② 聴覚障害
補聴器
- ③ 肢体障害
義手・義足・車椅子等

(2) 対象者

身体障害者手帳の所持者であり、身体障害者更生相談所又は市町による判定で必要と認められた人（児童の場合は指定医療機関の意見書が必要です）

18. 障害者のスポーツ

障害者がスポーツを通じて体力づくりや仲間づくりを図り、健康で生きがいのある生活が営めるようにするとともに、多くの人々が障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を促進することを目的としています。

(1) 兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会（身体・知的・精神）

- ①陸上・水泳・卓球・フライングディスク・サウンドテーブルテニス

<例年5月下旬頃>

- ②車いす使用者の部

<例年4月下旬頃>

19. 重度心身障害者（児）介護手当

重度の心身障害者の介護者に介護手当を支給することにより、その介護者と障害者の負担を軽減し、もって福祉の向上に役立つことを目的として支給しています。

(1) 受けられる人

次の項目全てに該当する障害者を介護している人

- ① 身体障害者手帳1・2級または療育手帳「A」を所持する65歳未満の障害者（児）
- ② 在宅で6か月以上常時寝たきりの状態または日常生活において同程度の介護を必要とする人

※但し、障害者本人が障害福祉サービスや介護保険サービスを利用している場合は支給対象となりません。

- ③ 住民税が非課税世帯

(2) 手当の額年額100,000円

20. 特別障害者手当等

ア) 特別障害者手当

身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の人に支給されます。

(1) 受けられる人

著しく重度の障害とは、独自の障害程度の認定基準があります。

例えば、重い関節リウマチ・脳性マヒ、その他脳出血後遺症などのため、すわったり立ち上がったりすることができず、食事、排便、入浴、移動、衣服の着脱など日常動作のほとんどすべてに介護を必要とする場合や、両目両耳ともに重い障害のある場合、また、知的障害や認知症のため常時特別の介護を必要とする場合などです。

- ① 身体障害者手帳 2 級以上の障害や、重度の精神障害などが重複している人、または同程度の障害がある人
- ② 身体障害者手帳 2 級以上の障害と、それぞれ異なる 3 級程度の障害が 2 つあり、あわせて 3 つの障害のある人

(2) 支給額

特別障害者手当の支給額は、月額 27,350 円（令和 2 年 4 月 1 日現在）です。（所得制限を超過しているときは支給停止になります。）

(3) 支給月

毎年 2 月・5 月・8 月・11 月に、それぞれの前月分までが支給されます。

イ) 障害児福祉手当

20 歳未満の在宅の重度障害児には、障害児福祉手当が支給されます。障害の程度は、身体障害者手帳 1 級程度か、知的障害の重度判定が対象となります。手当は、月額 14,880 円（令和 2 年 4 月 1 日現在）となります。（所得制限を超過しているときは支給停止になります。）支給日は、特別障害者手当と同じです。

※特別障害者手当は、施設に入所または病院に 3 か月を越えて入院している人、障害児福祉手当は、施設に入所または障害を支給事由とする公的年金を受給している人は支給されません。

21. 心身障害者扶養共済

心身障害者（児）の保護者が生存中、一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡（重度障害を含む）したときに、残された障害者に終身一定額の年金を支給するものです。

(1) 加入対象

65 歳未満の人で、現に障害者を扶養している人

(2) 一口追加

現在加入している人、または今後加入する人は加入後 65 歳になるまで任意のときに一口追加できます。

(3) 掛金

加入時の年齢により月額 9,300 円から 23,300 円に分かれています。

なお、掛金の納付が困難な人には、掛金の免除・減額制度があります。

(4) 加入者が死亡、または重度障害となった場合は、一口あたり月額 2 万円が支給されます。

22. 意思疎通支援者派遣事業

市内に住所を有する人で、公的機関・医療機関等へ行くなど地域生活または社会生活を営むうえで必要なとき、手話通訳者・要約筆記者を派遣し意思疎通支援を行います。

〔対象者〕

(1) 聴覚障害者

(2) 音声または言語機能障害者

〔費用〕

派遣費用は無料です。

〔手続方法〕

身体障害者手帳、印鑑

* 事前登録が必要です。また、派遣希望日の 7 日前までに派遣申請をしてください。

23. 手話通訳者の配置

聴覚及び音声・言語機能に障害のある人が市役所に来られたときに、コミュニケーションを円滑に行えるように手話通訳者を配置しています。

〔利用できる日時〕

月曜日～金曜日 9:00～17:30

24. 身体障害者更生資金特別貸付事業

身体障害者の自立更生を図るため、事業を行うのに必要な資金（生業費）や就職に際し必要な資金（支度費）、就職に必要な知識や技能を習得するための資金（技能習得費）の貸付がおこなわれます。

〔内容〕

貸付限定額 40 万円、利率年 3%

据置期間 1 年、償還期間 5 年以内、連帯保証人必要。

〔対象者〕

県内に 6 か月以上居住の 20 歳以上の身体障害者手帳を持っている人で生活福祉資金の貸付を受けている人。

〔窓口〕

身体障害者相談員

兵庫県身体障害者福祉協会

TEL 078-242-4620 FAX 078-242-4260

25. 在宅重度障害者（児）生活環境改善資金貸付事業

在宅重度障害者（児）の家庭での生活介護を容易にするため住宅の改造資金を貸付します。

〔内 容〕

貸付額 100万円以内、償還6年以内（6か月据置）、無利子、連帯保証人必要。

〔対象者〕

身体障害者手帳1・2級、または療育手帳「A」を持っている人及びその家族（県内在住6か月以上）

〔手続方法〕

事業計画書、見積書、住民票抄本。審査会あり。

〔窓 口〕

身体障害者相談員・知的障害者相談員

兵庫県身体障害者福祉協会

TEL 078-242-4620 FAX 078-242-4260

兵庫県手をつなぐ育成会

TEL 078-242-4644 FAX 078-242-4069

26. 声の広報

三田市のニュース（広報・議会報等）や視覚障害に関する情報を音声としてCDに記録し、郵送によりお届けしています。

〔対象者〕

視覚に障害のある人

〔窓 口〕

三田市社会福祉協議会ボランティア活動センター

TEL 564-0410 FAX 559-5945

〔配布先〕 ※デジータ図書（CD）読上げ装置 貸出可

会報名	録音時間	秘書 広報課	※図書館	※障害 福祉課	人権 推進課	議会事務局
伸びゆく三田 1日号	90分	○	○	○		
伸びゆく三田 15日号・人権 さんだ	90分	○	○	○	○	
声の新聞三田	60分		○			
さんだ社協 だより	60分		○			
三田市議会 だより	60分		○			○
泉のベンチ	90分		○			
図書館だより	60分		○			

27. タクシー料金助成利用券

公共交通機関を利用することが困難な重度心身障害者（児）及び重度精神障害者が、タクシーを利用する場合にその経費の一部を助成することにより、外出を支援する事業を実施しています。（施設入所中・入院中の方は対象外です。）

〔対象者〕

市内に住所を有する在宅の人で、次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳1級または2級
- ② 療育手帳A判定
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級

〔助成方法〕

- ① 1か月あたり4枚のタクシー料金助成利用券を交付申請の翌月分から交付
- ② 利用券1枚で、580円の助成

タクシー乗車料金の範囲内で、複数枚数の使用が可能

※タクシー料金助成利用券は三田市と契約しているタクシー会社で利用できます。

28. 緊急通報ファクス事業

聴覚や音声・言語に障害があるため、電話による緊急連絡が困難な障害者を対象に「火災や救急」・「事件や事故」の際の消防署や警察署への緊急連絡がファクスでできます。

〔対象者〕

聴覚や音声・言語に障害があり、ファクスによらないと緊急連絡が困難な人で自宅にファクスがある人。

〔手続方法等〕

事前に所定の申込書で登録が必要です。登録後個人番号のついた専用用紙（通報用）を配布します。

29. NET119 緊急通報システム

スマートフォンなどの位置情報（GPS）やチャット機能を使って、自宅だけでなく外出先でも、簡単に通報場所や状況を119番通報できるシステムです。

〔対象者〕

市内在住・在勤・在学者のうち聴覚や音声・言語機能の障害があり通話での119番通報が難しい人

※インターネットサービスが利用でき、GPS機能が付いたスマートフォン等が必要です。

30. 緊急通報システム機器設置サービス

家庭で安心して生活できるよう、緊急通報機器を設置し、急病の際に押しボタンで消防署に通報を送り、近隣協力員の協力を得て救援されるサービスです。

〔対象者〕

日常生活の中で常時注意が必要なひとり暮らしの方など。

〔費用負担〕

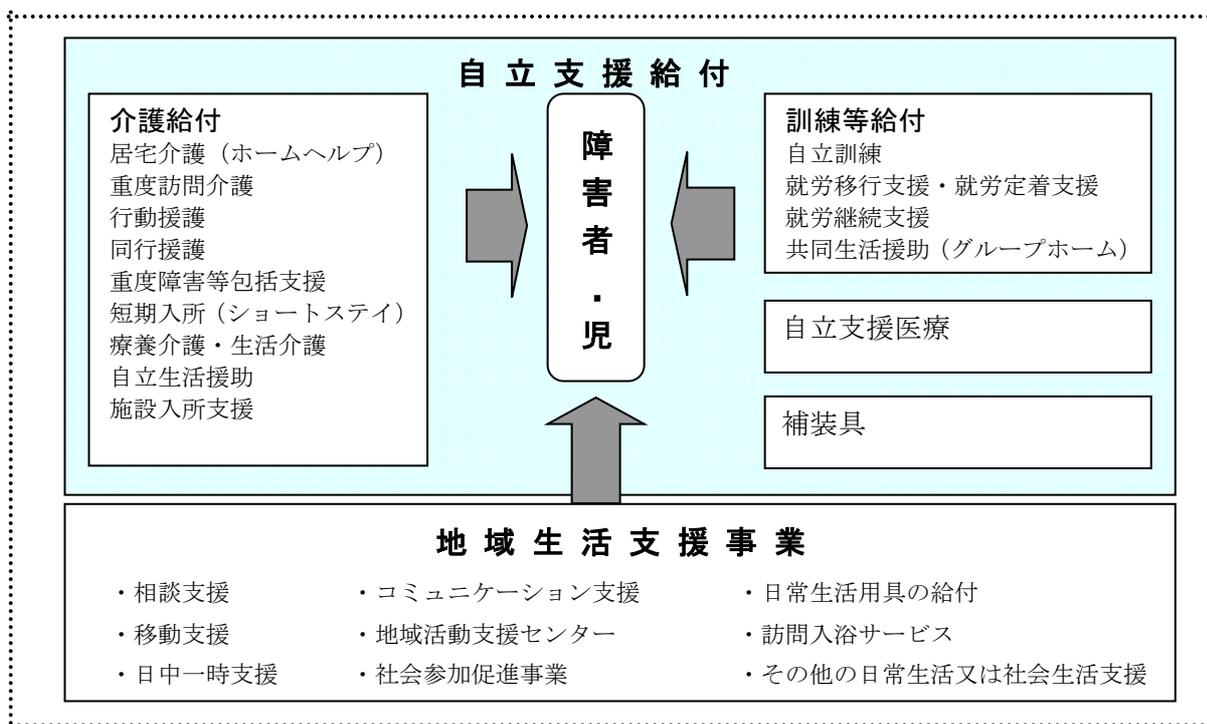
利用する世帯の生計中心者の前年分所得税が課税の場合は月額500円、非課税の場合は無料

31. 障害福祉サービスの利用について

障害のある人への福祉サービスの基本的な部分は、地域社会における共生の実現に向けての概念のもと、「障害者総合支援法」に規定されており、この法によって障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図ります。

＜サービスの体系＞

サービスは、個々の障害のある人々に必要な支援の割合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス（自立支援給付）」と、地域の実情や利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「障害福祉サービス（自立支援給付）」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用のプロセスが異なります。

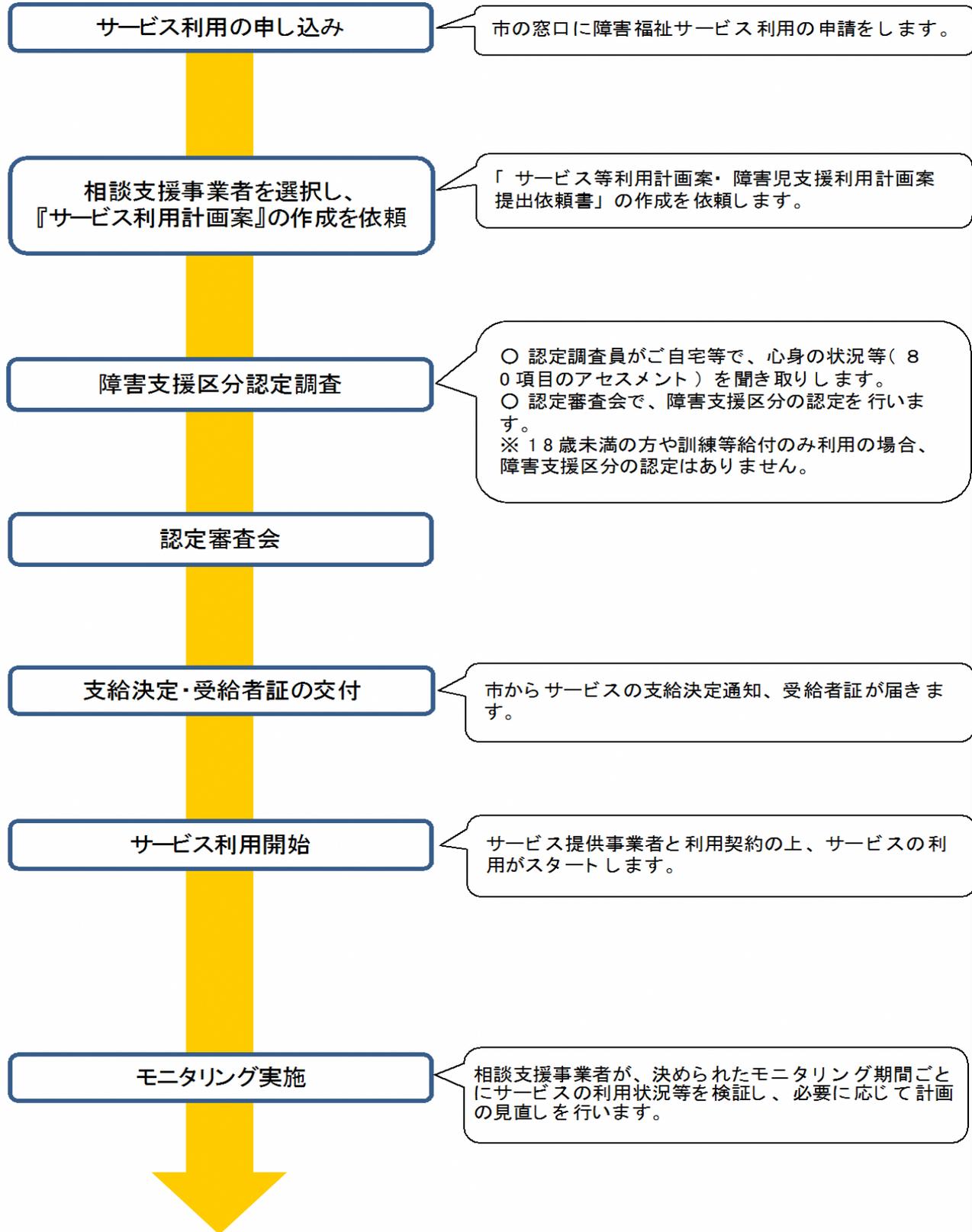


介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います

	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	自立生活援助	施設に入所していた人がひとり暮らしを始めた時に、生活や健康、近所づきあいなどに不具合が生じていないか、訪問して必要な助言などを行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	一般企業へ移行した人が就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所による必要な支援を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
	計画相談支援	サービス等利用計画案の作成やサービス利用状況の検証を行い、事業者との連絡調整を行います
相談支援事業	地域移行支援	障害者支援施設等、精神科病院、保護施設等に入所している者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います
自立支援医療		指定医療機関での医療費を一部公費負担する制度です。更生医療、育成医療、精神通院医療があります。
補装具費		障害者の身体機能を補完、代替し、長時間にわたり継続して使用される補装具の購入費、修理費の支給をします
支援生活	相談支援	障害者やその介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います

	コミュニケーション支援	聴覚、言語機能などの障害のため、意志疎通を図ることに支障がある障害者などに手話通訳者・要約筆記者の派遣などを行います
	日常生活用具給付	重度障害者の日常生活の便宜を図るため必要な用具を給付します
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	福祉ホーム	家庭環境、住宅事情等から在宅での生活が困難な障害者に低額で居宅を提供する事業者を支援します
	訪問入浴サービス	在宅での入浴が困難な障害者の居宅を訪問し、入浴サービス提供します
	更生訓練費給付	就労移行支援、自立訓練事業を利用している障害者に訓練費を支給します
	日中一時支援	障害者の日中活動の場を確保し、介護者の休息、就労の支援を行います
	社会参加促進事業	自動車運転免許取得、自動車改造の助成などを行うことにより障害者の社会参加を支援します
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。(未就学児対象)
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います(未就学児対象)
	放課後等デイサービス	学校の事業終了後または休業日に、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などを行います
	保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む保育所などの施設を訪問し、集団生活への適用のための専門的な支援を行います

サービス利用までの流れ



<利用者負担>

介護給付、訓練等給付の利用者負担は、原則1割の定率負担となりますが、課税額等に応じて月額負担上限額が設定され、一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

また、低所得の方に配慮し、補足給付等の負担軽減策が講じられています。

【障害者（18歳以上）】※1

課税状況	所得区分		負担上限額（月額）
市 民 税 課 税 世 帯	一般	所得割 16万円以上	37,200円
		所得割 16万円未満	9,300円
市 民 税 課 税 世 帯 非			無 料

【障害児（18歳未満）】

課税状況	所得区分		負担上限額（月額）
市 民 税 課 税 世 帯	一般	所得割 28万円以上	37,200円
		所得割 28万円未満	4,600円
市 民 税 課 税 世 帯 非			無 料

※1 障害者（18歳以上）については、本人と配偶者だけの所得により区分を認定します。

※2 施設に入所されている方は、在宅の方（上記）と上限負担額が異なる場合があります。

32. 高額障害福祉サービス費等

同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、他の制度に係るサービスを併せて利用した場合などで、自己負担額の合計が一定額を超えた時に、超過した額を高額障害福祉サービス費等として支給します。

〔対象となる利用者負担〕

- 障害福祉サービス（介護給付費等）
- 障害児施設給付費
- 介護保険サービス
- 補装具費

33. 障害児通所支援の多子軽減措置

同一世帯の兄、姉が保育所、幼稚園等に通園している場合、または市町村民税所得割の合算額が77,101円未満の世帯で保護者が監護し、生計が同一の子どもが複数いる世帯で2人目以降の児童が障害児通所支援を利用している場合、第2子以降の障害児通所支援(児童発達支援等)の利用料が、軽減されます。

34. 児童発達支援等の利用者負担の無償化

令和元年10月1日から就学前の障害児を支援するため、3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償化されました。また、幼稚園、保育所、認定こども園等と合わせて利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。利用者負担以外の費用はかかります。

〔無料となるサービス〕

- 児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援 ○福祉型障害児入所施設 ○医療型障害児入所施設

〔対象となる子ども〕

時 期	対 象 者
令和2年度 2020年4月1日～ 2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども
令和3年度 2021年4月1日～ 2022年3月31日	誕生日が 2015年4月2日～2018年4月1日までの障害のある子ども

介護保険制度

本事業の窓口は「福祉共生部健康推進室介護保険課」

・資格管理係 ☎ 5 5 9 - 5 0 7 7

・認定給付係 ☎ 5 5 9 - 5 0 7 8

FAXはいずれも 5 6 3 - 1 4 4 7 です。

※総合事業に関すること

いきいき高齢者支援課 ☎ 5 5 9 - 5 0 7 0

FAX 5 6 3 - 7 7 7 6

1. 被保険者

介護保険サービスを受けることのできる人は次のとおりです。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象年齢等	65歳以上の人	40歳以上 65歳未満の医療保険加入者
受給対象者	<p>介護が必要であると認定を受けた人 (介護が必要となった原因は、問われません)</p>	<p>初老期における認知症・脳血管障害等の加齢に伴う16の特定疾病であって、介護が必要であると認定を受けた人</p> <p><16の特定疾病></p> <p>① がん [がん末期] (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)</p> <p>② 関節リウマチ</p> <p>③ 筋萎縮性側索硬化症</p> <p>④ 後縦靭帯骨化症</p> <p>⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症</p> <p>⑥ 初老期における認知症</p> <p>⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 [パーキンソン病関連疾患]</p> <p>⑧ 脊髄小脳変性症</p> <p>⑨ 脊柱管狭窄症</p> <p>⑩ 早老症</p> <p>⑪ 多系統萎縮症</p> <p>⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症</p> <p>⑬ 脳血管疾患</p> <p>⑭ 閉塞性動脈硬化症</p> <p>⑮ 慢性閉塞性肺疾患</p> <p>⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</p>

2. 保険料

(1) 第1号被保険者(65歳以上の人)にご負担いただく年額保険料は次のとおりです。

(平成30～令和2年度)

段階	対象者	年額保険料[保険料率]
第1段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	20,230円 [基準額×0.3(※)] ※公費により0.5→0.3に軽減
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	33,720円 [基準額×0.5(※)] ※公費により0.625→0.5に軽減
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	47,210円 [基準額×0.7(※)] ※公費により0.75→0.7に軽減
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	60,700円 [基準額×0.9]
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	67,450円 [基準額]
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	80,940円 [基準額×1.2]
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	87,680円 [基準額×1.3]
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	101,170円 [基準額×1.5]
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	114,660円 [基準額×1.7]
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	128,150円 [基準額×1.9]
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上の方	141,640円 [基準額×2.1]

※合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額)とは収入額から経費を差し引いたもので、公的年金収入のみの場合「年金収入額-公的年金控除額」となります。また、租税特別措置法に規定される「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」金収入に係る所得額(第1～5段階の方が対象)を控除した額となります。繰越損失がある方は、分を差し引く前の金額です。

※社会保障と税の一体改革の一環として消費税の増税分を財源として第1～3段階に該当する人を対象に保険料を軽減しています。

納付方法・納期

	納付方法	納期
特別徴収	年金受給額が年額 18 万円以上の方は年金から天引き（一部対象とならない年金有）	偶数月の年 6 回
普通徴収	口座振替又は納付書による納付	7 月～翌年 3 月の年 9 回

※ 特別徴収の対象となる年金を受給されている人でも、年度途中で 65 歳になられた場合や他市町村から転入された場合等、普通徴収で納めていただくことがあります。

保険料の減免

* 災害等の特別な理由で一時的に納付が困難であると認められる場合、保険料が減免されることがあります。また、恒常的な低所得の人には次の減免制度があります。

対 象	軽減割合	提出書類
第 1 段階の人のうち老齢福祉年金のみ受給の場合（遺族年金、恩給等と併給されている人は対象外。）	軽減前の第 1 段階保険料を 1/2 に軽減	———
第 1 段階のうち、世帯の年間収入金額が 60 万円以下（2 人以上の世帯の場合は 60 万円に 2 人目以降の世帯員 1 人につき 17 万 5,000 円を加算した額）の場合	ただし、①～④のすべてを満たす人に限る。 ①住民税課税の人と生計をともにしていない ②住民税課税の人から扶養・援助を受けていない ③活用できる資産がなく、預貯金が 175 万円（2 人以上の世帯の場合は 175 万円に 2 人目以降の世帯員 1 人につき 50 万円を加算した額）以下 ④介護保険料を滞納していない	軽減前の第 1 段階保険料を 1/2 に軽減
第 2 ～ 6 段階のうち、世帯の年間収入金額が 120 万円以下（2 人以上の世帯の場合は 120 万円に 2 人目以降の世帯員 1 人につき 35 万円を加算した額）の場合	ただし、①～④のすべてを満たす人に限る。 ①住民税課税の人と生計をともにしていない ②住民税課税の人から扶養・援助を受けていない ③活用できる資産がなく、預貯金が 350 万円（2 人以上の世帯の場合は 350 万円に 2 人目以降の世帯員 1 人につき 100 万円を加算した額）以下 ④介護保険料を滞納していない	○第 2 ～ 第 5 段階は軽減前の第 1 段階相当額に軽減 ○第 6 段階は軽減前の第 3 段階相当額に軽減

・年金の払込通知書、確定申告書の写し、源泉徴収票等、収入の状況がわかる書類（世帯全員の分）
・預貯金等の額が確認できる書類（直近まで記帳された通帳等）（世帯全員分）
・健康保険証（本人分）

*新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料を軽減できる場合があります。

【全額免除】 属する世帯の主たる生計維持者が亡くなるか重篤な状態

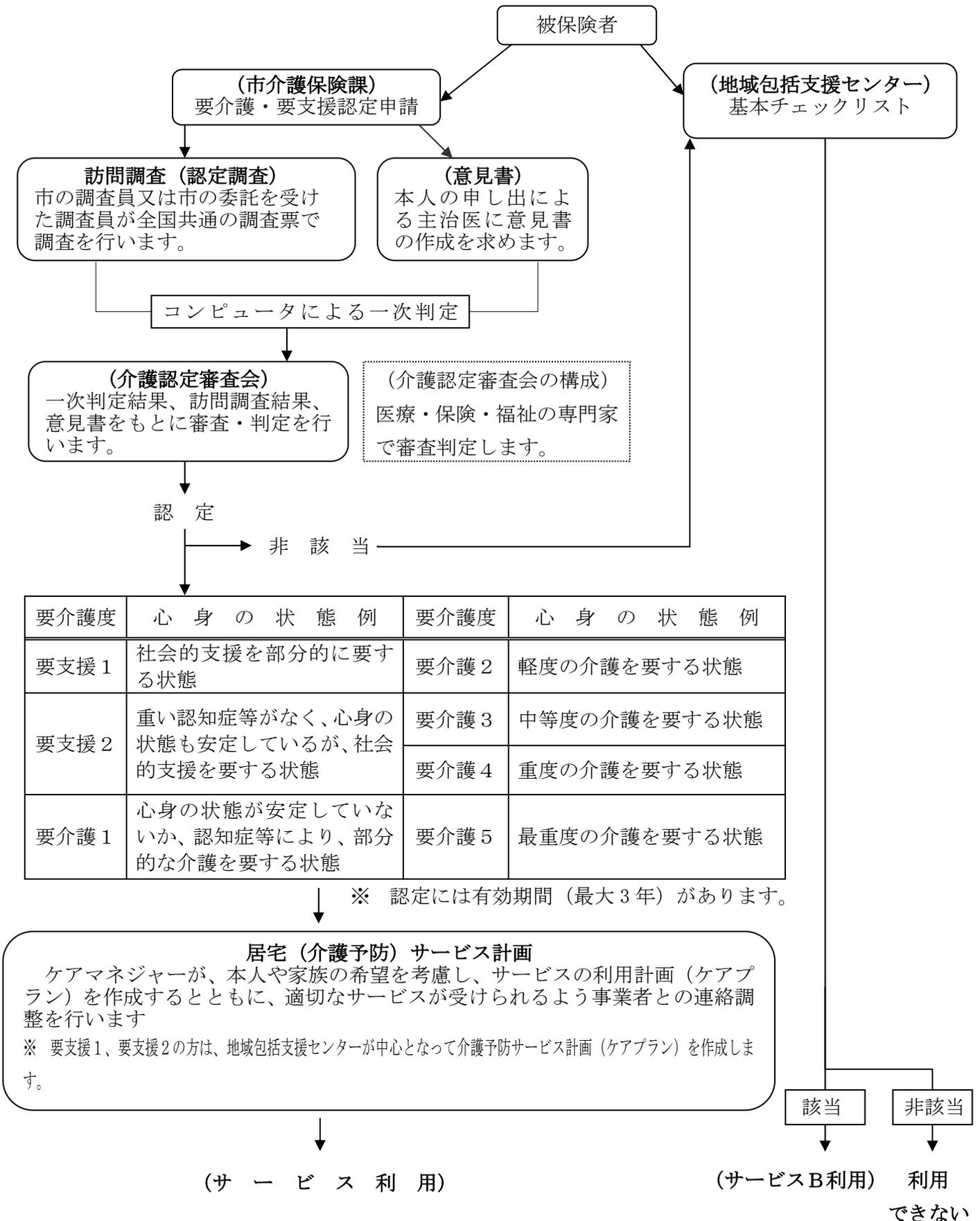
【減 額】 属する世帯の主たる生計維持者が次の①かつ②に該当する場合

- ① 事業収入、不動産収入、給与収入等のいずれかが前年よりも3割以上減少
- ② ①以外の前年の所得が400万円以下

(2) 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)は、加入している医療保険の算定方法により保険料が設定され、医療保険料に介護分が上乗せされます。

3. 要介護認定

介護保険サービスを受けるための順序は、次のとおりです。



4. 保険給付

介護サービスの主なものには、次のようなサービスがあります。

サービスの種類		要支援1・2の人	要介護1～5の人	
在宅サービス	訪問を受けて利用する	訪問介護 (ホームヘルプ) ・介護予防訪問介護相当サービス【総合事業】 ・訪問型サービスA【総合事業】	【総合事業】 ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の援助を行うサービス。家事援助等については、利用者が自力で行うことが可能かどうかなどを個別に判断して提供。※訪問型サービスAは身体介助を除いて提供。	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の援助を行うサービス。家事援助等については、利用者が自力で行うことが可能かどうかなどを個別に判断して提供。
		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行なうサービス。	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行なうサービス。
		訪問看護 介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や診療の補助を行うサービス。	看護師等が居宅を訪問し、療養上のお世話や必要な診療の補助を行うサービス。
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、機能訓練を行うサービス。	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、機能訓練を行うサービス。
		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行うサービス。	医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービス。
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用できません。	定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護。日常生活上の緊急時の対応その他の安心して居宅において生活を送ることができるようにするためのサービス。
通所サービス	通所して利用する	通所介護 (デイサービス) (利用定員が19名以上の通所介護) 介護予防通所介護相当サービス【総合事業】	【総合事業】 デイサービスセンターや介護老人福祉施設で、入浴・食事の提供や介護予防を目的とした選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティなど)の提供を行うサービス。	利用定員が19名以上で、デイサービスセンターや介護老人福祉施設で、入浴・食事の提供や日常生活訓練などを行うサービス。
		通所リハビリテーション (デイケア) 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院等で、入浴・食事の提供やリハビリ、介護予防を目的とした選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)の提供を行うサービス。	介護老人保健施設や病院等で、入浴・食事の提供や理学療法士・作業療法士などによる機能訓練を行うサービス。
		地域密着型通所介護 (利用定員が18名以下の通所介護)	利用できません。	利用定員が18名以下で、デイサービスセンターや介護老人福祉施設で、入浴・食事の提供や日常生活訓練などを行うサービス。
		認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の状態にある人が、入浴・食事の提供等の日常生活上のお世話や介護予防を目的とした機能訓練を行うサービス。	認知症の状態にある人が、入浴・食事の提供等の日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービス。

サービスの種類		要支援1・2の人	要介護1～5の人
在宅サービス	通所して利用する		
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅において、又はサービスの拠点（事業所）に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービス。	居宅において、又はサービスの拠点（事業所）に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービス。
	看護小規模多機能型居宅介護	利用できません。	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を踏まえたサービス。
	短期間入所する		
	短期入所生活介護／療養介護 （ショートステイ） 介護予防短期入所生活介護／療養介護	【短期入所生活介護】 介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上のお世話や介護予防を目的とした機能訓練を行うサービス。 【短期入所療養介護】 介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、介護予防を目的として機能訓練などを行うサービス。	【短期入所生活介護】 介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護やその他日常生活上のお世話、機能訓練を行うサービス。 【短期入所療養介護】 介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練やその他必要な医療及び日常生活上のお世話を行うサービス。
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	歩行補助つえなど、要支援者の自立支援に効果のある福祉用具の貸与を行うサービス。 ※一定の例外となる人を除き、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置（交換可能部品を除く）は原則として保険給付の対象となりません。	車いす、特殊寝台など、日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行うサービス。※一定の例外となる人を除き、要介護1の人は、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、交換可能部品を除く自動排泄処理装置（要介護2・3も対象外）は原則として保険給付の対象となりません。
居宅での暮らしを支える			
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	排泄や入浴などに使用する福祉用具を購入した場合に、購入費用の9割（一定以上所得のある方は8割又は7割）を支給します。 [支給対象となる種目] ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分 （1年間に利用できる購入費用の上限額は10万円です。ただし、1種目につき原則1回のみ支給対象となります。）		
住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けなどの小規模な改修をした際に、改修費用の9割（一定以上所得のある方は8割又は7割）を支給します。 [支給対象となる工事内容] ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他これら各工事に付帯して必要な工事 （一住居につき一人あたり利用できる改修費用の上限額は20万円です。）		

サービスの種類		要支援1・2の人	要介護1～5の人
在宅に近い暮らしをする	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している高齢者に対し、入浴・排泄・食事等、日常生活上の支援や介護を行うサービス。	有料老人ホームなどに入居している高齢者に対し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援や介護を行うサービス。
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の状態にある人が少人数の共同生活をしながら食事や入浴等日常生活の支援や機能訓練を行うサービス。（要支援1の人は利用できません。）	認知症の状態にある人が少人数の共同生活をしながら食事や入浴等日常生活の支援や機能訓練を行うサービス。
施設サービス	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	利用できません。	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な人が入所します。 （原則、要介護1・2の人は利用できません。特別な事情がある場合のみ利用できます。）
	介護老人保健施設 （老人保健施設）	利用できません。	症状が安定期にあり、入院治療をする必要はないが、在宅での機能訓練や看護・介護を受けることが困難な人が入所します。
	介護療養型医療施設 （療養病床等）	利用できません。	急性期の治療をする必要はないが、入院して医学的な療養等が必要な人が入院します。
	介護医療院	利用できません。	医療と長期の療養が必要な方が入所します。

5. 市内のサービス事業者一覧

サービスの種類	サービス事業者名	所在地	電話番号	要支援	要介護
				1・2の人	1～5の人
居宅介護支援 介護予防支援	藁藁居宅介護支援事業所	三田市川除 154-2	558-9905		○
	居宅介護支援事業所あいおい	三田市相生町 24-28 本町第2ビル 301号	556-5801		○
	あおぞら居宅介護支援事業所	三田市大畑字清水 357-1	560-0550		○
	あやか居宅介護支援事業所	三田市中央町 5-19	556-5650		○
	居宅介護支援事業所ありまふじ	三田市志手原 1076-41	559-6920		○
	アルカディア居宅介護支援事業所	三田市東本庄 2493	568-7667		○
	イー・ケア三田	三田市すずかけ台 4丁目 12-1	564-0216		○
	オアシス三田居宅介護支援事業所	三田市川除 677-1	569-7156		○
	かのん居宅介護支援事業所	三田市南が丘 1丁目 12-1-101	506-3475		○
	ケアプランスイッチオン三田居宅介護支援事業所	三田市南が丘 2丁目 6-12	559-0882		○
	こころゆりのき居宅介護支援事業所	三田市ゆりのき台 5-39-19	563-5911		○
	居宅介護支援事業所咲楽	三田市南が丘 1丁目 51-5	506-1368		○
	明（さや）居宅介護支援事業所	三田市相生町 10-2	569-1075		○
ケアマネジメント サンサリテ三田	三田市高次 2丁目 13-5-9	551-1050	○		

サービスの種類	サービス事業者名	所在地	電話番号	要支援 1・2の人	要介護 1～5の人	
	サンウエスト老人介護支援センター	三田市小野 1139-1	560-3072		○	
	社会福祉法人 三翠会 さんすい園居宅介護支援事業所	三田市下相野薬師尾 1460-1	568-6877		○	
	医療法人 敬愛会 老人保健施設 三田温泉シルバーステイ居宅介護支援事業所	三田市東山 897-2	568-5260		○	
	三田きらくえん居宅介護支援事業所	三田市下深田字菊ヶ谷 36-36	564-5191		○	
	三田市社会福祉協議会中央居宅介護支援事業所	三田市川除 675	559-1865		○	
	社会福祉法人 枚方療育園 居宅介護支援事業所 三田楽寿荘	三田市東本庄 1188	568-2652		○	
	神鉄ケアサービスセンター三田	三田市ゆりのき台1丁目102 ウッディタウン中央駅内	553-1075		○	
	ゼフィール三田居宅介護支援事業所	三田市富士が丘5丁目17-3	559-1800		○	
	ニチイケアセンターウッディタウン	三田市けやき台3丁目12-5	553-1711		○	
	ニチイケアセンター三田	三田市中央町9-38 ユマニティビル2F	559-6351		○	
	ひなたぼっこ居宅介護支援事業所	三田市相生町15-2 モアエ アミティエ202	551-2248		○	
	医療法人社団 尚仁会 平島病院	三田市天神1丁目2-15	563-3649		○	
	マンナ居宅介護支援事業所	三田市三田町35-10 三田ハ ウス207A	556-5618		○	
	居宅介護支援事業所まんかいプラン	三田市すずかけ台1丁目12 番地	565-1270		○	
	ゆりのき居宅支援事業所	三田市ゆりのき台2丁目1-3	506-1228		○	
	りかおん居宅介護支援事業所	三田市天神3丁目25-22 サニーコートすみれ107号	558-8282		○	
	ルース居宅介護支援事業所	三田市三輪2丁目1番10号	553-6301		○	
	ケアプラン笑楽三田	三田市南が丘2丁目14-23	563-0306		○	
		ウッディ地域包括支援センター	三田市けやき台1丁目4番地 1(ウッディタウン市民センタ ー内)	553-1077	○	/
		三田市地域包括支援センター	三田市川除 675 (三田市総合 福祉保健センター内)	559-5941	○	
フラワー地域包括支援センター		三田市富士が丘5丁目17-3 (特別養護老人ホームゼフィ ール三田 内)	553-3600	○		
訪問介護 (ホームヘルプ) 介護予防訪問介護相当 サービス【総合事業】	オアシス三田ヘルパーステーション	三田市川除677-1	569-7156	○	○	
	黒豆訪問介護サービス	三田市相生町24-28 本町第二ビル201号	556-5361	○	○	
	こころ	三田市弥生が丘1-4-19	558-8178	○	○	
	さわやか介護ステーション	三田市あかしあ台1丁目18-10	565-0890	×	○	
	サンウエストヘルパーステーション	三田市小野 1139-1	560-3070	○	○	
	社会福祉法人 三翠会ホームヘルプステー ションさんすい	三田市下相野薬師尾 1460-1	568-6877	○	○	
	社会福祉法人三田市社会福祉協議会中央 ホームヘルパーステーション	三田市川除 675	559-5944	○	○	
	神鉄ケアサービスセンター三田	三田市ゆりのき台1丁目102 ウッディタウン中央駅内	553-1465	○	○	
	SUNAMI ヘルパーステーション	三田市つつじが丘南2丁目3-11	568-2777	×	○	
	ニチイケアセンターウッディタウン	三田市けやき台3丁目12-5	553-1711	○	○	

サービスの種類	サービス事業者名	所在地	電話番号	要支援 1・2の人	要介護 1～5の人
	ニチイケアセンター三田	三田市中央町 9-38 ユマニティビル 2 F	559-6351	○	○
	ヘルパーステーションスイッチオン三田	三田市南が丘 2 丁目 6-12	569-7720	○	○
	訪問看護ステーション 想	三田市友が丘 3 丁目 21-1	551-3000	○	○
	訪問介護センターひなたぼっこ	三田市相生町 15-2 モアエ アミティエ 202 号室	551-0186	○	○
	ひまわりの輪	三田市天神 3 丁目 1-14 701	564-3965	○	○
	(株)ホスピアメディカル事業部ケア 39	三田市対中町 2-17 3F	553-3200	○	○
	訪問介護ステーションリバティスクエア	三田市けやき台 4 丁目 39-2	559-7711	○	○
	訪問介護ステーション笑楽三田	三田市南が丘 2 丁目 14-23	563-0306	○	○
	訪問介護事業所りかおん	三田市天神 3 丁目 25-22-107	558-8282	×	○
	訪問介護ステーション和 (なごみ)	三田市天神 1 丁目 2-15	564-5420	○	○
訪問型サービス A (基準緩和型)	神鉄ケアサービスセンター三田	三田市ゆりのき台 1 丁目 102 ウッドタウン中央駅内	553-1465	○	×
	ハッピーライフホームヘルプステーション三田	三田市南が丘 2 丁目 6-12	569-7720	○	×
	(株)ホスピアメディカル事業部ケア 39	三田市対中町 2-17 3F	553-3200	○	×
訪問型サービス B (生活支援型)	三田市シルバー人材センター	三田市あかしあ台 5-32-2	564-7501	○	×
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	ケアサービスゆーぷる	三田市高次 1 丁目 11-5 フレイヴァパーク 1 102 号	553-5905	○	○
訪問看護 介護予防訪問看護	藍訪問看護ステーション	三田市天神 3 丁目 18-14	553-5036	○	○
	あすなる訪問看護ステーション	三田市三輪 1 丁目 8-11	562-5530	○	○
	あおぞら訪問看護ステーション	三田市大畑字清水 357-1	560-0552	○	○
	医療法人社団尚仁会訪問看護ステーション「さつき」	三田市天神 1 丁目 2-15	564-5531	○	○
	社会福祉法人三田市社会福祉協議会訪問看護ステーション	三田市川除 675	559-5703	○	○
	訪問看護ステーション おおはら	三田市大原 1314	563-2121	○	○
	訪問看護ステーション そのぎ	三田市大原 531	562-3351	○	○
	訪問看護ステーションつな樹	三田市ゆりのき台 2 丁目 25-1	563-8120	○	○
	訪問看護ステーション のどか 三田営業所	三田市南が丘 1 丁目 51-5 (小規模多機能型居宅介護内)	080-2537- 1023	○	○
	訪問看護ステーションびーいんぐ三田	三田市駅前町 6 番 5-701	556-7027	○	○
	訪問看護ステーションやわらぎ	三田市三田町 22-27	556-7660	○	○
	ふじ訪問看護ステーション	三田市三輪 4 丁目 2-32 本田ビル 301 号	553-8586	○	○
	訪問看護ステーション笑楽三田	三田市南が丘 2 丁目 14-23	563-0306	○	○
訪問リハビリ テーション 介護予防訪問 リハビリテーション	さんだりハビリテーション病院	三田市富士が丘 5 丁目 16 番 1	564-7063	○	○
	ねごろクリニック	三田市南が丘 2 丁目 6-3	559-0537	○	○
	医療法人社団尚仁会 平島病院	三田市天神 1 丁目 2-15	564-5381	○	○
	整形外科ふくしまクリニック	三田市中央町 9-36	564-0300	○	○
	舘デイサービスセンター	三田市寺村町 4239-1	565-2235	○	○

サービスの種類	サービス事業者名	所在地	電話番号	要支援 1・2の人	要介護 1～5の人
通所介護 (デイサービス) (利用定員が19名以上の通所介護) ※地域密着型通所介護 (利用定員が18名以下の通所介護) (該当事業所には、 (※) を表示) 介護予防通所介護相当サービス【総合事業】	あおぞら通所介護事業所	三田市大畑字清水 357-1	560-0552	○	○
	デイサービスセンターありまふじ	三田市志手原 1076-41	559-6477	○	○
	イー・ケア三田 (※)	三田市すずかけ台 4丁目 12-1	564-0216	○	○ (地域密着型)
	デイサービスいこい	三田市八景町 1442-1	558-7241	○	○
	デイサービスげんき三田 (※)	三田市対中町 10-7	506-1425	○	○ (地域密着型)
	さわやかサロン (※)	三田市あかしあ台 1丁目 18-10	565-0890	○	○ (地域密着型)
	社会福祉法人三翠会デイサービスセンター さんすい	三田市下相野薬師尾 1460-1	568-1314	○	○
	社会福祉法人三田市社会福祉協議会 中央デイサービスセンター	三田市川除 675	559-5943	○	○
	デイサービス夢の杜 (※)	三田市上井沢 336	567-6660	○	○ (地域密着型)
	デイサービスしおん	三田市あかしあ台 1丁目 12-3	563-4603	○	○
	デイサービス笑和 (※)	三田市相生町 10-2	562-7600	○	○ (地域密着型)
	ゼフィール三田デイサービスセンター	三田市富士が丘 5丁目 17-3	559-1800	○	○
	デイサービスセンター和 (なごみ)	三田市天神 1丁目 2-15	564-5420	○	○
	でいサービスセンター年輪	三田市藍本 80-1	560-7878	○	○
	デイサービススイッチオン三田	三田市南が丘 2丁目 6-12	559-0538	○	○
	デイサービスセンターひなたぼっこ	三田市相生町 3-1 ユートピア三田	553-0880	○	○
	狸 (ひらく)	三田市すずかけ台 1丁目 1 2番	564-7788	○	×
	デイサービスセンター メリーハウス (※)	三田市中心町 5-1 9 三田セ ンタービル3階	556-5650	○	○ (地域密着型)
	デイサービス山帽子 (※)	三田市下深田字菊ヶ谷 36-36	564-5191	○	○ (地域密着型)
	デイサービスゆりのき (※)	三田市ゆりのき台 2丁目 1-3	506-1226	○	○ (地域密着型)
	デイサービス笑楽三田	三田市南が丘 2丁目 14-23	563-0306	○	○
ニチイケアセンターウッディタウン	三田市けやき台 3丁目 12-5	553-1711	○	○	
ふく機能訓練センター (※)	三田市すずかけ台 1丁目 6-6	550-9061	○	○ (地域密着型)	
いくほデイサービス三田天神 (※)	三田市天神 3丁目 12-3	553-3338	○	○ (地域密着型)	
ルースデイサービスセンター (※)	三田市下田中 42番地 1	562-7007	○	○ (地域密着型)	
通所型サービスB (高齢者ふれあいデ イサービス)	いこいの家さんだ	三田市屋敷町 12番 24号	564-1513	○	×
	ふれあいサロン三田	三田市三田町 38-9	563-1130	○	×
	高平の里	三田市下里 69	569-1484	○	×
通所リハビリ テーション (デイケア) 介護予防通所リハビリ テーション	介護老人保健施設 愛	三田市東本庄 1188	568-5327	○	○
	介護老人保健施設 アルカディア	三田市東本庄 2493	568-5879	○	○
	医療法人敬愛会 老人保健施設 三田温泉シルバーステイ	三田市東山 897-1	568-5260	○	○
	医療法人社団尚仁会 平島病院	三田市天神 1丁目 2-15	563-5765	○	○
	短時間通所リハビリテーション 朝 (あした)	三田市すずかけ台 1丁目 12 障害発達支援「まんかい」2F	556-7778	○	○

サービスの種類	サービス事業者名	所在地	電話番号	要支援 1・2の人	要介護 1～5の人
認知症対応型 通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	ユピテル三田	三田市中町 7-34	565-2220	○	○
	ひだまりの家デイサービスセンター	三田市三輪 2 丁目 1 番 10 号	553-6301	×	○
小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 三田	三田市南が丘 1-51-5	562-0222	○	○
	小規模多機能型居宅介護事業所 けやきの郷	三田市けやき台 3 丁目 75 番 3	558-7736	×	○
短期入所生活介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所生活 介護	あおぞら小規模生活単位型 指定短期入所生活介護事業所	三田市大畑字清水 357-1	560-0553	○	○
	イー・ケア三田	三田市すずかけ台 4 丁目 12-1	564-0216	○	○
	特別養護老人ホーム サンウエスト	三田市小野 1139-1	560-3070	○	○
	社会福祉法人三翠会 老人短期入所事業所 さんすい園	三田市下相野薬師尾 1460-1	568-1314	○	○
	特別養護老人ホーム 三田楽寿荘	三田市東本庄 1188	568-2652	○	○
	ゼフィール三田短期入所生活介護事業所	三田市富士が丘 5 丁目 17-3	559-1800	○	○
	特別養護老人ホーム オーキッド	三田市駅前町 3 番 15 号-101	556-7557	○	○
短期入所療養介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設 愛	三田市東本庄 1188	568-5327	○	○
	介護老人保健施設 アルカディア	三田市東本庄 2493	568-5879	○	○
	医療法人敬愛会 老人保健施設 三田温泉シルバーステイ	三田市東山 897-1	568-5260	○	○
	医療法人社団尚仁会平島病院介護医療院	三田市天神 1 丁目 2-15	564-5381	○	○
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護	サンヒルズ八景 1 番館	三田市横山町 17 番 13 号	553-3537	○	○
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	介援隊三田店	三田市高次 1 丁目 11-5	553-8830	○	○
	(株)近畿クボタ兵庫ラクターショップ	三田市下田中 43	562-2181	○	○
	(資)こすもすファミリー	三田市三輪 3 丁目 6-11	553-5838	○	○
	西川リビング株式会社/ネーブルハウス 三田事務所	三田市三田町 54-5-105	565-7716	○	○
	八千代ケアサポート(株)三田店	三田市寺村町 4444-2	564-7900	○	○
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 介護予防認知症対応型 共同生活介護 ※要支援 1 は利用不可	グループホーム三輪	三田市三輪 2 丁目 13-16	553-8820	○	○
	グループホーム薬師のさと	三田市下相野薬師尾 1460-1	568-0894	○	○
	医療法人敬愛会 三田温泉シルバースホーム	三田市東山 897-1	568-5260	○	○
	ひだまりの家	三田市三輪 2 丁目 1 番 10 号	553-6301	○	○
	ユピテル三田	三田市中町 7-34	565-2220	○	○
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	ユピテル三田	三田市中町 7-34	565-2220	×	○
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム サンウエスト	三田市小野 1139-1	560-3070	利用で きませ ん	○
	特別養護老人ホーム さんすい園	三田市下相野薬師尾 1460-1	568-1314		○
	特別養護老人ホーム 三田楽寿荘	三田市東本庄 1188	568-2652		○
	特別養護老人ホーム ゼフィール三田	三田市富士が丘 5 丁目 17-3	559-1800		○

サービスの種類	サービス事業者名	所在地	電話番号	要支援 1・2の人	要介護 1～5の人
	特別養護老人ホーム オーキッド	三田市駅前町3番15号-101	556-7557		○
介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護老人保健施設 愛	三田市東本庄 1188	568-5327	利用できません	○
	介護老人保健施設 アルカディア	三田市東本庄 2493	568-5879		○
	医療法人敬愛会 老人保健施設 三田温泉シルバーステイ	三田市東山 897-1	568-5260		○
介護療養型医療施設 (療養病床等)	医療法人山西会 宝塚三田病院	三田市西山2丁目22-10	563-4871	利用できません	○
介護医療院	医療法人社団尚仁会平島病院介護医療院	三田市天神1丁目2-15	564-5381	利用できません	○

6. 利用料負担 サービス事業者に費用の1割を支払います。

⇒ 一定以上所得のある方は2割又は3割を支払います。

(1) 費用の目安 (1単位：10円とした場合)

① 在宅サービス ※保険が適用される金額

1か月の利用限度額 ※自己負担は1割(※)

(※) 一定以上の所得のある方は2割又は3割となります。

要介護度区分	限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

*福祉用具販売：10万円/1年間
 *住宅改修費：20万円/1住居につき、1人につき
 *居宅療養管理指導：医師、薬剤師等の区分によって月に利用できる回数・金額が異なります。

② 施設サービス ※平均的な自己負担 (1割負担の場合) (月額)

要介護度区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
要支援1	利用できません			
要支援2	利用できません			
要介護1	18,980円	22,840円	18,240円	20,140円
要介護2	}	}	}	}
要介護3				
要介護4				
要介護5	33,890円	40,230円	42,850円	43,650円

*施設サービス費は、利用される施設の居室の形態により異なります。
 *1か月を30日で換算しています。
 *上記費用の他、食費、居住費及び日常生活費等保険外費用が全額自己負担になります。
 ただし、低所得者については、申請により、食費、居住費が軽減される場合があります。

☆介護老人福祉施設については、「要介護1・2」の人は、原則利用できません。特別な事情がある場合のみ利用できます。

(2) 自己負担が減額される場合

① 高額介護サービス費

1か月ごとに利用したサービスの1割(※)の利用者負担の合計額(同一世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額)が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が支給されます。(※)一定以上の所得のある方は2割又は3割となります。

利用者負担段階区分	世帯又は個人の負担上限額
生活保護受給者	個人15,000円
住民税非課税世帯の人	世帯24,600円
住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円以下の人	個人15,000円
老齢福祉年金を受給している人	個人15,000円
住民税課税世帯の人	世帯44,400円

② 高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯内の同一の医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度など)の加入者の方について、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が下記の自己負担限度額を超えた場合、申請によってその超えた金額が支給されます。

<自己負担限度額>

所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療制度で医療を受ける人
課税所得 690万円以上	212万円	212万円
課税所得 380万円以上	141万円	141万円
課税所得 145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円

低所得者 I (※)	19 万円	19 万円
------------	-------	-------

※低所得者 I 区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

◎毎年 7 月 31 日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

③ 食費・居住費の負担限度額

介護保険施設に入所したりショートステイを利用した場合の食費や居住費（部屋代）は利用者の自己負担になります。食費や居住費の額は施設と利用者との契約によって決まりますが、低所得の人については負担が重くなり過ぎないように軽減制度が設けられています。

下表の第 1 段階から第 3 段階までに該当する人（配偶者も住民税非課税であり、預貯金等の金額が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下であること。）については、食費や居住費が軽減され、段階ごとに決められている負担限度額で利用することができます。

<負担限度額（1日あたり）>

利用者負担段階		居住費の負担限度額 (1日あたり)					食費の 負担限 度額 (1日あ たり)
		多床室	従来型個室		ユニッ ト型個 室的多 床室	ユニッ ト型個 室	
			特養等	老健・療 養等			
第 1 段 階	・住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	0 円	320 円	490 円	490 円	820 円	300 円
第 2 段 階	・住民税非課税世帯で、課税年金収入額と（非課税年金収入額および）合計所得金額の合計が年額 80 万円以下の人	370 円	420 円	490 円	490 円	820 円	390 円
第 3 段 階	・住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額 80 万円超えの人	370 円	820 円	1,310 円	1,310 円	1,310 円	650 円

④ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

低所得者で生計が困難であると認められる人が、社会福祉法人等の提供する介護サービスを利用する場合、利用者負担額が軽減されます。

軽減の対象者

住民税非課税世帯で、次の全ての要件に該当する人

- ①前年の収入が単身世帯で150万円以下であること（2人以上の世帯については、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下であること）
- ②預貯金等が350万円以下であること（2人以上の世帯については、世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額以下であること）
- ③日常生活に供する資産以外に住居や土地等活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

軽減される対象費用・減額割合

対象サービス	対象費用	減額割合	
			老齢福祉年金受給者の方
訪問介護	・1割（※）相当の利用者負担額	1/4を減額	1/2を減額
第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（○）			
定期巡回・随時対応型訪問介護			
夜間対応型訪問介護	・1割（※）相当の利用者負担額 ・食費	1/4を減額	1/2を減額
通所介護			
第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（○）			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護	・1割（※）相当の利用者負担額 ・食費 ・居住費（滞在費）	1/4を減額	1/2を減額
短期入所生活介護（●）			
小規模多機能型居宅介護			
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（●）			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（●）			
看護小規模多機能型居宅介護に改称)			

（※）一定以上の所得がある人は2割もしくは3割

（●）食費及び居住費（滞在費）の軽減は、負担限度額認定を受けている方が対象です。

（○）自己負担割合が保険給付と同様のものに限ります。

（注）・要支援の人への介護予防サービスも同様です。

・旧措置入所者についても一定の条件を満たしている場合、同様の取扱いがあります。

・介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用者負担額については減額されない場合があります。

・軽減制度を利用するには申請が必要です。

・生活保護受給者の居住費（滞在費）の個室にかかる利用者負担額の軽減割合は10/10です。

7. 介護保険に関する相談・苦情窓口

ケアマネジャー	ケアマネジャーは、要介護認定の申請手続きのお手伝いをしたり、サービス事業者の紹介をしたり、介護保険利用について相談に応じます。事業者のサービス内容に不満などがあるときは、ケアマネジャーに伝え、調整してもらいましょう。
介護サービス事業者・施設	介護サービス事業者・施設は、利用者や家族に対して、情報の提供に努め、利用者などから苦情があった場合でも誠実に対応します。
市介護保険課	要介護認定、介護保険料など、介護保険制度についてわからないことに関するお問い合わせのほか、サービス利用についての相談や苦情を受け付けています。必要に応じて事業者から報告を求め、改善のための指導、助言を行っています。(資格管理係 TEL559-5077 認定給付係 TEL559-5078)
兵庫県国民健康保険団体連合会	兵庫県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口は、サービス内容に関する苦情に対応する専門機関です。受け付けた苦情について調査し、必要に応じて事業者を指導します。(TEL 078-332-5617)
兵庫県	要介護認定、介護保険料などに不服がある場合は兵庫県庁に設置されている兵庫県介護保険審査会 (TEL078-341-7711 (代表)) に対して審査請求をすることができます。

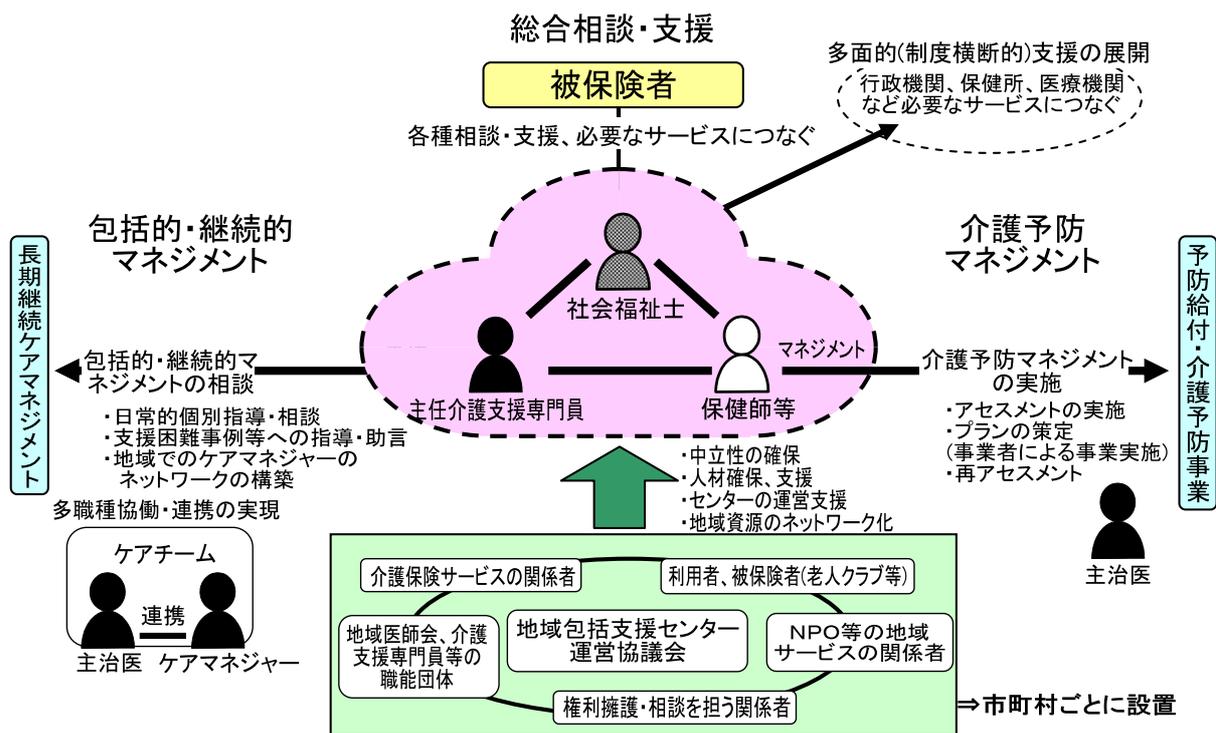
8. 地域包括支援センター

地域高齢者の心身の健康維持や生活の安定のために必要な援助、支援を包括的・継続的に支えるための地域包括ケアの拠点として、市が責任主体として地域包括支援センターを整備しています。

【地域包括支援センターの主な役割】

- 総合相談・支援や他の必要なサービスの連携
- 介護予防マネジメントの実施
- 包括的・継続的マネジメントの実施
- 高齢者虐待防止など権利擁護のための相談

<地域包括支援センターの概要>



〔窓 口〕

三田市地域包括支援センター TEL 559-5941 FAX 559-5707
 フラワー地域包括支援センター TEL 553-3600 FAX 553-3601
 ウッディ地域包括支援センター TEL 553-1077 FAX 553-7023

高 齢 者 福 祉

本事業の窓口は

「福祉共生部健康推進室いきいき高齢者支援課」

高齢者支援担当 **☎**559-5070

生涯学習担当 **☎**559-1587

FAX563-7776

他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

「“介護予防”に重点をおいた高齢者保健福祉サービス」

高齢化の進展や生活習慣の多様化が進む中、介護が必要な高齢者を社会で支える介護保険事業の実施とあわせ、高齢者が長く健康で、いきいきとした生活を過ごすことができるよう、介護予防や生活支援を目的とした事業、ご家庭で介護している介護者を支援する事業などを行っています。

【健康・生きがいをづくりのためのサービス】

1. 健康教室事業（地域包括支援センター・高齢者支援センター事業）

健康でいきいきとした生活が送れるよう、小地域のつどい、老人クラブなどでの健康教室を各地域で開催します。

(1) 対象者

自立しているが家に閉じこもりがちなどで、身体機能の低下が気になる高齢者など

(2) 費用

無料（教室の内容により実費負担が必要な場合があります。）

2. 食生活改善支援サービス

低栄養・低体重など栄養摂取、食習慣に課題のある高齢者の身体の栄養状態を良好に保つことで生活機能の維持向上を図るため、栄養士がご家庭を訪問しアドバイスを行うサービスです。

(1) 対象者

低栄養・低体重など栄養摂取、食習慣に課題のある65歳以上の高齢者で栄養指導の効果が期待できる人

(2) 費用

無料

3. 高齢者つどいの広場

（※令和2年度より実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開始未定）

高齢者の仲間づくりや生きがいをづくりの高揚を促進するため、総合福祉保健センターでつどいの広場事業を開催します。

(1) 対象者

概ね65歳以上の人

（但し、移動など日常生活上介助が必要とされる場合、介助者が同行できる人）

(2) 開催場所と開催日

- ・総合福祉保健センター：原則毎月第1～4月曜日 10：00～15：00
- ・カラオケコーナー（集会室）
- ・囲碁、将棋コーナー（集会室）

- ・その他趣味やおしゃべり等自由に過ごすコーナー（第1・2研修室）

(3) 費用

無料（昼食等は各自でおとりください。）

4. 食の自立支援サービス

栄養バランスのとれた食事を調理して、定期的に家庭を訪問して食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。健康状態に異常が見られる場合には関係機関に連絡をとります。また、可能な限り「食事をつくる」能力を維持して健康で自立した生活を継続できるよう支援します。

(1) 対象者

定期的な食事の確保や安否確認を必要とする、65歳以上のひとり暮らしの人や高齢者のみの世帯の人など

(2) 内容

1日1食（夕食）の配達。（但し、日曜日と1/1～1/3は利用できません。）

(3) 費用

1食あたり 490円

【介護予防・日常生活支援総合事業のサービス】

5. 通所型サービスB（高齢者ふれあいデイサービス）

在宅で生活する虚弱な高齢者や軽度認知症高齢者、閉じこもりがちな高齢者等を対象に地域の一般家屋等比較的小規模な空きスペースを活用し、利用者の個別性を重視したミニデイサービスを行います。

(1) 対象者

総合事業対象者（要支援1、要支援2及び基本チェックリスト該当者）

(2) 内容

創作活動や体操、人との交流を通じて、心身機能の維持向上を図ります。

(3) 費用

1日あたり500円以下の負担有（食事代別）

6. 訪問型サービスB（生活支援型サービス）

在宅で生活する高齢者が、住み慣れた家でできるだけ長く自立した生活を送ることができるよう、家事の援助など生活上必要な支援を行います。

(1) 対象者

総合事業対象者（要支援1、要支援2及び基本チェックリスト該当者）

(2) 内容

生活支援員が家庭を訪問し、本人や家族で困難な掃除・洗濯等の家事援助を行います（身体介護は行いません）。

(3) 費用

一回あたり200円の負担有（その他実費費用が発生した場合は自己負担有）

【家庭で介護している人へのサービス】

7. 家族介護用品支給サービス

寝たきりや認知症の人在宅で介護する世帯に対し、家庭介護用品（紙おむつなど）を現物支給し、経済的な負担の軽減を行うサービスです。

(1) 対象者

65歳以上で、おむつを必要とする寝たきりや認知症の人（要介護4または要介護5）を同居で介護している市民税非課税世帯

(2) 内容

1ヶ月あたり6,250円を限度に紙おむつ等を宅配

8. 徘徊高齢者家族支援サービス

認知症等により行方不明となる可能性がある高齢者を介護する方に、小型GPS端末を貸与して早期発見につなげ、安心して介護できる環境を整備するサービスです。

(1) 対象者

下記の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 三田市在住の介護保険被保険者で、在宅で介護を受けている方
- ② 三田市で要支援・要介護認定をお持ちの方
- ③ 認知症等により帰宅困難となる恐れがある方

(2) 内容

貸与した小型のGPS端末を高齢者に持ち歩いていただくことで、家族等がお持ちのパソコンやスマートフォンから居場所を捜索することができます。

(3) 費用

無償（初期登録料、月額利用料、バッテリー交換料は市が全額負担します。）

※故障及び紛失の際は、代替機の料金を利用者に負担していただきます。

【安心して生活を送るためのサービス】

9. 緊急通報システム機器設置サービス

家庭で安心して生活できるよう、緊急通報機器を設置し、急病の際に押しボタンで通報を送り、近隣協力員の協力を得て救援されるサービスです。

(1) 対象者

65歳以上の日常生活の中で常時注意が必要な慢性疾患のあるひとり暮らしの人や高齢

者のみの世帯の人など

(2) 内容

緊急通報機器を貸与します。

(3) 費用

利用者の世帯の生計中心者の前年度分所得税が課税の場合は月額 500 円、非課税の場合は無料です。

10. 住宅改造費助成サービス

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方が、自宅で日常生活を営む上で支障がある場合に、自立心を持って生活できる住宅環境を整備し、住み慣れた住宅で安心した生活が送れるよう、住宅改造に必要な経費を助成します。また、改造に関する相談・助言も行っています。

(1) 対象者

要介護認定または要支援認定を受け、介護保険制度による住宅改修を行い、かつ改造が必要な人など（所得制限等があります）

昭和 56 年 5 月以前に建築された戸建て住宅に関しては、耐震診断を受けることが必要となります

（介護保険サービスの住宅改修とあわせて実施するサービスです。）

(2) 内容

スロープの取付など屋内外の比較的大規模な改造等を対象として、800,000 円を限度に助成します。

（但し、所得制限があり、課税状況に応じて助成率も異なります。）

・**高齢者住宅バリアフリー化助成** 現在居住している住居で自立した生活を今後も送るために住宅をバリアフリー化する場合、その費用の一部を助成します。

(1) 対象者

65 歳以上の高齢者がいる世帯（所得制限等があります）

(2) 助成要件

(ア)浴室・洗面(イ)便所(ウ)玄関(エ)廊下・階段から 2 か所以上の手すり取付、または屋内の段差解消工事を行うことが必要です。また、昭和 56 年 5 月以前に建築された戸建て住宅に関しては、耐震診断を受けることが必要となります。

助成対象となる費用の合計額に応じた額の助成を行います。

（助成対象費用の合計額が 75,000 円未満は対象外）

11. 高齢者住宅等安心確保事業（シルバーハウジング）

高齢者世話付住宅にお住まいの人に対して生活援助員を派遣し、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、定期的な訪問や支援などを行います。

(1) 対象者

高齢者世話付住宅に居住する高齢者

(2) 内容

生活援助員が定期的な訪問や相談・支援を行います。

(3) 費用

世帯の生計中心者の前年度分所得税の課税状況に応じた自己負担額が必要です。

【高齢者に関する総合相談窓口】

12. いきがい応援プラザ～HOT～

平成28年10月から三田市まちづくり協働センター内に、高齢者が生涯現役でいきがいを持って活躍していただくための総合相談窓口として設置しています。

主な業務としては、窓口相談、高齢者に関する情報収集・提供、関係機関との連携等で、「いきがい応援バンク」の設置、「いきがい応援セミナー」「ほっとHOTつながりサロン」の開催、シニアのためのいきがい応援マガジン「ほっとHOT通信」の発行などの事業を行っています。

・所在地：三田市駅前町2番1号 まちづくり協働センター（キッピーモール6階）

・休所日：土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日

※原則月1回土曜日に臨時開所日を設けます（詳しくはホームページで）

・業務時間：10時～17時

・ホームページ：<https://www.hot-sanda.com>

〔窓 口〕

いきがい応援プラザ～HOT～

TEL 559-6800

FAX 563-8001

Eメール ikigai_ouen@city.sanda.lg.jp

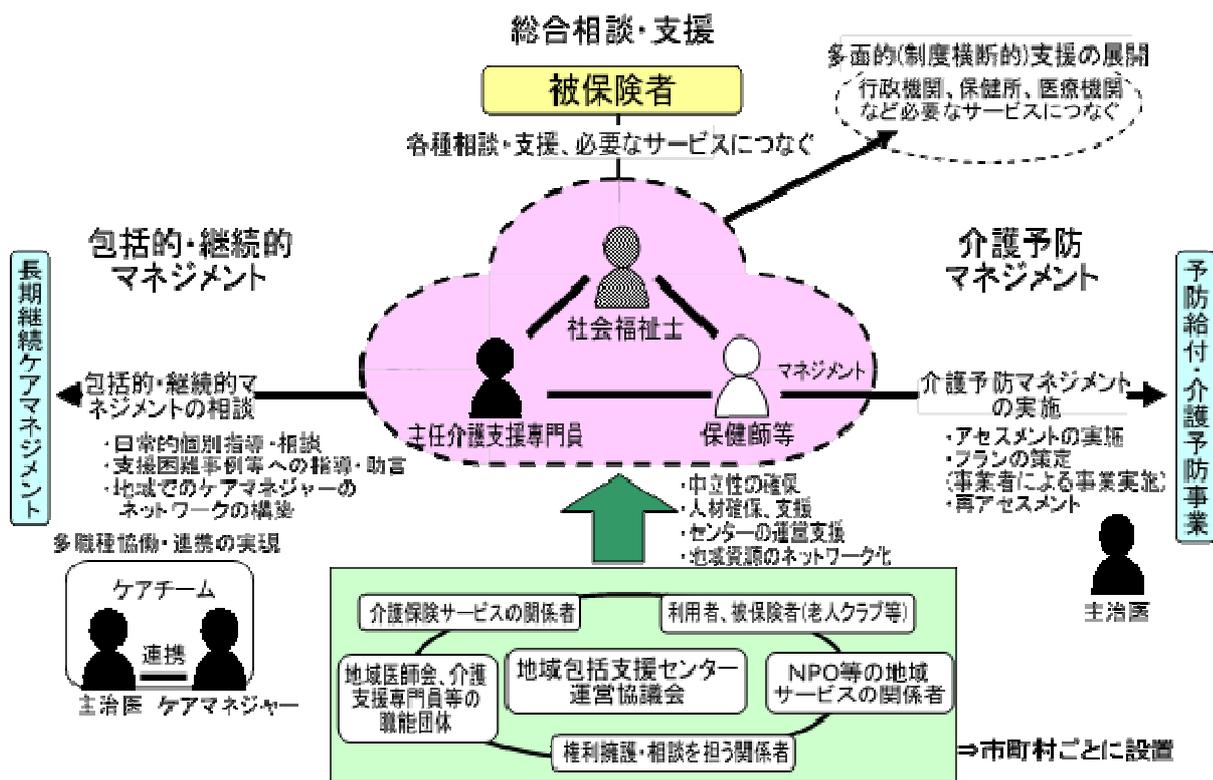
13. 三田市地域包括支援センター・フラワー地域包括支援センター・ウッディ地域包括支援センター

平成18年4月より介護保険制度が介護予防を重視する仕組みに改正されたことに伴い、設置しています。地域高齢者の心身の健康維持や生活の安定のために必要な援助、支援を包括的・継続的に支えるための地域包括ケアの拠点として、市が責任主体として地域包括支援センターを整備しています。

主な業務として、高齢者虐待、成年後見制度などの権利擁護に関する業務、市内のケアマネジャーの支援に関する業務、市内全域を対象に要支援1・2に認定された人に対するケアマネジメントに関する業務等を行います。

なお、高齢者に関する総合相談窓口としては、他の3か所の高齢者支援センターとともに一体的に介護予防に取り組みます。

<地域包括支援センターの概要>



14. 高齢者支援センター運営事業

高齢者支援センターは、高齢者に関する総合相談窓口として市内3か所に設置し、高齢者保健福祉サービスに伴う調整、介護や権利擁護に関する相談、地域包括ケア体制の推進、介護予防を目的とした事業などを行っています。

地域包括支援センター・高齢者支援センター一覧

<ul style="list-style-type: none"> ● 三田市地域包括支援センター 川除675番地 三田市総合福祉保健センター内2階 TEL 559-5941 FAX 559-5707 [担当地区：三田、三輪南（三輪・松が丘校区）]
<ul style="list-style-type: none"> ● フラワー地域包括支援センター 富士が丘5丁目17番地3 特別養護老人ホーム ゼフィール三田内 TEL 553-3600 FAX 553-3601 [担当地区：フラワータウン]
<ul style="list-style-type: none"> ● ウッディ地域包括支援センター けやき台1丁目4番地1 ウッディタウン市民センター内 TEL 553-1077 FAX 553-7023 [担当地区：ウッディタウン、カルチャータウン]
<ul style="list-style-type: none"> ● 藍高齢者支援センター 下相野1460番地1 特別養護老人ホーム さんすい園内 TEL 568-3900 FAX 568-0810 [担当地区：藍]
<ul style="list-style-type: none"> ● 三輪北・小野・高平高齢者支援センター 小野1139番地1 特別養護老人ホーム サンウエスト内 TEL 560-3080 FAX 560-3071 [担当地区：三輪北（志手原校区）、小野、高平]

● 広野・本庄高齢者支援センター
下内神525番地1 三田高原病院内
TEL 567-6666 FAX 567-5561
〔担当地区：広野、本庄〕

15. 成年後見制度利用支援事業（市長申立て）

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障害者等、判断能力が無いまたは不十分な状態にある人や、契約時に判断能力はあるが、将来低下した場合の財産管理、介護等の契約、遺産分割等の法律行為等を本人に代わって成年後見人等が行う制度です。

制度は「任意後見制度」と「法定後見制度」の二つに分類され、いずれも家庭裁判所へ後見人等の選任の申立てが必要です。「任意後見制度」は判断能力がある間に、将来判断能力が低下したときに備え、自分で後見人を選んで自分に必要な法律行為を行ってもらうことを契約しておく制度です。「法定後見制度」は、判断能力がないまたは不十分な人が対象で、本人・配偶者・四親等内の親族等が後見等開始の審判を申立てます。市では、成年後見制度の利用支援として、制度の利用に関する相談業務や啓発を行うほか、四親等内の親族がいない等の一定の要件により、市長による申立てを行います。

〔窓 口〕

認知症高齢者等	いきいき高齢者支援課	TEL 559-5070
知的及び精神障害者	障害福祉課	TEL 559-5075

【その他の制度やサービス・活動など】

16. 老人ホーム

(1) 老人ホームの種類

① 養護老人ホーム

65歳以上の人で、身体上や精神上または環境上の理由並びに経済的理由などのため、居宅での養護が受けられない場合に対応する施設です。

〔窓 口〕

いきいき高齢者支援課 TEL 559-5070

② 特別養護老人ホーム

65歳以上の人で、身体上または精神上著しい障害があるため、常時介護する必要があるにもかかわらず、居宅で介護が受けられない場合に対応する施設です。原則として、介護保険制度による利用となります。

〔窓 口〕

介護保険課 認定給付係 TEL 559-5078

③ 軽費老人ホーム

60歳以上の人で、家庭環境、住宅事情の理由により居宅において生活することが困難

な場合に低額な料金で利用して、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設です。

【窓 口】

いきいき高齢者支援課 TEL 559-5070

(2) 養護老人ホーム入所者に対する法外援助

①無年金者にかかる日用品費

市から養護老人ホームに入所した無年金者に対し、日常生活費の一部として老人福祉施設入所者福祉金を支給しています。

・支給額（月額） 10,000円（平成21年度～）

17. 老人クラブ

年間を通じて地域の高齢者が自主的に集まり、自ら老後の生活を健全で豊かなものにするために組織された団体で、現在市内には50クラブがあります。

主な活動は、生きがいを高め社会に貢献する教養講座開催事業や社会奉仕活動、スポーツや健康料理教室などの健康増進事業、子どもたちの健全な育成や豊かで活力のある長寿社会づくりなどに寄与するふれあい推進事業です。加入申し込みは、各地区の老人クラブにお問い合わせください。

18. 公益社団法人三田市シルバー人材センター

地域の高齢者が共働・共助しあうことによって、就業を通じて福祉の増進を図りながら自主的に運営する団体です。高齢者の就業機会の拡大と生きがいの充実を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的としています。地域社会に密着した高齢者にふさわしい臨時的かつ短期的またはその他の軽易な仕事を家庭、事業所、公共団体などから引き受け、会員の希望や経験、能力に応じて仕事を提供しています。

会員は市内にお住まいの、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方が入会できます。

（昭和63年10月開設、平成2年10月法人化）

(1) 主な仕事内容

- ・ 大工工事、左官、塗装、植木の剪定等、技能を要する作業
- ・ 除草、屋内外清掃、包装・梱包、生産補助作業等の軽作業
- ・ 駐輪場、駐車場、公園等の施設管理
- ・ 集配、チラシ配布
- ・ 筆耕、宛名書き
- ・ 留守番、子守り、付添い、家事手伝い
- ・ 襖・障子の張替え

(2) 問い合わせ先

（公社）三田市シルバー人材センター

三田市あかしあ台5丁目32番地2

TEL 564-7501 FAX 553-1300

19. 高齢者運賃助成

高齢者(70歳以上)の人に社会参加や健康づくり、生きがいつくり等、外出の機会を多く持っていただくために、バス・鉄道・タクシー運賃の助成を行います。

(1) 対象者

4月1日現在、三田市に住所を有する70歳以上の方

(2) 利用可能な交通機関

(バス)

・神姫バス・阪急バス・神姫グリーンバス

*三田市内で発着する路線バスで利用できます

(電車)

・神戸電鉄

(タクシー)

・一般タクシー：市内3社

・介護・福祉タクシー：34社(R2.2.1現在)

*三田市内で乗車または降車する場合に限ります

(3) 運賃割引証

○ 500円割引証 15枚

(4) 利用方法

○ バス乗車券セット・神戸電鉄乗車券セット(各3,000円分)を割引証3枚と1,500円の自己負担で購入できます。

○ 神姫バス株式会社発行のNicoPa(ニコパ)カードに、割引証1枚と500円の自己負担で1,000円分のチャージができます。

○ 三田市内を発着するタクシーで、利用料金に応じた割引証の使用により運賃が割引されます。

(使用できる割引証の枚数)

初乗りから1,999円の場合	1枚
2,000円から2,999円の場合	2枚
3,000円以上の場合	3枚

差額は自己負担

※ 他の割引サービスと併用できない場合があります。

〔窓 口〕

交通まちづくり課 TEL 559-5058 FAX 559-7400

20. 認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」を養成する講座です。

(1) 対象者

三田市に住所、勤務先を有する人、又は市内の学校に在籍する人。

(2) 内容

兵庫県が養成したキャラバン・メイトを講師とした1回1時間～1時間30分程度の講座です。

(3) 費用

無料

〔窓 口〕

三田市地域包括支援センター

TEL 559-5941

FAX 559-5707

21. もの忘れ相談

認知症高齢者、若年性の認知症の人や家族など、尊厳を保ちながら住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の専門家による相談を行い、適切な医療やサービスへ繋ぐための相談を行います。

(1) 対象者

三田市在住で、認知症の人（不安がある人、認知症のおそれがある人）、そのご家族

(2) 内容

認知症疾患医療センター指定兵庫中央病院医師で認知症専門医師による相談

(3) その他

予約制、無料

〔窓 口〕

三田市地域包括支援センター

TEL 559-5941

FAX 559-5707

22. 三田市雇用・生活支援相談所

(1) 業務内容

◎ 雇用に関する諸制度についての相談及び情報の提供

(2) 相談時間

月曜日～金曜日の平日 9:00～12:00 12:45～17:30

(土、日、祝日及び年末年始は休み)

(3) 所在地

三田市三輪2丁目1-1 三田市役所本庁舎5階

TEL 559-5085

FAX 559-5024

(4) 運営

三田市

23. 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人及び65歳以上で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた人を対象とした医療保険です。

兵庫県内の全ての市町が加入する「兵庫県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付等を行い、市町は被保険者証の引渡し、被保険者からの各種届出や申請などの受付、保険料の徴収を行います。

★被保険者 すでに 75 歳以上の人は平成 20 年 4 月 1 日から、それ以外の方は 75 歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者になります。65 歳以上で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた人（※）は認定日から被保険者となります。

（※） 65 歳以上で一定の障害がある人

- ① 障害基礎年金証書の等級が 1～2 級の人
- ② 身体障害者手帳 1～3 級の人と 4 級の一部
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の人
- ④ 療育手帳重度 (A) 判定の人

★保険料 広域連合が 2 年ごとに保険料を決める基準（保険料率）を設定します（兵庫県内は原則均一）。被保険者一人ひとりが保険料を納めます。また、保険料の納付方法については、原則として年金から徴収されますが、申請により口座振替による納付へ変更することができます。

1 人あたりの保険料額（令和 2・3 年度）＝ ① ＋ ②（上限：64 万円）

所得割（所得に応じて）・・・①	（前年の総所得金額等－基礎控除 33 万円）×10.49%
均等割（1 人あたり）・・・②	51,371 円

ただし、制度加入前日に被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額はかからず、均等割が 5 割軽減されます。

また、所得の低い人は、世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等に応じて均等割額の 7 割・5 割・2 割が軽減されます。ただし、令和 2 年度は、7 割軽減に該当する世帯のうち被保険者全員が年金収入 80 万円を超える世帯は 7.75 割が軽減されます。

★自己負担割合及び自己負担限度額

外来・入院ともにかかった費用の 1 割負担（現役並み所得者は 3 割負担）です。また、同一月内に、次の表の自己負担限度額を超えて一部負担金を支払ったときは、申請により超えた額を支給します。

〈高額療養費〉

適用区分		自己負担限度額（月額）	
		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者（※1）	Ⅲ	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% [年4回目以降：140,100円]	
	Ⅱ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% [年4回目以降：93,000円]	
	Ⅰ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% [年4回目以降：44,400円]	
一般		18,000円 【年間上限 144,000円】	57,600円 [年4回目以降：44,400円]
低所得者（※2） （※3）	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

（※1） 現役並み所得者とは、住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の人。

現役並み所得者Ⅲとは住民税課税所得690万円以上、現役並み所得者Ⅱとは住民税課税所得380万円以上、現役並み所得者Ⅰとは住民税課税所得145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の人。

但し、この基準に該当する場合であっても、被保険者の収入・世帯状況により負担割合が変更となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

（※2） 低所得者Ⅱとは、その属する世帯の全ての世帯員が住民税非課税の人。

（※3） 低所得者Ⅰとは、低所得者Ⅱの要件に加え、全ての世帯員が、所得区分ごとに必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引くといずれの所得も0円になる人。

*医療機関等の窓口で上表の自己負担限度額の適用を受ける場合は、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用認定証」、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。（要申請）

（低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、入院時の食費の標準負担額も減額されます。）

★その他

○入院時の食費の標準負担額（1食）は、一般・現役並み所得者は460円、低所得者Ⅱは210円（過去12ヶ月の入院日数が90日を超える場合は160円）、低所得者Ⅰは100円です。

○特定の疾病で医療機関にかかっている人（人工腎臓を実施している慢性腎不全、血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）は、「特定疾病療養受療証」を提示することにより、同一月に同一の医療機関に支払う一部負担金は10,000円までになります。（要申請）

【お問い合わせ先】

(被保険者の認定・医療の給付) 国保医療課 給付係 TEL 559-5049
(保険料の賦課納付に関する事) 国保医療課 資格収納係 TEL 559-5050
FAX 559-2636
兵庫県後期高齢者医療広域連合 TEL 078-326-2612 (代表)

24. 高齢期移行助成 (旧老人医療費助成)

65歳～69歳の人で健康保険に加入されている人について、申請により高齢期移行受給者証を交付します。但し、所得制限があります。

診療を受ける際、健康保険証と高齢期移行受給者証を医療機関の窓口に提示することにより、下記の一部負担金、自己負担限度額の適用を受けます。

★ 自己負担限度額

同一月内に、下表の自己負担限度額を超えて一部負担金を支払ったときは、申請により超えた額を支給します。

対象者	負担区分	負担割合	自己負担限度額/月	
			外来	外来+入院
65歳に達する月の初日から70歳に達する月の末日(1日生まれの人は前月末日)まで	区分Ⅱ※	2割	12,000円	35,400円
	区分Ⅰ		8,000円	15,000円

●区分Ⅱ：住民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた他の所得との合計が80万円以下の方

●区分Ⅰ：区分Ⅱを満たす人のうち、住民税非課税世帯で、かつすべての世帯員の所得が0円(年金は年金収入から控除額を80万円までとして計算した額)

※昭和27年7月1日以降生まれの区分Ⅱの方は所得によって要介護2以上が要件に加わりません。

詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

【窓 口】

国保医療課 給付係 TEL 559-5049 FAX 559-2636

25. さんだ生涯学習カレッジ

55歳以上のシニア層を対象に継続的な学習機会を提供し、主体的な学びや活動を通して、地域社会に資する人材の育成を図ります。

(1) 基本理念

学びをいかした「生きがいつくり」「人づくり」「地域づくり」をめざそう

(2) 運営の基本方針

学生同士が楽しく交流し、生きがいを見つけ、仲間づくりを進める。

学んだ知識、学生間のネットワークを地域活動につなげる。

(3) 学習内容

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、全ての講座コース・クラブ活動を休止し、代替講座として単発講座のオープンカレッジを開催します。月に2回、「健康」「生活」「自然」「教養」「活動」「挑戦」をテーマとした教養講座を行い、感染リスクを抑えながら学びの機会を提供します。

※参考：休止した講座コース・クラブ活動（令和2年度）

① カレッジ（新課程）…平成30年度から新設

学習年限期間は3年で、1年生（教養課程）では日常生活に即した様々な課題について学習します。グループ討論や参加型学習、実習等を通して、知識や技術を身に着けるとともに、交流の促進も図ります。カレッジ2年生（専門課程）では、「ふるさと再発見」「健康・福祉」「くらし創造」からコースを選択し、関心のある分野について専門的知識・技術を学びます。カレッジ3年生（研究課程）は、2年生で選択した「ふるさと再発見」「健康・福祉」「いきいき生活」のコースごとに、グループ学習や実践活動の進め方を学びます。

② 大学院専門コース…令和4年度まで開講

「郷土史」「健康福祉」「国際交流」「自然環境」の4つの専門コースの中から1つを選択し、専門知識を深めます。

③ 研究科…平成30年度から新設

学習者自身が課題を見つけて研究し、課題解決することを目指します。少人数でのゼミ形式とし、グループワーク等も実施しながら受講者同士がお互いに教え合い、学びます。コースには三田の歴史、文化、産業、自然等の魅力、課題を学び、地域社会における人間関係のあり方や様々な地域活動について学習する「地域活動コース」、創業意欲の醸成を図りながら、社会や地域に貢献できる基礎知識とスキルを学び、地域社会の問題をビジネスで解決する方法について学習する「創業支援コース」があります。

④ クラブ活動

自主的な活動を通じて学生相互の交流、生きがいづくりを図ります。フォークダンスや健康料理、コーラス、書道、ヨガ等27クラブが活動を実施しています。

生 活 保 護

本事業の窓口は、

「福祉共生部共生社会推進室生活支援課」

☎559-5074 FAX562-1294 です。

1. 生活保護

生活保護は、憲法第 25 条に規定する理念にもとづき「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、世帯の自立を助けることを目的とした制度です。

(1) 保護の要件

生活保護を受けるためには、その人がもっている能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、次のような努力をしてもなお最低生活が営まれない場合に、はじめて「その困窮の程度に応じ、必要な保護」が行われます。

- ① 利用し得る資産の活用を図る（預貯金、生命保険、土地、貴金属、その他処分価値のあるものや利用し得るもの）
- ② 稼働能力の活用を図る（世帯内で健康な人は就労により働く能力を充分活用する）
- ③ 扶養義務者からの援助を図る（民法に定める扶養義務により、親、子、兄弟姉妹等からできる限りの援助を受ける）
- ④ 他法や他施策の利用の促進（年金等最低生活を充足させるための給付や扶助の活用を図る）

(2) 保護の内容

生活保護の基準（最低生活費）は、厚生労働大臣の定める基準により、年齢・家族数・世帯構成等に基づいて算定し、その世帯の全収入（金銭又は物品）と比べて不足する分が援助されます。

最低生活費と収入との対比

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">最 低 生 活 費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> { 収入が最低生活費を下回るため、その不足分 } { のみ保護が受けられます。 } </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収 入</td> <td style="text-align: center; background-color: #f8d7da;">保 護 費</td> </tr> </table>	最 低 生 活 費		{ 収入が最低生活費を下回るため、その不足分 } { のみ保護が受けられます。 }		収 入	保 護 費
最 低 生 活 費							
{ 収入が最低生活費を下回るため、その不足分 } { のみ保護が受けられます。 }							
収 入	保 護 費						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">最 低 生 活 費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> { 収入が最低生活費を上回るため、保護は受 } { けられません。 } </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">収 入</td> </tr> </table>	最 低 生 活 費		{ 収入が最低生活費を上回るため、保護は受 } { けられません。 }		収 入	
最 低 生 活 費							
{ 収入が最低生活費を上回るため、保護は受 } { けられません。 }							
収 入							

(3) 生活保護の種類

生活保護には次の 8 種類があります。

生活扶助……衣、食、光熱水費等

住宅扶助……家賃、地代、家屋補修費等

教育扶助……教材費、学校給食費、通学のための交通費等

医療扶助……診察、薬剤、治療材料、通院費等

介護扶助……居宅介護費、施設介護費等

出産扶助……分娩料、衛生材料費等

生業扶助……技能修得費、就職支度金、生業費、高等学校等就学費等

葬祭扶助……火葬料、埋葬料等

なお、これらの他に被服費、家具什器費、入学準備金など必要に応じ特別に支給されるものがあります。

(4) 保護の手続

要保護者の申請に基づき、必要な調査の後、福祉事務所長が決定します。

地 域 福 祉

本事業の窓口は

「福祉共生部共生社会推進室地域福祉課」

☎ 559-5069 FAX 563-7776

他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

1. 総合福祉保健センター

施設概要

ア 所在地 三田市川除675番地
イ 敷地面積 15,375.35㎡
ウ 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 一部地下1階建
エ 延床面積 本館棟 6,621.03㎡

地下	400.56㎡
1階	3,205.04㎡
2階	2,101.29㎡
3階	854.49㎡
屋階	59.65㎡

付属棟 車庫 鉄骨造 144㎡
倉庫 鉄骨造 198㎡
プロパン庫・ごみ庫 鉄筋コンクリート造 27㎡
自転車置場 鉄骨造 144㎡ (80台)
駐車場 161台 (内障害者用8台)
屋外広場 ふれあい広場、遊歩道、はだしのこみち

オ 施設内容

- ・地下
機械室、電気室
- ・1階
総合案内・社会福祉協議会事務室、訪問看護ステーション、中央居宅介護支援事業所、活動者交流ひろば、ボランティア活動センター、地域福祉支援室、福祉団体事務室、相談室、録音室、印刷室、会議室、障害者基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センター、権利擁護・成年後見支援センター、多目的ホール、中央デイサービスセンター、中央ホームヘルパーステーション、喫茶室 等
- ・2階
健康増進課・すくすく子育て課事務室、健診室、診察室、育児相談室、心電図室、授乳室、検尿室、消毒室、相談室、多機能室、栄養指導室、プレイルーム、講座室、地域包括支援センター
- ・3階
会議室、研修室、集会室、和室、談話コーナー

カ 開館時間 午前9時～午後9時
キ 休館日 年末年始 (12月29日～1月3日)

〔窓 口〕

健康増進課 TEL 559-6155 FAX 559-5705

2. 日本赤十字社活動

日本赤十字社兵庫県支部の三田市地区として、区・自治会等の協力により日本赤十字社会員募集、災害援助活動等を行っています。集まった活動資金は当地区における赤十字思想の普及はもとより、災害救護活動、血液事業、救急法の普及活動にも役立てられています。

また、自然災害時の義援金受付等にも積極的に取り組んでいます。

さらに、平成20年度より三田市地区独自の災害見舞金制度を立ち上げました。

被害程度	見舞金の額
全壊・全焼・全流出	1世帯につき 20,000円
半壊・半焼・半流出	1世帯につき 10,000円
床上浸水	1世帯につき 5,000円
重傷者	1人につき 10,000円

3. ふれあい福祉バス助成事業

市社会福祉協議会が実施する「ふれあい福祉バス助成事業」は、市内の福祉保健団体等が、団体の資質向上や地域内の交流のきっかけづくり（小地域つどい・サロンなど）実施時に借り上げるバス等の費用の一部を助成することで、地域福祉の向上を目指すものです。市は、市社会福祉協議会に対してその費用を補助金として交付し、支援を行っています。

〔窓口〕

市社会福祉協議会総合受付（TEL 559-5700 FAX 559-5704）

及び各地域福祉支援室窓口

【バス1台あたりの助成額】

使用の条件等		バスの種類	助成率（助成限度額）		助成額
			1台目	2台目	
(1)	29名以上	大型バス	1/2 (40,000円)	1/4 (20,000円)	借上料に助成率を乗じて得た額と限度額の いずれか少ない額
(2)	10名～28名	中型・マイクロバス	1/2 (30,000円)	1/4 (15,000円)	
(3)	29名以上 障害者団体及び小地域 つどい・サロン運営団体	大型バス	3/4 (60,000円)	1/2 (40,000円)	
(4)	10名～28名 障害者団体及び小地域 つどい・サロン運営団体	中型・マイクロバス	3/4 (45,000円)	1/2 (30,000円)	

(5)	中型リフト付バス乗車定員を超える場合	大型リフト付バス	3 / 4 (70,000円)	
(6)	リフト付き中型乗車定員数まで	中型リフト付バス	3 / 4 (60,000円)	
(7)	(1)～(6)と福祉タクシーを併用	福祉タクシー	10 / 10 (30,000円)	
(8)	災害ボランティア支援	大型バス等	10 / 10 (200,000円)	

4. ふれあい活動推進事業

(1) 目的

少子高齢時代を迎え、高齢者や障害者などが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせる、共に生きる福祉社会をつくるのが極めて重要な課題となっています。

しかしながら、このような課題は行政施策の充実だけでは対応できるものでなく、それに加えて家庭や地域社会などあらゆる物的、人的社会資源の活用があってはじめて解決の道が開かれます。

このため地域社会の中で互いに励ましあい、助け合いながら共に支えあう福祉社会の実現を目指し、市内9地区に「ふれあい活動推進協議会」を設立して事業を実施しています。

(2) 事業

各地区の「ふれあい活動推進協議会」では、地域社会におけるふれあいを基調として次のような活動に取り組んでいます。

- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、寝たきり高齢者などを地域で支えるネットワークづくり、ひとり暮らし高齢者との交流事業
- 小地域つどい・サロン
- 友愛訪問、声かけ活動
- 福祉や保健ニーズの発見、情報収集
- 住民座談会
- 健康講座、健康ウォーキング
- 地域での世代間交流事業など

(3) 今後の展望

地域社会で生きづらさを抱える人々は、ニーズの多様化がすすみ今後さらに増えることが予想されています。

このため、行政施策の充実と共にこれらの人々を囲むネットワークづくりや支援体制の充実、強化等日常生活に根ざした小地域福祉活動事業へ今まで以上に視点を移す必要があります。

こうした重要な活動のひとつに住民による助け合い、支え合い活動の「小地域のつどい・サロン」事業があります。この事業は、地域内の公会堂や集会所等を活動拠点として地域の高齢者や障害のある人、子育て中の保護者等が集まり、生きがいつくりやふれあい、交流等の事業を実施し、外出支援を促進しています。

今後は、地域住民一人ひとりが、互いに思いやり、支え合う「福祉の心」を育むと共に住民の地域福祉活動への主体的な参加と協力を促し、日常生活に根づいた身近できめ細やかな助け合いに支えられた福祉コミュニティづくりを目指した取り組みが重要となっています。

5. 民生委員・児童委員

(1) 民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉の増進に熱意のある住民が地域から推薦され、厚生労働大臣より委嘱された地域の相談や支援のボランティアです。

民生委員の活動は、自主性・奉仕性と地域性を基本として、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、また、必要な支援を行うことにより、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに努めています。

なお、民生委員は児童福祉法第16条の規定により、児童委員も兼ねています。

活動内容

(ア) 地域の相談・支援のボランティア、関係機関とのパイプ役

- ・福祉や生活上の相談
- ・高齢者や障害のある人への訪問
- ・高齢者の実態調査（要援護高齢者調査）
- ・青少年、児童の健全育成活動
- ・関係機関、団体等の活動への協力
- ・要支援者支援活動

(イ) 生活福祉資金貸付事業にかかる相談・援助

(ウ) 状況確認事務

(2) 主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童や家庭を支援するため児童福祉の関係機関と連携・協力を図り、児童福祉活動をサポートするコーディネーター的な役割を担います。

活動内容

(ア) 児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整

(イ) 区域を担当する児童委員の活動（個別援助活動・児童健全育成活動・子育て支援活動）の援助・協力

6. 民生・児童協力委員

民生・児童協力委員は、民生委員・児童委員と連携して、日常的で軽易な福祉活動を行う地域のボランティアです。

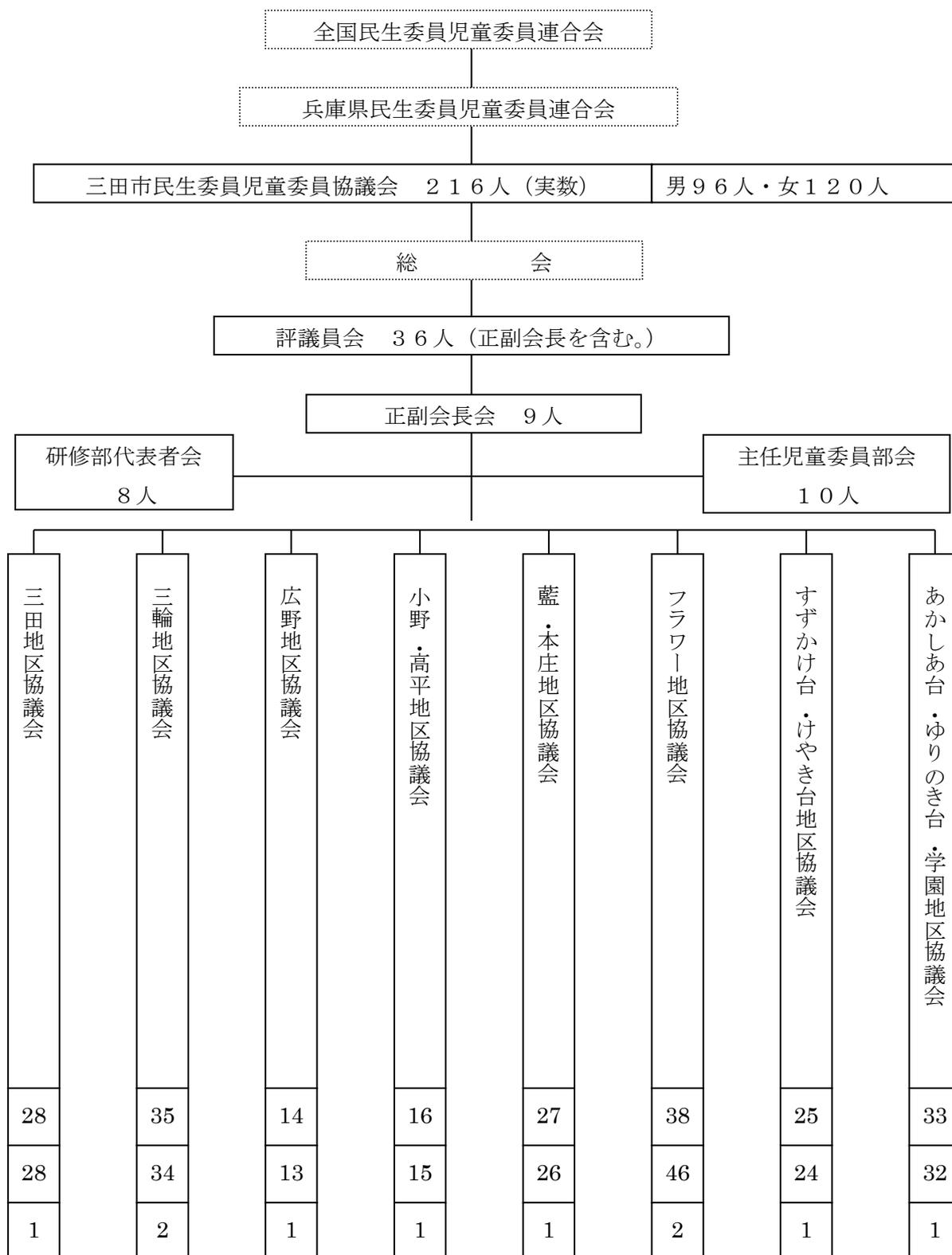
活動内容

① 住民の実情把握と民生委員・児童委員への連絡調整

- ② 高齢者・障害者・児童家庭への友愛訪問
- ③ 市・県の福祉施策の普及啓発
- ④ 地域の福祉活動への協力

三田市民生委員児童委員協議会機構図

令和2年5月1日現在



上段：実数（区域担当＋主任児童委員）

中段：定数（区域担当）

下段：定数（主任児童委員）

その他の福祉

本事業の窓口は

「福祉共生部共生社会推進室生活支援課」

☎ 559-5074 FAX 562-1294

他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

1. 戦没者の遺族に関する援護

傷病により死亡した軍人、軍属の遺族に対しては、公務扶助料あるいは遺族年金等が支給されるほか、戦没者の妻及び子も孫もない母などに対して特別給付金が支給されます。

なお、公務扶助料等の受給者がいない遺族には特別弔慰金が支給されます。

〈給付の種類〉

遺族年金（給与金）

弔慰金

特設年金（給与金）

公務扶助料

特例扶助料

傷病者遺族特別年金

障害者遺族特例年金

戦没者の父母等に対する特別弔慰金

戦没者等の妻に対する特別弔慰金

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

〔窓 口〕

地域福祉課 TEL 559-5069 FAX 563-7776

2. 戦傷病者に関する援護

公務上の傷病を負われた軍人、軍属に対して、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による傷病恩給、又は障害年金などが支給され、その妻に対して特別給付金が支給されます。

また、医療保障その他として、戦傷病者特別援護法によって療養の給付やJRの無賃乗車券引換証の交付等の措置があります。

〈給付の種類〉

障害年金

療養給付

療養手当

戦傷病者の妻に対する特別給付金

〔窓 口〕

地域福祉課 TEL 559-5069 FAX 563-7776

3. 戦没者の慰霊

(1) 追悼式

毎年市の主催で実施しており、多数の遺族の参列を得ています。

(2) 戦没者の登録

市では、戦没者の遺族で転入された方の届出を受付けています。

戦没者数 1074柱（令和2年4月1日現在）

〔窓 口〕

地域福祉課 TEL 559-5069 FAX 563-7776

4. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく市長の同意

医療保護入院を要する精神障害者に家族等がないか、又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合、その精神障害者の居住地を所轄する市長、居住地がないか、又は明らかでないときはその精神障害者の現在地を所轄する市長が入院の同意者となります。

〔窓 口〕

障害福祉課 TEL 559-5075 FAX 562-1294

5. 行旅病人・行旅死亡人

旅行中に病気になり救護者のいない場合、縁故者に代わって行旅病人の生活療養についての相談指導・行旅死亡人の葬祭執行、その他必要な援護を行います。

6. 災害見舞金

暴風、豪雨、洪水、豪雪、地震その他異常な自然災害又は火災による被害をうけた世帯、10日以上入院を要する重傷を負った人、死亡した人に災害見舞金を支給します。

《見舞金の支給額》

被害程度	見舞金の等額
全壊 全焼 全流出	一世帯につき 30,000円
半壊 半焼 半流出	一世帯につき 20,000円
床上浸水	一世帯につき 5,000円
死者	一人につき 20,000円
重傷者	一人につき 10,000円

〔窓 口〕

地域福祉課 TEL 559-5069 FAX 563-7776

7. 外国籍高齢者・重度障害者等特別給付金

老齢または障害を事由として給付される国民年金の受給資格を国籍要件のために得ることができなかった在日外国籍高齢者、重度障害者及び中度障害者に対し、福祉給付金を支給するものです。

(令和2年4月1日時点)

※高齢者 月額 33,375円 (該当者 1名)
※重度障害者 月額 81,427円 (該当者 1名)
※中度障害者 月額 32,570円

8. 中国残留邦人等に対する支援給付制度

中国残留邦人等の方々の特別な事情に鑑み、中国残留邦人等ご本人とその特定配偶者の生活の安定を目的として、生活、住宅、医療、介護等の支援給付及び配偶者支援金の支給を行っています。

◇支援給付の対象となる方（平成20年4月から実施）

- ①満額の老齢基礎年金等の支給の対象となる方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方
- ②平成20年4月1日前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で、平成20年4月1日現在、生活保護を受給していた方

◇配偶者支援金の対象となる方（平成26年10月から実施）

中国残留邦人等の方が亡くなられた後に、支援給付を受ける権利のある特定配偶者の方

9. AED（自動体外式除細動器）設置

三田市では、安全・安心のまちづくりを進める一環として、市民センターや小中学校などの主要な施設に、AED（自動体外式除細動器）の設置を進めています。

なお、設置は緊急時に直ぐ使用できるように屋外設置をしています。（※を除く）

設置施設

No.	施設	No.	施設
1	総合福祉保健センター	41	図書館
2	城山公園体育館	42	ガラス工芸館
3	駒ヶ谷運動公園体育館	43	野外活動センター
4	三田市役所	44	三輪小学校
5	広野市民センター	45	志手原小学校
6	藍市民センター	46	松が丘小学校
7	高平ふるさと交流センター	47	広野小学校
8	フラワータウン市民センター	48	小野小学校
9	ウッディタウン市民センター	49	高平小学校
10	有馬富士共生センター	50	つつじが丘小学校
11	まちづくり協働センター（※）	51	藍小学校
12	ふれあいと創造の里	52	本庄小学校
13	総合文化センター	53	狭間小学校
14	中央公園	54	富士小学校
15	三田谷公園	55	武庫小学校
16	中央公民館	56	弥生小学校
17	下青野公園	57	あかしあ台小学校

No.	施 設	No.	施 設
18	心道会館	58	けやき台小学校
19	三田小学校	59	すずかけ台小学校
20	母子小学校	60	ゆりのき台小学校
21	八景中学校	61	学園小学校
22	長坂中学校	62	三田駅前交番
23	上野台中学校	63	多世代交流館 (※)
24	藍中学校	64	山の峰会館
25	狭間中学校	65	三田幼稚園
26	富士中学校	66	三田ふるさと学習館
27	けやき台中学校	67	有馬富士自然学習センター
28	ゆりのき台中学校	68	藍本駅前駐輪場
29	さつき会館	69	相野駅前駐輪場
30	駒ヶ谷運動公園野球場	70	新三田駅前駐車場
31	淡路風車の丘	71	青少年育成センター
32	青野ダム記念館	72	三田保育所
33	城山運動公園野球場	73	三輪幼稚園
34	八景中学校グラウンド	74	広野幼稚園
35	志手原幼稚園	75	藍幼稚園
36	本庄幼稚園	76	高平幼稚園
37	松が丘幼稚園	77	三田市霊苑
38	三田市聖苑	78	ひまわり特別支援学校小学部(※)
39	かるがも園	79	ひまわり特別支援学校中・高等部(※)
40	小野幼稚園		

〔窓 口〕

健康増進課

TEL 559-6155

FAX 559-5705

教育総務課

TEL 559-5131

FAX 563-1343

10. 救急医療情報キットの配布を通じた地域見守り事業

救急医療情報キット（急病時等に迅速な救急活動につなげるため、「かかりつけ医」などを記入した用紙を専用の容器に入れ、わかりやすい場所（冷蔵庫）に保管しておき、安全と安心を高めるもの）の配布を通じ、地域での見守りにつなげます。区・自治会の役員や民生委員・児童委員等で取り組みについて話し合い、地域単位で対象者の把握や配布活動等を行います。

〔窓 口〕

地域福祉課 TEL 559-5069 FAX 563-7776

11. 避難行動要支援者名簿の作成

三田市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、災害時等に自ら避難することが困難で支援を要する者（避難行動要支援者）の名簿を作成しています。名簿は市で保管するほか、あらかじめ同意の得られた者等は区・自治会等の避難支援等関係者へ提供しています。

〔窓 口〕

危機管理課 TEL 559-5057 FAX 559-1254

12. 権利擁護支援事業

だれもが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るため、権利擁護を必要とする方の相談支援や成年後見制度の普及啓発、情報提供等を行っています。【三田市権利擁護・成年後見支援センター事業】

13. 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載したプランの作成、支援の提供や定期的なプランの評価等さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に実施しています。【三田市権利擁護・成年後見支援センター事業】

14. 住居確保給付金事業

離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した（喪失のおそれがある）者等のうち、就労能力及び就労意欲がある者に対して、住宅及び就労機会の確保を目的として住居確保給付金を支給します。支給期間は原則3カ月間となります（一定の条件の下、最大9カ月受給可能）。【三田市権利擁護・成年後見支援センターで受付】

【支給限度額】	単身世帯	32,300円	2人世帯	39,000円
	3人～5人世帯	42,000円	6人世帯	45,000円
	7人以上世帯	50,400円		

15. 一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困難者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、一定の期間内に限り、宿泊場所と食事等日常生活の維持に必要な便宜を提供することで、安定した生活への移行を支援します。

民間の社会福祉活動

本事業の窓口は、「三田市社会福祉協議会」
☎ 559-5940 FAX 559-5704
他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

1. 社会福祉法人 三田市社会福祉協議会

社会福祉協議会（＝社協）は、“だれもが住みなれた地域で安心して、生きがいを持って生活できるまち（第2次地域福祉推進計画☆基本理念）”をめざし、地域住民の皆さんやボランティア、福祉・保健関係者などの参加・協力を得て、また行政と協働しながら地域福祉を推進していく組織（社会福祉法人）です。

次の3つの特色があります。

- ① 住民による組織と協働を基盤としています（協議体）
- ② 当事者・住民と地域全体の問題解決力を高め、社会に働きかけます（運動推進体）
- ③ 生活課題に対応するための事業を先駆的に開発します（事業体）

住民主体の原則に基づいて、会員制度を設け、区・自治会連合会、民生委員児童委員協議会、ふれあい活動推進協議会、ボランティア団体、高齢者・障害者団体など住民を主体とした団体と、公私の福祉・保健・医療施設・法律専門職などの関係機関・団体の参画を得て、企画・執行機関としての会長以下理事会（15名）、事業運営にかかる重要事項の議決機関としての評議員会（40名）より構成しています。

（法的位置付け）

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、次のように位置付けられています。

市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（主な活動）

（1）地域福祉活動の推進

住民主体による小地域福祉活動の推進にむけ、「つながり」「見守り」「支え合い」の活動を推進しています。

① 活動主体の組織化、運営支援

ふれあい活動推進協議会など、地域福祉活動組織への支援をはじめ、新たな活動の主体化、組織化、活動支援を行っています。

② 小地域つどい・サロンの推進

身近な公会堂等を活用し住民が取り組む、生きがいや仲間づくり、閉じこもりや社会的孤立予防を目的とした場づくりの支援を行っています。

③ 支え合いによる生活支援活動への支援

住民の暮らしの困りごとを、住民同士の支え合いにより解決を目指す生活支援の取り組み等、身近な生活の場で行われる地域ごとの福祉活動を支援します。(小地域支え合い活動助成事業、ささえあい隊「まごの手活動」養成講座など)

④ 地区別計画策定への支援

地域福祉活動をより広く・計画的に推進できるように、地区ごとの計画づくりに向けた取組みを支援します。

⑤ 高齢者福祉活動

ア) 高齢者元気アップ事業

花の手入れを通じて高齢者の生きがいを支援する『咲かそう水仙の会』を月2回開催しています。

⑥ 障害者福祉活動

ア) ふれあい卓球大会

市内の障害のある方がスポーツに慣れ親しみ、社会参加のきっかけとなるよう、卓球大会を開催しています。一般の卓球のルールに則ったものと、アイマスクを着用し取り組むサウンド・テーブルテニス(STT)があります。

イ) その他(団体支援など)

⑦ 母子・父子福祉活動

ひとり親家庭の子ども、保護者を対象に、各家庭の交流を図り同じような環境がゆえの悩みや不安を共有し、また情報交換の中で、新たな気持ちで子育てができるきっかけとなるような場を提供しています。

⑧ 児童青少年福祉活動

ア) 子育てサロン・グループ助成事業

安定した運営のもと、交流・支援の輪が広がることを目的に助成を行います。

イ) 子育て情報誌「ドレミふぁみりー」の発行

地域別に子育てグループや子育てサロンを紹介し、交流しながらの楽しい子育てを支援します。

⑨ 共生社会推進事業

文化やスポーツなど多彩なイベントを通して創る「小さな共生社会」をきっかけに、「支え手」、「受け手」を超えたともに生きる社会づくりに取り組みます。

ア) ともいき三田(障害者スポーツイベント)の開催

(2) 福祉学習の推進

福祉学習の中で取り組まれる小・中・高等学校の児童・生徒と地域住民との交流や福祉体験、ボランティア体験を通して、福祉の心を育てます。また、その推進役となる福祉学習担当の先生への支援も行います。

(3) 福祉情報

広報・啓発事業

ア) 広報紙の発行

「さんだ社協だより」(毎月1日発行:ポスティングによる全戸配布)にボランティア、

福祉情報を掲載し、福祉活動の実態を市民に伝え、福祉意識の高揚を図っています。

イ) ホームページの開設 (URL:<http://www.sanda-shakyo.or.jp>)

インターネットを通じて、三田市の福祉情報を提供し、様々な人と情報交換を行っています。Facebook も開設しています (<https://www.facebook.com/三田市社会福祉協議会-2029981933955432/>)。

ウ) 調査・研究

社会福祉に関する図書資料を収集・整理し、市民福祉関係者に提供するとともに、地域の福祉状況、ニーズを調査し、福祉サービスの改善や立案、地域の保健福祉活動の推進を目指しています。

エ) 三田市社会福祉大会の開催

オ) 出張ふくし教室の開催

市内在住、在勤の方を対象に、社協職員が講師となり教室を開催しています。テーマは「介護」「ボランティア」「健康」など多岐にわたります。

(4) 総合相談・支援

①三田市地域包括支援センター・ウッディ地域包括支援センター (市委託)

高齢者が住みなれた地域で自分らしく生き生きと生活ができるように、相談員、看護師・保健師、主任介護支援専門員等が関係機関・地域の方々と連携しながら支援します。そして、個別支援からみえてきた課題に取り組むことで、地域住民の全ての人が安心して暮らし続けることのできる地域包括ケアづくりを目指します。

また、介護予防の推進拠点として、介護予防プラン作成に加え、できる限り要介護状態とならないよう、介護予防推進にかかる啓発活動や訪問相談も実施しています。

②障害者生活支援センター (市委託)

障害のある人やその家族が住みなれた地域で安心して暮らしていくための総合相談を実施しています。

- 福祉サービスの利用援助
- 社会資源を活用するための支援
- 社会生活力を高めていくための支援
- ピアカウンセリング (当事者相談)
- 専門機関の紹介 (連携) など

③三田市権利擁護・成年後見支援センター (市委託)

総合的な相談・支援の窓口として、地域で暮らしていくうえで、生きづらさを抱える人の権利を護る支援を行います。

- 権利擁護に関する専門相談 (法律職・福祉職による相談 第1、3木曜日予約制)
- 日常生活自立支援事業：判断能力に不安のある人 (認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等) に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。
- 成年後見制度の利用支援
- 医療・保健・福祉・法律などの関係機関とのネットワークづくり
- 市民への権利擁護に関する研修や啓発
- 実現したい生活に向けての自立相談支援 (生活困窮者自立支援法に基づく)
- 権利擁護実務者会議：相談のプラットフォームとして、現に抱える支援困難ケースについて

て、様々な支援機関・人（医療、司法、保健、福祉、行政、その他あらゆる分野）が実際に解決に向けての相談、協議し、協働・実践、推進するための会議を開催します。

④生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの設置）（市委託）

地域の支え合い体制づくりの推進役として生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体による多様な生活支援・介護予防の取り組みの充実を図ります。

○地域資源・ニーズの把握に係る業務

○地域資源の開発に係る業務

○ネットワーク構築に係る業務

○上記の実施等により、把握したニーズの取り組み等のマッチング

(5) ボランティア活動（ボランティア活動センター）

誰もが住みやすい福祉社会をめざして、ボランティアを必要とする人、ボランティア活動を希望される人々の窓口や活動拠点として、相談・養成・支援や連絡調整等を行っています。

① ボランティアコーディネート（ボランティアを必要とする人や施設・団体へボランティアを紹介したり、ボランティア活動を希望する人に活動先を紹介します。）

② 相談・情報提供や、情報ボードの設置を通して、ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、活動についての相談を受け付けています。

③ 各種講座・研修会や交流会を開催し、ボランティアの啓発と養成を行っています。

④ 小・中・高等学校の児童・生徒に、福祉活動への取り組みのために支援・協力を行っています。

⑤ ボランティア災害共済（活動中の事故に備えて、共済の加入を受け付けています。）

⑥ アイマスク・車いす・高齢者疑似体験グッズ等体験器材の貸出しをしています。

⑦ 災害時に災害ボランティアセンター立ち上げなどの迅速で適正な取り組みを行うため、災害時対応の手引きの作成や災害シミュレーションを実施しています。

⑧ 企業の社会貢献のサポート（研修講座、活動紹介等）を行っています。

(6) その他の事業

① 身体障害者デイサービスセンター（市委託）

就労、外出等の機会が得難い在宅の身体障害者に対して、レクリエーション、創作的活動や運動機能維持活動、日常生活能力の開発、食事、入浴などのサービスを提供します。

② 障害者の社会参加を支援するため、次の事業を行っています。

○声の広報発行事業（市委託）

③ 三田市高齢者住宅等安心確保事業（市委託）

三田市西山にある市営高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に入居されている高齢者を対象に、生活相談・安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供する生活援助員を派遣します。

④ 認知症初期集中支援事業（市委託）

認知症の早期診断・早期対応に向けて、医療や福祉の専門チームで支援計画を作成し、集中的支援を行います。

⑤ もの忘れ相談事業（市委託）

認知症の人（不安がある人、認知症のおそれがある人）または、その家族を対象に気軽な

相談窓口を設置しています。認知症専門相談医（認知症疾患医療センター指定兵庫中央病院 医師）による相談を毎月2回開催しています。

⑥ 介護予防普及啓発事業（市委託）

介護予防に関する知識の普及、家庭での介護技術の習得等を通じて、認知症、高齢期のうつ等についての理解や地域での高齢者見守り活動の重要性についての理解を深めるよう講座や研修会を開催しています。

⑦ 地域介護予防活動支援事業（市委託）

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」を養成しています。

⑧ 養育支援訪問事業（市委託）

出産後間もない時期や、家庭の事情などで育児や家事が困難となっている家庭に対して「さんだっ子幸せ・夢サポーター」を派遣し、家事援助や育児支援、相談などの支援を行います。

⑨ こんにちは赤ちゃん事業（市委託）

概ね生後4か月までの乳児のいる家庭を赤ちゃんサポーターが訪問し、子育ての不安などを聞きながら、必要に応じて適切な関係機関へとつなぐ役割を担います。

(7) ファミリーサポートセンター事業（さんだファミリーサポートセンター）（市委託）

「子育ての応援をしてほしい人」と「子育てを応援したい人」が依頼・協力・両方のいずれかの会員に登録し、お互いに助け合いながら、地域の中で育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。

(8) シニア・ユースひろば事業（市委託）

子育て中の親子から、小・中・高校生、シニア・高齢者まで多世代が気軽に集い、誰もが気持ちよく自由に利用できる心地よい居場所として、またふだん話すことの少ない異世代が、自然に話し、交流できるきっかけづくりを行い、多世代交流のよさが実感できる事業展開を行っています。

(9) 介護保険事業所としてのサービスの提供

- ① 居宅介護支援サービス
- ② 訪問看護サービス
- ③ 訪問介護サービス
- ④ 通所介護サービス

(10) 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく事業所としての障害福祉サービス

- ① 居宅介護支援
- ② 通院介助支援
- ③ 重度訪問支援
- ④ 行動援護支援
- ⑤ 同行援護支援

⑥ 移動介護支援

(11) その他の活動

- ① 災害見舞事業
- ② 生活福祉資金貸付事業
- ③ 低所得者支援事業
- ④ 福祉用具貸出事業（車いす、ポータブルトイレ）
- ⑤ 福祉団体等活動助成事業
- ⑥ 独自ホームヘルプサービス事業

(12) 三田市善意銀行

三田市善意銀行では、社会のために役立てたいという人から寄せられた善意の金品をお預かりし、地域福祉活動やボランティア活動をはじめ様々な福祉の分野で役立てるものです。

(13) 兵庫県共同募金会三田市共同募金委員会

共同募金運動

「国民たすけあいの精神」をもとに昭和22年より始まった共同募金は、赤い羽根をシンボルに全国一斉に運動を展開し、その募金は三田市社会福祉協議会が行う地域福祉事業や歳末たすけあい事業、県内の福祉施設の設備費、災害発生時支援等に使われています。

(14) 収益事業

社協の独自財源を確保するため、総合福祉保健センター喫茶室「ポポロ」の運営を行い、その収益を地域福祉の推進に活用しています。

2. ボランティアグループ

三田市ボランティア活動センター登録グループ一覧

令和2年4月現在

当事者（高齢者・障害者など）の支援を行っているグループ	
三田手話サークル 礎	手話通訳・手話を通じて聴覚に障害のある方への支援活動
手話サークル なごやか	手話通訳・手話を通じて聴覚に障害のある方への支援活動
要約筆記ボランティア「三田サマリー」	要約筆記を通じて聴覚に障害のある方への支援活動
音訳ボランティア ともしび	視覚障害者へ市広報誌等の音訳CDの作成・郵送、録音図書作成
対面音訳ボランティア つむぎの会	図書館、市民センター等での対面朗読活動
点訳ボランティア どんぐり	点訳を通じて視覚に障害のある方への支援活動
外出介助ボランティア「かけはし」	高齢者・障害者等の外出介助支援活動、福祉教育支援
S S V (サンダ・スチューデント・ボランティア)	障害者支援、社協イベント支援など幅広い活動
れんげ草の会	フラワータウンで高齢者への給食サービス
さんだ愛育班	家庭訪問を通して、健康増進・見守り活動
話し相手ボランティア「ひだまり」	利用者の世代を問わず、個人宅・施設などを訪問し、話し相手活動
おしゃべり伴歩ボランティアの会	筆談でコミュニケーションを通じて聴覚に障害のある方への支援活動
さんだくろす（三田 X）	走ることを通じた障害のある方の支援活動
子ども・高齢者・障害者の交流の場づくり支援（開催・サポート）	
さんだおもちゃライブラリー	おもちゃを通しての交流の場づくり
三田青年フロンティアグループ	障害者を対象に七夕・クリスマスイベント開催等
宙をみあげて	作業所支援・啓発など障害者自立生活支援活動
さわらび座	演芸を通して訪問活動、高齢者ふれあいサロンの開催など
加茂ボランティアグループ	広野市民センターでの高齢者つどいの日支援

市内の各種施設支援	
病院ボランティア「ひまわり」	三田市民病院で外来総合案内、入院患者さんへの図書貸出し・ソーイング活動等
愛善会	市内の特別養護老人ホーム支援、在宅障害者への友愛訪問、手作り品づくり等
福祉有償移送運転支援ボランティア キヤメル	移送サービスの運転者支援活動
施設・団体イベントでの出演など ～特技を活かして～	
読み聞かせの会「わらべ」	童話や民話の読み聞かせによる、保育園・小学校・福祉施設への訪問
あすなる腹話術サークル “ニコニコ”	腹話術を通して、施設・団体イベント出演
大正琴ミモザ	大正琴の演奏を通して、施設・団体イベント出演
ルート・メイト三田支部 Music コア	音楽療法(音楽演奏)を通して、施設・団体イベント出演
手づくり玩具の会「こあら」	手作りおもちゃ等の作製と子育て支援活動
ボランティアさんだガイド塾	歴史・文化財等のガイドを通じた活動
日本車椅子レクダンス協会三田支部	施設や団体イベントで、高齢者、障害者、車いす使用者等とフォークダンスを踊る活動
生涯学習サポートクラブ (SSC)	学校での戦争体験講話、紙芝居・伝承遊びなどの指導を通じた活動
三田カントリーラインダンス同好会 ダンシング・ローン・スターズ	ダンスを通して、施設・団体イベント出演
障害者よさこいチーム 輝笑(きらら)	障害者による“よさこい踊り”の施設・団体イベント出演
おはなし集団・だっこ座	人形劇の創作・講演
その他(青少年支援、募金・収集活動など)	
ボーイスカウト三田第1団	青少年健全育成・共同募金支援活動
ガールスカウト日本連盟兵庫県第90団	青少年健全育成・共同募金支援活動
金光教みつばちフォーゲル隊	青少年健全育成・共同募金支援活動
三田市福祉友好クラブ ゆずりは会	長年の福祉活動経験を活かし、地域福祉の推進を支援
ほほえみ会	障害のある子どもたちに関わる問題や環境づくりのための学習会や水泳での療育活動
輪の会	共同募金支援活動・地域福祉の推進を支援

3. 市内の福祉関係施設

保健福祉の拠点

平成31年4月1日現在

施設名	設置主体	定員	開設年月日	所在地	電話	FAX
三田市総合福祉保健センター	市	—	H8. 4. 1	三田市川除675番地	559-5700	559-5704

児童福祉施設

施設名	設置主体	定員	開設年月日	所在地	電話	FAX
三田保育所	市	120	S44. 4. 1	三田市天神2丁目3番3号	564-2418	564-2438
三田こばと保育園	宗教法人 日本基督教団摂津三田教会	60	S32. 9. 1	三田市屋敷町7番25号	562-4059	562-4093
ゆうかりフレンズ	社会福祉法人 北摂福祉会	129	H1. 4. 1	三田市狭間が丘2丁目20番地	562-0250	562-0349
光の子保育園	社会福祉法人 あかしあ	120	H3. 4. 1	三田市あかしあ台5丁目30番地1	565-0052	562-2122
あいの保育園	社会福祉法人 三翠会	110	H7. 4. 1	三田市下相野1904番地	568-6292	568-6292
若草幼稚園	社会福祉法人 信愛会	133	H10. 4. 1	三田市けやき台5丁目24番地	563-5481	563-5482
あさひ若草ナーズリー	社会福祉法人 信愛会	45	H25. 10. 1	三田市あかしあ台4丁目14番地4	564-5133	564-5134
湊川短期大学附属キッズポート保育園	学校法人 湊川相野学園	70	H13. 12. 1	三田市すずかけ台2丁目16番地	569-8653	569-8661
よこやま保育園	神戸電鉄株式会社	70	H15. 10. 1	三田市南が丘2丁目9番5号	553-8707	553-8708
さんだのもり保育園	社会福祉法人サン福祉会	60	H28. 11. 1	三田市高次1丁目1番4号	562-6633	562-6639
三田虹の子保育園	社会福祉法人黎明会	90	H29. 4. 1	三田市駅前町3番15号102	556-7555	556-7556
三田けやき台認定こども園	学校法人 慈光学園	350	H27. 3. 1	三田市けやき台3丁目64番地 三田市けやき台3丁目74番地	565-4885 564-3332	565-4886 564-3339
さつき会館	市	—	S58. 7. 1	三田市池尻710番地	564-6881	—

地域包括支援センター・高齢者支援センター

施設名	設置主体	定員	開設年月日	所在地	電話	FAX
三田市地域包括支援センター	市	—	H18. 4. 1	三田市川除675番地 (三田市総合福祉保健センター内2階)	559-5941	559-5707
フラワー地域包括支援センター	市	—	H25. 4. 1	三田市富士が丘5丁目17番地3 (ゼフィール三田内)	553-3600	553-3601
藍高齢者支援センター	市	—	H11. 1. 16	三田市下相野1460番地1 (さんすい園内)	568-3900	568-0810
三輪北・小野・高平高齢者支援センター	市	—	H12. 3. 1	三田市小野1139番地1 (サンウエスト内)	560-3080	560-3071
広野・本庄高齢者支援センター	市	—	H13. 4. 1	三田市下内神525番地1 (三田高原病院内)	567-6666	567-5561
ウッディ地域包括支援センター	市	—	H14. 6. 1	三田市けやき台1丁目4番地1 (ウッディタウン市民センター内)	553-1077	553-7023

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施設名	設置主体	定員	開設年月日	所在地	電話	FAX
サンウエスト	社会福祉法人 こすもす	60	H12. 3. 6	三田市小野1139番地1	560-3070	560-3071
さんすい園	社会福祉法人 三翠会	100	S63. 4. 20	三田市下相野薬師尾1460番地1	568-1314	568-0810
三田楽寿荘	社会福祉法人 枚方療育園	80	H2. 4. 16	三田市東本庄1188番地	568-2652	568-2643
ゼフィール三田	社会福祉法人 敬寿記念会	80	H20. 4. 1	三田市富士が丘5丁目17番地3	559-1800	559-1133
オーキッド	社会福祉法人 黎明会	60	H29. 4. 1	三田市駅前町3番15号101	556-7557	556-7558

介護老人保健施設

施設名	設置主体	定員	開設年月日	所在地	電話	FAX
愛	社会福祉法人 枚方療育園	100	H12. 7. 19	三田市東本庄1188番地	568-5327	568-5328
アルカディア	医療法人財団 愛野会	138	H9. 7. 1	三田市東本庄2493番地	568-5879	568-0818
三田温泉シルバーステイ	医療法人 敬愛会	125	H4. 7. 27	三田市東山897番地1	568-5260	568-0649

介護療養型医療施設

施設名	設置主体	定員	開設年月日	所在地	電話	FAX
宝塚三田病院	医療法人 山西会	50	H12. 4. 1	三田市西山2丁目22番10号	563-4871	563-2816

介護医療院

施設名	設置主体	定員	開設年月日	所在地	電話	FAX
平島病院介護医療院	医療法人社団 尚仁会	42	H12. 4. 1	三田市天神1丁目2番15号	564-5381	559-1990

権利擁護支援センター

施設名	設置主体	定員	開設年月日	所在地	電話	FAX
三田市権利擁護・成年後見支援センター	市	—	H27. 4. 1	三田市川除675番地 (三田社会福祉協議会内)	550-9004	559-5704

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

施設名	設置主体	定員	開設年月日	所在地	電話
グループホーム三輪	有限会社 シンセイケア	18	H15.12.15	三田市三輪2丁目13番16号	553-8820
グループホーム薬師のさと	社会福祉法人 三翠会	18	H16.4.1	三田市下相野薬師尾1460番地1	568-0894
三田温泉シルバークホーム	医療法人 敬愛会	9	H15.6.1	三田市東山897番地1	568-5260
ユビテール三田	有限会社 タナベメディカルサービス	27	H15.8.1	三田市中町7番34号	565-2220
ひだまりの家	株式会社 光栄	18	H30.7.1	三田市三輪2丁目1番10号	553-6301

軽費老人ホーム（ケアハウス）

施設名	設置主体	定員	開設年月日	所在地	電話
ブルーさんすい	社会福祉法人 三翠会	20	H10.4.1	三田市下相野薬師尾1460番地1	568-1314

自立支援給付（入所サービス系事業）

施設名	設置主体	定員	サービス種別	所在地	電話	FAX
兵庫中央病院	独立行政法人 国立病院機構	200	療養介護・短期入所・障害児入所	三田市大原1314	563-2121	564-4626
医療福祉センターさくら	社会福祉法人 枚方療育園	312	療養介護・短期入所・障害児入所	三田市東本庄1188	568-4103	568-4104
三田療護園	社会福祉法人 枚方療育園	103	施設入所・生活介護・短期入所	三田市東本庄1188	568-2588	568-1185
三田こぶしの園	社会福祉法人 枚方療育園	112	施設入所・生活介護・短期入所	三田市東本庄1188	568-2647	506-2242
沢谷荘	社会福祉法人 光耀会	49	施設入所・生活介護・短期入所	三田市沢谷1298	567-2030	567-2126
東山荘	社会福祉法人 光耀会	57	施設入所・生活介護・短期入所	三田市東山898-1	568-1900	568-1052
ボラリス	NPO法人 WELnetさんだ	5	短期入所	三田市上井沢45-1	506-7201	506-7202

自立支援給付（訪問系サービス等）

施設名	設置主体	定員	サービス種別	所在地	電話	FAX
株式会社ホスピアメディカル事業部ケア39	株式会社 ホスピア	—	居宅介護・重度訪問介護	三田市中町2-17	553-3200	553-3223
「ねくすと」	社会福祉法人 光耀会	—	居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護	三田市中内神427	567-2600	506-1237
SUNAMIヘルパーステーション	SUNAMI株式会社	—	居宅介護・重度訪問介護	三田市つづじが丘南2-3-11	568-2777	568-2777
三田市社会福祉協議会 障害者居宅介護支援事業所	社会福祉法人 三田市社会福祉協議会	—	居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護	三田市川除675	559-5944	559-5706
WELnetさんだ	NPO法人 WELnetさんだ	—	居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護	三田市上井沢44-1	567-5104	567-5103
ひまわり	株式会社Helianthus	—	居宅介護・重度訪問介護	三田市天神3-1-14-701	564-3965	556-9618
ニチイケアセンター三田	株式会社 ニチイ学館	—	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	三田市中央町9-38	559-6351	559-6352
ニチイケアセンターウッディタウン	株式会社 ニチイ学館	—	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	三田市けやき台3-12-5	553-1711	553-1712
あれーず	NPO法人 ぼしぶる	—	居宅介護・重度訪問介護	三田市弥生が丘1-1-1 305B	553-6400	553-6401
神鉄ケアサービスセンター三田	神戸電鉄株式会社	—	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	三田市ゆりのき台1-102	553-1465	553-1205
はんど&はんど	一般社団法人 自立自活センター	—	居宅介護・重度訪問介護	三田市加茂1086-1	567-3578	567-1856
訪問介護センターひなたぼっこ	株式会社 コラボネット	—	居宅介護・重度訪問介護	三田市高次2-5-1	558-8870	558-8871
訪問介護ステーション笑楽三田	株式会社 ビオネスト	—	居宅介護・重度訪問介護	三田市南が丘2-14-23	563-0306	563-0307
ここ	株式会社 W I T H三田	—	居宅介護・重度訪問介護	三田市駅前町11-1レバンテ三田	558-8178	558-8179
訪問介護事業所りかおん	合同会社 りかおん	—	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	三田市天神3-25-22-107	558-8282	558-8283
黒豆訪問介護サービス	合同会社 はなお	—	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	三田市相生町24-28-2F	556-5361	556-5362

児童福祉施設（通所系サービス等）

施設名	設置主体	定員	サービス種別	所在地	電話	FAX
かるがも園	市	30	児童発達支援センター	三田市井ノ草808	568-1626	560-7133
すくすく教室	市	15	児童発達支援	三田市井ノ草808	568-1626	560-7133
かがやきさんだ	社会福祉法人 光耀会	10	放課後等デイサービス	三田市中内神427	567-2430	567-2431
KEIKIMANASCHOOL ケイキマナスクール	さくら子どもセンター 合同会社	10	児童発達支援	三田市天神2-11-6	564-4192	558-7903
さくらっ子クラブ	合同会社	10	放課後等デイサービス	三田市天神2-11-6	564-4192	558-7903
ぞうさんの足音	医療法人社団 青山会	20※	児童発達支援 (10) 放課後等デイサービス (10)	三田市すずかけ台1-12	564-7785	556-7731
ふぁんふぁん	LIFE-TERRACE 合同会社	20※	児童発達支援 (10) 放課後等デイサービス (10)	三田市対中町15-16	565-1311	565-1317
放課後デイゆりのき	NPO法人 にしきジャクナゲ	10	放課後等デイサービス	三田市ゆりのき台2-1-3	506-1226	506-1226
ハッピーテラスさんだ教室	株式会社 つないだ手	10	放課後等デイサービス	三田市高次1-3-16バルテール三田101	555-6161	555-6162
ユニバーサルスクール（三田本校）	株式会社 オフィス野村	10	放課後等デイサービス	三田市武庫が丘3-2-1	558-7884	558-7894
ユニバーサルスクール（三田本町校）	株式会社 オフィス野村	10	放課後等デイサービス	三田市相生町19-8	555-6553	555-6558
三田わくわく村（大原）	社会福祉法人 風	10	放課後等デイサービス	三田市大原1546-5	564-0909	564-8500
さんだ子ども訪問支援サービス	市	-	保育所等訪問	三田市井ノ草808	568-1626	560-7133
UTキッズ三田	株式会社UTケアシステム	20※	児童発達支援 (10) 放課後等デイサービス (10)	三田市南が丘1-54-27	559-6599	559-6598
だんだん	NPO法人 WELnetさんだ	10	生活介護・放課後等デイサービス	三田市上井沢45-1	550-9059	550-9060
ピアチエール	一般社団法人心の音楽舎	10	放課後等デイサービス	三田市長坂623-21	506-5600	506-5601

自立支援給付（通所系サービス）

施設名	設置主体	定員	サービス種別	所在地	電話	FAX
三田療護園	三田療護園 社会福祉法人 枚方療育園	100	生活介護	三田市東本庄1188	568-2588	568-1185
三田こぶしの園	社会福祉法人 枚方療育園	100	生活介護	三田市東本庄1188	568-2647	506-2242
沢谷荘	社会福祉法人 光耀会	50	生活介護	三田市沢谷1298	567-2030	567-2126
東山荘	社会福祉法人 光耀会	50	生活介護	三田市東山898-1	568-1900	568-1052
スクラム	社会福祉法人 光耀会	30	就労継続B型	三田市中内神427	567-0021	567-0021
三田わくわく村（大原）	社会福祉法人 風	40	生活介護	三田市大原1546-5	564-0909	564-8500
三田わくわく村（志手原）	社会福祉法人 風	30※	就労移行支援 (6)・就労継続B型 (24)	三田市志手原1321-1	564-8989	564-1919
三田わくわく村（本町）	社会福祉法人 風	20	就労継続B型	三田市三田町36-7	558-8852	558-8853

三田わくわく村(すずかけ台)		30※	自立訓練(12)・就労継続B型(18)	三田市すずかけ台4-12-1	556-5355	556-5356
三田市中央サービスセンター	社会福祉法人三田市社会福祉協議会	20	生活介護	三田市川除675	559-5943	559-5706
のぞみ	NPO法人 わかくさ	35	生活介護・就労継続B型	三田市中町6-2	559-5630	559-5630
ホットステーション	NPO法人 オフコース	20	就労継続B型	三田市つづじが丘南3-8-9	568-3822	558-9888
ホットカンパニー		20		三田市つづじが丘南3-9-8	506-1448	506-1448
新鮮組	NPO法人 あすなろ	20	就労継続B型	三田市貴志1458	562-5531	562-5531
ふたば	NPO法人 WELnetさんだ	14	就労継続B型	三田市下井沢332-3	506-9546	506-9546
だんだん		10	生活介護	三田市上井沢45-1	550-9059	550-9060
コミナス	合同会社 コミナスインターナショナル	20	就労移行支援	三田中央町4-5 三田ビル5F	562-5374	562-5374
コミナスBe		20	就労継続B型	三田中央町4-5 三田ビル2F	562-5373	562-5373
BANZAIWORKS	株式会社 BANZAI	20	就労継続A型・就労継続B型	三田市南が丘1-23-8	553-2888	553-2889
アイクROSS	一般社団法人 i-crosso	20	就労継続B型	三田市三田町40-7-302	559-7155	559-7156
トークゆうゆう	NPO法人 言語障害者の社会参加を 支援する会しやべろーよ	20	就労継続B型	三田市三田町35-21	559-0804	559-0804
ユニバーサルカレッジ	株式会社オフィス野村	10	自立訓練	三田市武庫が丘3-2-1	558-7884	558-7894
にじいろ	合同会社虹色	20	就労継続B型	三田市三田町2-5	551-5354	551-2023

自立支援給付（定着支援）

施設名	設置主体	定員	サービス種別	所在地	電話	FAX
あすなろ相談支援事業所	NPO法人 あすなろ	—	自立生活援助	三田市三輪1丁目8-11	556-5075	556-5275
定着支援事業所 コミナス	合同会社コミナスインターナショナル	—	就労定着支援	三田市中央町4-5三田ビル2F	562-5374	562-5374

自立支援給付（相談支援事業）

施設名	設置主体	定員	サービス種別	所在地	電話	FAX
あすなろ相談支援事業所	NPO法人 あすなろ	—	指定一般（精神）・指定特定	三田市三輪1丁目8-11	556-5075	556-5275
相談支援事業所「ねくすと」	社会福祉法人 光耀会	—	指定一般・指定特定・指定障害児	三田市沢谷1296-1	567-7530	567-2126
三田わくわく村（大原）	社会福祉法人 風	—	指定一般・指定特定・指定障害児	三田市大原1546-5	564-0909	564-8500
W E L n e t さんだ相談支援センター	NPO法人 W E L n e t さんだ	—	指定特定	三田市上井沢44-1	567-5104	567-5103
さんだ子ども発達支援サービス	市	—	指定特定・指定障害児	三田市井ノ草808	568-1626	560-7133
三田福祉の里相談支援センター	社会福祉法人 牧方療育園	—	指定特定・指定障害児	三田市東本庄1188	568-1026	568-7013
相談支援センター歩（あるく）	NPO法人 ライフサポートはりま	—	指定特定・指定障害児	三田市弥生が丘1-1-1 305Bぼしぶる内	555-6223	553-6401
三田市社会福祉協議会障害者生活支援センター	社会福祉法人三田市社会福祉協議会	—	指定一般	三田市川除675番地	559-5205	559-5948

地域生活支援事業

施設名	設置主体	定員	サービス種別	所在地	電話	FAX
W E L n e t さんだ	NPO法人 W E L n e t さんだ	—	移動支援	三田市上井沢44-1	567-5104	567-5103
ニチイケアセンターウッドタウン	株式会社 ニチイ学館	—	移動支援	三田市けやき台3-12-5	553-1711	553-1712
神鉄ケアサービスセンター三田	神戸電鉄株式会社	—	移動支援	三田市ゆりのき台1-102	553-1465	553-1205
「ねくすと」	社会福祉法人 光耀会	—	日中一時支援・移動支援	三田市中内神427	567-2600	567-1237
三田市社会福祉協議会障害者居宅介護支援事業所	社会福祉法人 三田市社会福祉協議会	—	移動支援	三田市川除675番地	559-5944	559-5706
訪問介護事業所りかおん	合同会社 りかおん	—	移動支援	三田市天神3-25-22-107	558-8282	558-8283
ニチイケアセンター三田	株式会社 ニチイ学館	—	移動支援	三田市中央町9-38	559-6351	559-6352
黒豆訪問介護サービス	合同会社 はなお	—	移動支援	三田市相生町24-28-2F	556-5361	556-5362
訪問看護ステーション笑楽 三田	株式会社ピオネスト	—	移動支援	三田市南が丘2-14-23	563-0306	563-0307
株式会社ホスピアメディカル事業部ケア39	株式会社ホスピア	—	移動支援	三田市対中町2-17	553-3200	553-3223
沢谷 荘	社会福祉法人 光耀会	—	日中一時支援	三田市沢谷1298	567-2030	567-2126
東山 荘	社会福祉法人 光耀会	—	日中一時支援	三田市東山898-1	568-1900	568-1052
三田わくわく村（大原）	社会福祉法人 風	—	日中一時支援	三田市大原1546-5	564-0909	564-8500
医療福祉センターさくら	社会福祉法人 牧方療育園	—	日中一時支援	三田市東本庄1188	568-4103	568-4104
三田療護園	社会福祉法人 牧方療育園	—	日中一時支援	三田市東本庄1188	568-2588	568-1185
三田こぶしの園	社会福祉法人 牧方療育園	—	日中一時支援	三田市東本庄1188	568-2647	568-2242

地域活動支援センター

施設名	設置主体	定員	サービス種別	所在地	電話	FAX
作業所 ゆう	NPO法人 ネットワークゆう	—	地域活動支援センター	三田市池尻114-7	564-8787	564-9921
第2にじの家	—	三田市大原一ツ塚2213		559-0733	559-0733	

グループホーム

施設名	設置主体	定員	サービス種別	所在地	電話	FAX
げんき村	社会福祉法人 牧方療育園	6	共同生活援助	三田市東本庄1188	568-2647	568-2242
グループホーム三田	医療法人 山西会	10	共同生活援助	三田市東本庄1188	563-4871	563-2816
グループホーム武庫が丘	医療法人 山西会	3戸×3名	共同生活援助	三田市武庫が丘4-9	563-4871	563-2816
グループホーム武庫が丘Ⅱ	医療法人 山西会	3戸×5名	共同生活援助	三田市武庫が丘1-1	563-4871	563-2816
第4光耀クラブ	社会福祉法人 光耀会	5	共同生活援助	三田市大原1323-138	563-1300	563-1300
第5光耀クラブ	社会福祉法人 光耀会	3	共同生活援助	三田市三田町4-9	562-8761	562-8761
第6・7光耀クラブ	社会福祉法人 光耀会	2戸×4名	共同生活援助	三田市武庫が丘1-1	563-1542	563-1542
第8光耀クラブ	社会福祉法人 光耀会	3	共同生活援助	三田市沢谷字小田12	-	-
ホームフラワー	NPO法人 三田市手をつなぐ育成会	2戸×4名	共同生活援助	三田市武庫が丘1-1	563-2933	563-2933
ポラリス	NPO法人 W E L n e t さんだ	5	共同生活援助	三田市上井沢45-1	506-7201	506-7202

4. 社会福祉関係団体・関係機関

令和2年4月1日現在

名称	代表者	所在地	電話	FAX
社会福祉法人 三田市社会福祉協議会	大澤 洋一	三田市川除675番地 三田市総合福祉保健センター内	559-5940	559-5704
三田市民生委員児童委員協議会	福田 恵美子	三田市三輪2丁目1番1号 地域福祉課内	559-5069	563-7776
三田市遺族会	西本 隆好	三田市三輪2丁目1番1号 地域福祉課内	559-5069	563-7776
丹有原爆被害者の会（三田地区）	葛下 友和	三田市三輪2丁目1番1号 地域福祉課内	559-5069	563-7776
三田市保護司会	有井 憲次	三田市三輪2丁目1番1号 人権推進課内	559-5148	562-1294
三田市老人クラブ連合会	岸本 賢一	三田市川除675番地 三田市総合福祉保健センター内	559-6366	559-5704
三田市身体障害者福祉協議会	八十川 一三	三田市川除675番地 三田市総合福祉保健センター内	559-6366	
三田市手をつなぐ育成会	市川 修子	三田市三田町29-14	563-2933	
三田市肢体不自由児者父母の会	増金 真澄		567-2659	
三田市精神障害者家族会 「にじの会」	山本 勝利		563-0804	
三田ボランティア連絡会	平井 重次	三田市川除675番地 三田市社会福祉協議会内	564-0410	559-5945
三田市赤十字奉仕団	戸出 知津子	三田市三輪2丁目1番1号 地域福祉課内	559-5069	563-7776
社団法人 三田市シルバー人材センター	牛谷 元秋	三田市あかしあ台5丁目3番地2	564-7501	553-1300
三田地区 ふれあい活動推進協議会	伊東 秀哲			
三輪地区 ふれあい活動推進協議会	古田 茂充			
広野地区 ふれあい活動推進協議会	橋本 匡史			
小野地区 ふれあい活動推進協議会	増田 豊彦			
高平地区 ふれあい活動推進協議会	北中 博美			
藍地区 ふれあい活動推進協議会	今井 昭夫			
本庄地区 ふれあい活動推進協議会	奥野 重吉			
フラワー地区 ふれあい活動推進協議会	山口 義武			
ウッディ・カルチャー地区 ふれあい活動推進協議会	谷淵 建志			

5. 福祉関係法人

令和2年4月1日現在

法人名	種類	主たる所在地	代表者名	認可日	事業	電話番号	FAX
三田市社会福祉協議会	社福	三田市総合福祉保健センター 川除675番地	会長 大澤 洋一	S49. 3. 1	社会福祉を目的とする事業の企画・実施、 ボランティア活動支援・生活資金貸付など	559-5940	559-5704
光 耀 会	社福	三田市沢谷1297番地	理事長 岡本 征	S54. 8. 30	(知更) 沢谷荘 (居宅介護) ねくすと (知更) 東山荘	567-2030	567-2126
三 翠 会	社福	下相野1460番地1	理事長 井堂 信純	S63. 3. 30	(特養) さんすい園 (デイ) デイサービスセンターさんすい (ケアハウス) ブルーさんすい (保) あいの保育園	568-1314	568-0810
こ す も す	社福	小野1139番地1	理事長 西 昂	H9. 5. 6	(特養) サンウエスト (老短) サンウエスト (デイ) サンウエストデイサービスセンター	560-3070	560-3071
北 摂 福 祉 会	社福	狭間が丘2丁目20番地	理事長 伊地知 智子	H1. 3. 24	(幼保こ) ゆうかりフレンズ	562-0250	562-0349
あ か し あ	社福	あかしあ台5丁目30番地1	理事長 岡田 弘	H3. 3. 11	(保) 光の子保育園	565-0052	565-2122
枚 方 療 育 園 (北 摂 三 田 福 祉 の 里)	社福	枚方市津田東町2丁目1番1号 東本庄1188番地	理事長 山西 博道	S43. 1. 10	(身療) 三田療護園 (特養) 三田楽寿荘 (老短) 三田楽寿荘 (知更) 三田こぶしの園 (重心) さくら療育園	0720- 58-0373	0720- 58-9521
日 本 基 督 教 団 体 撰 津 三 田 教 会	宗教	屋敷町7番25号	代表役員 西脇 正之	S28. 3. 12	(保) 三田こぼと保育園	562-4059	562-4093
三田市シルバー人材センター	公社	あかしあ台5丁目32番地2	理事長 牛谷 元秋	H2. 10. 1	シルバー人材センター会員の就業の確保・ 提供、高齢者の就労相談	564-7501	553-1300
風	社福	大原1546-5 志手原1321-1 三田町36-7 すずかけ台4-12-1	理事長 作田 善司	H8. 11. 22	(知授) 三田わくわく村 (大原) (知授) 三田わくわく村 (志手原) (知授) 三田わくわく村 (本町) (知授) 三田わくわく村 (すずかけ台)	564-0909 564-8989 558-8852 556-5355	564-8500 564-1919 558-8853 556-5356
ひょうご障害福祉事業協会	社福	宝塚市美幸町11番16号 井ノ草808番地	理事長 片岡 實	S55. 11. 1	(身療) はんしん自立の家 (知児通園) かるがも園	0797- 73-7213 568-1626	0797- 72-0592 560-7133
信 愛 会	社福	けやき台5丁目24番地	理事長 高澤 和男	H10. 3. 4	(幼保こ) 若草幼稚園 (保) あさひ若草ナースリー	563-5481	563-5482
湊 川 相 野 学 園	学法	四ツ辻1430番地	理事長 浅井 祐子	H13. 12. 1	(保) 湊川短期大学附属 キッズポート保育園	568-1381	568-0107
保育ネットワーク・ミルク 法人	NPO 法人	西山1丁目13番6号	理事長 小泉 雅子	H13. 7. 2	子育てに関する相談や助言、セミナーや交 流の場の提供などの様々な支援活動	565-4313	558-8502
さくらんぼ三田 法人	NPO 法人	三田町38-9	理事長 堀 重子	H18. 4. 3	高齢者を対象としたふれあいサロンや育児 中の保護者を対象とした集いの場の提供	563-1130	563-1130
さわやか三田 法人	NPO 法人	あかしあ台1丁目18番地10	代表理事 藤井 佳代子	H14. 1. 4	高齢者等の家事援助、福祉運送、助け合い の会、入院時付添い、デイサービスなど	565-0890	565-0890
W E L n e t さ ん だ 法人	NPO 法人	三田市上井沢44-1	代表理事 江原 伯陽	H14. 4. 1	障害者の就労支援や自立支援など	567-5104	567-5103
宅老所いこいの家さんだ 法人	NPO 法人	屋敷町12-24	理事長 小谷 規子	H15. 8. 1	虚弱や軽度の認知症高齢者支援と地域のふ れあいサロン	564-1513	564-1513
三田市手をつなぐ育成会 法人	NPO 法人	三田町29-14	理事長 市川 修子	H16. 4. 20	障害のある人とその家族の支援など	563-2933	
ふくろう高平 法人	NPO 法人	下里69	理事長 土谷 和子	H20. 9. 19	虚弱や軽度の認知症高齢者支援と地域のふ れあいサロン	569-1484	569-1484
神 戸 電 鉄	株式 会社	神戸市北区山田町下谷上字明田8番地の1 南が丘2丁目16番地	代表取締役 寺田 信彦	T15. 3. 27	(保) よこやま保育園	078-576- 8651 553-8707	078-576- 8759 553-8708
慈 光 学 園	学法	堺市南区竹城台3丁目2番2号 けやき台3丁目64番地 けやき台3丁目74番地	理事長 山本 徹彦	S44. 1. 14	(幼保こ) 三田けやき台認定こども園	072-291- 1111 565-4885	072-298- 5552 565-4886
サ ン 福 祉 会	社福	宝塚市山本西1丁目4番1号 高次1丁目1番4号	理事長 山田 慎治	S51. 4. 22	(保) さんだのもり保育園	0797-82- 1280 562-6633	0797-88- 6700 562-6639
黎 明 会	社福	神戸市北区有野町二郎字西浦383 駅前町3番15号102	理事長 古瀬 明子	H21. 5. 8	(保) 三田 虹の子保育園	078-982- 6663 556-7555	078-982- 6670 556-7556
敬 寿 記 念 会	社福	丹波市青垣町東芦田1303 富士が丘5丁目17番3号	理事長 大塚 久喜	H3. 3. 20	(特養) ゼフィール三田	0795-87- 1170 559-1800	0795-87- 1172 559-1133
き ら く え ん	社福	尼崎市長洲西通2-8-3 下深田36-36	理事長 土谷 千津子	S58. 1. 20	(訪看) 訪問看護ステーションやまぼうし (居宅) 三田きらくえん (デイ) デイサービス山帽子	06-6488- 9287 564-5191	06-6488- 9297 564-5194

法人名	種類	主たる所在地	代表者名	認可日	事業	電話番号	FAX
ジェイエイ兵庫六甲福祉会	社福	伊丹市中央4丁目5番6号 川除677-1	理事長 山脇 利文	H13. 8. 20	(居宅) オアシス三田 (HS) オアシス三田	072-771-1500 569-7156	072-771-3200 565-6210